令和３年　第３回

南会津町議会定例会

会議録

南 会 津 町 議 会

令和３年第３回南会津町議会定例会会議録目次

第１日　９月１０日（金）

◎議事日程……………………………………………………………………………………１
◎本日の会議に付した事件…………………………………………………………………１
◎出席議員……………………………………………………………………………………１
◎欠席議員……………………………………………………………………………………１
◎説明のための出席者………………………………………………………………………１
◎事務局職員出席者…………………………………………………………………………２
◎開会の宣告…………………………………………………………………………………３
◎開議の宣告…………………………………………………………………………………３
◎議事日程の報告……………………………………………………………………………３
◎会議録署名議員の指名……………………………………………………………………３
◎会期の決定…………………………………………………………………………………３
◎諸報告………………………………………………………………………………………４
◎議案第６６号から議案第８１号まで一括上程、説明…………………………………５
◎陳情の委員会付託………………………………………………………………………１７
◎散会の宣告………………………………………………………………………………１７

第２日　９月１５日（水）

◎議事日程…………………………………………………………………………………１９
◎本日の会議に付した事件………………………………………………………………１９
◎出席議員…………………………………………………………………………………１９
◎欠席議員…………………………………………………………………………………１９
◎説明のための出席者……………………………………………………………………１９
◎事務局職員出席者………………………………………………………………………２０
◎開議の宣告………………………………………………………………………………２１
◎議事日程の報告…………………………………………………………………………２１
◎一般質問…………………………………………………………………………………２１
　湯　田　芳　博　議員……………………………………………………………………２１

　渡　部　訓　正　議員……………………………………………………………………３６
　楠　　　正　次　議員……………………………………………………………………５０
　山　内　　　政　議員……………………………………………………………………６２
◎散会の宣告…………………………………………………………………………………６９

第３日　９月１６日（木）

◎議事日程……………………………………………………………………………………７１
◎本日の会議に付した事件…………………………………………………………………７１
◎出席議員……………………………………………………………………………………７１
◎欠席議員……………………………………………………………………………………７１
◎説明のための出席者………………………………………………………………………７１
◎事務局職員出席者…………………………………………………………………………７２
◎開議の宣告…………………………………………………………………………………７３
◎議事日程の報告……………………………………………………………………………７３
◎一般質問……………………………………………………………………………………７３
　大　桃　英　樹　議員……………………………………………………………………７３
　馬　場　　　浩　議員……………………………………………………………………９１
　五十嵐　芳　道　議員…………………………………………………………………１０３
　湯　田　　　哲　議員…………………………………………………………………１１４
◎散会の宣告………………………………………………………………………………１３４

第４日　９月１７日（金）

◎議事日程…………………………………………………………………………………１３５
◎本日の会議に付した事件………………………………………………………………１３６
◎出席議員…………………………………………………………………………………１３６
◎欠席議員…………………………………………………………………………………１３６
◎説明のための出席者……………………………………………………………………１３６
◎事務局職員出席者………………………………………………………………………１３７
◎開議の宣告………………………………………………………………………………１３８
◎議事日程の報告…………………………………………………………………………１３８

◎発言の申出……………………………………………………………………………………１３８
◎議案第６６号　南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例の質疑、討論、
採決…………………………………………………………………………１４０
◎議案第６７号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑、討論、
採決…………………………………………………………………………１４１
◎議案第６８号　物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）の質
疑、討論、採決……………………………………………………………１４１
◎議案第６９号　南会津町過疎地域持続的発展計画についての質疑、討論、採
決……………………………………………………………………………１４２
◎議案第７０号　南会津地方土地開発公社の解散についての質疑、討論、採決…………１５１
◎報告第　５号　令和２年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績
に関する報告について……………………………………………………１５２
◎議案第７１号　令和２年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての
質疑、討論、採決…………………………………………………………１５２
◎議案第７２号　令和２年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定についての質疑、討論、採決…………………………………………１７２
◎議案第７３号　令和２年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑、討論、採決………………………………………１７２
◎議案第７４号　令和２年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついての質疑、討論、採決………………………………………………１７３
◎議案第７５号　令和２年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定についての質疑、討論、採決…………………………………１７４
◎議案第７６号　令和２年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑、討論、採決………………………………………１７４
◎議案第７７号　令和２年度南会津町水道事業会計決算の認定についての質疑、
討論、採決…………………………………………………………………１７５
◎議案第７８号　令和３年度南会津町一般会計補正予算（第５号）の質疑、討
論、採決……………………………………………………………………１７６
◎議案第７９号　令和３年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）の
質疑、討論、採決…………………………………………………………１７９

◎議案第８０号　令和３年度南会津町水道事業会計補正予算（第１号）の質疑、
討論、採決……………………………………………………………………１８０
◎議案第８１号　令和３年度南会津町下水道事業会計補正予算（第１号）の質
疑、討論、採決…………………………………………………………………１８０
◎令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の
再検討を求める意見書提出の陳情についての委員長報
告、質疑、討論、採決……………………………………………………１８１
◎日程の追加……………………………………………………………………………１８５
◎議員提出議案第２号　豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提
出についての上程、質疑、討論、採決……………………………１８６
◎委員会提出議案第６号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針
の再検討を求める意見書の提出についての上程、質
疑、討論、採決……………………………………………………………１８８
◎議員派遣の件について………………………………………………………………１８９
◎閉会中の継続調査について…………………………………………………………１８９
◎閉会の宣告……………………………………………………………………………１９０
◎署名議員………………………………………………………………………………１９１

令和３年第３回南会津町議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

令和３年９月１０日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期決定の件
日程第　３　諸報告
日程第　４　議案第６６号から議案第８１号まで一括上程
（提案理由の説明）
日程第　５　陳情の委員会付託
令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	五十嵐　芳　道	議員	２番	馬　場　　　浩	議員
３番	川　島　　　進	議員	４番	湯　田　芳　博	議員
５番	室　井　英　雄	議員	６番	渡　部　訓　正	議員
７番	丸　山　陽　子	議員	８番	湯　田　良　一	議員
９番	大　桃　英　樹	議員	１０番	湯　田　　　哲	議員
１１番	高　野　精　一	議員	１２番	山　内　　　政	議員
１３番	菅　家　幸　弘	議員	１４番	星　　　光　久	議員
１５番	楠　　　正　次	議員	１６番	室　井　嘉　吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星　英雄	教育長	小寺俊和	総務課長
星　良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星　博文	商工観光課長
月田　啓	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会事務局長
渡部浩明	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	馬場　誠	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	渡部弘明	代表監査委員

事務局職員出席者

星　貴夫	事務局長	星　彰	議事係長

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和３年第３回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長　それでは、本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、４番、湯田芳博君及び13番、菅家幸弘君を指名します。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎会期の決定

○室井嘉吉議長　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から９月17日までの８日間とし、明11日から14日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月17日までの８日間とし、明11日から14日までを休会とすることに決定しました。

◇

◎諸報告

○室井嘉吉議長　日程第３、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和３年第２回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、総務委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、６月21日に招集された令和３年第１回南会津地方環境衛生組合議会臨時会及び令和３年第１回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会並びに８月23日に招集された令和３年第２回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和３年第２回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和３年度７月分までの例月出納検査を実施した結果、適正である旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る令和２年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、株式会社みなみあいづ、医療法人社団仁嘉会、以上の５法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及び株式会社みなみあいづの経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和３年第２回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報

告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎議案第６６号から議案第８１号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長　日程第４、議案第66号から議案第81号まで一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長　おはようございます。

令和３年第３回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第66号　南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして、明確化されることに伴い、町手数料徴収条例において、再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要がなくなることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昭和61年に建設した町営住宅伊南団地について、町営住宅としての耐用年数が経過したため、２棟２戸を用途廃止し、普通財産として管理するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第68号　物品購入契約についてご説明申し上げます。

本案は、田島地域で稼働しております消防車両２台の更新に係る物品購入契約であります。当該消防車両は、購入してから25年が経過し、老朽化による揚水及び放水能力の低下及び頻発する車両故障時の交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として大きな課題を有していることから、住民生活の安全・安心を確保するため車両の更新を行うものであります。

このため、２社を指名し、去る８月18日に指名競争入札を実施した結果、株式会社ホシノが落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、小型動力ポンプ付積載車２台で、契約金額を2,352万9,000円とし、納入期限を令和４年３月31日とするものであります。

次に、議案第69号　南会津町過疎地域持続的発展計画についてご説明申し上げます。

過疎地域に指定されている本町におきましては、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施し、地域の自立、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を図ることを目的に、これまで過疎地域持続的発展計画の策定を進めてきたところであります。このたび、福島県との協議が調ったことから、令和３年度から令和７年度までの５か年を計画期間とする南会津町過疎地域持続的発展計画について議会の議決を求めるものであります。

なお、本計画を策定することで、事業実施の際の財源に過疎債を充当することが可能となり、より有利な起債の活用により、過疎対策に資する事業が実施できることとなります。

次に、議案第70号　南会津地方土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。

南会津地方土地開発公社は、公共事業用地の先行取得等の実施を通して、郡内町村の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に昭和48年に設立されました。しかしながら、近年は、地価の急激な上昇が見られず、当該公社における用地先行取得の意義、必要性が乏しくなってきており、平成10年以降は、用地先行取得事業を行っていない状況であります。

これらを踏まえ、本年５月に開催された土地開発公社理事会において、当該公社を解散することについて同意がなされたことから、構成町村において解散の議決を求めるものであります。

次に、報告第５号　令和２年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第71号以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、令和２年度事務報告、主要な施策の成果及び令和２年度決算概要を配付しておりますので、決算書と併せてご覧くださるようお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第71号から第77号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第71号　令和２年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和２年度の予算編成に当たっては、地方財政計画等の国の動向を踏まえながら、第２次総合振興計画後期基本計画に基づいて、成果指標や目標値の検証を行い、社会経済状況の変化や町民ニーズに柔軟かつスピード感を持って対応するための必要な予算を基本としながらも、令和時代における希望ある地方創生の実現に向け、本町への人と資金の流れを強め、新しい時代の流れを力にする施策の推進と誰もが活躍できる地域社会の実現に向けた予算編成を行いました。

この結果、一般会計当初予算額は、対前年度比4.6％増の134億2,300万円で、その後、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算計上など計11回の予算補正を行い、前年度繰越明許費を含む最終予算総額は、176億7,036万1,000円となりました。

続いて、決算について申し上げます。

歳入総額172億8,560万1,000円、歳出総額168億8,531万7,000円で、前年度決算と比較すると、歳入で26.9％、歳出で28.8％の大幅な増加となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は４億28万4,000円の黒字、さらに翌年度へ繰り越すべき財源4,385万4,000円を除いた実質収支額は３億5,643万円となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は、マイナス5,046万2,000円となったものの、これに財政調整基金への積立額と取崩し額の差額１億7,658万8,000円を差し引いた実質単年度収支は１億2,612万6,000円の黒字となり、決算状況はおおむね良好となりました。

主な歳入項目では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や特別定額給付金給付事業費補助金などの国庫支出金が前年度比258.8％と大きく増加したほか、星の郷ホテル建設事業や防災行政無線整備事業といった大規模事業に加え、学校情報通信ネットワーク環境整備事業や第３セクター支援事業など、年度途中で実施することとなった事業の財源として発行した地方債が前年度比で39.8％の増加となりました。

そのほか、南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金返還金により財産収入が前年度比982.6％増加となっております。

一方、歳出決算の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対策事業などにより補助費等が115.3％の増となったほか、繰越し事業を含めた大規模事業が年度内に重なったことに伴い、普通建設事業費が前年度比16.8％増加いたしました。

また、南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金返還金を基金へ積み立てたことにより積立金が前年度比179.1％の増、少雪だった前年度より除雪関連経費が増加したことに伴い、維持補修費が前年度比97.5％増加いたしました。

主な財政指標の状況では、経常収支比率が前年度比から1.6％上回り、90.3％となりました。上昇した主な要因としては、少雪に伴い前年度大幅に減少となった除雪関連経費が例年ベースとなったことによる維持補修費の増加及び会計年度任用職員制度への移行により、人件費が増加したことによるものであります。

近年、経常収支比率が高い水準にあることから、社会経済の変化に伴う新たな住民サービスの提供や災害などの臨時的財政需要に対して迅速かつ柔軟に対応するためにも、財政構造の弾力性に配慮していく必要があります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の５ページのとおりであります。このうち、実質公債費比率においては、３か年平均の比率で前年度より0.1％増の5.4％となりましたが、中長期的な視点では、地方債の計画的な活用が図られていると判断しております。

そのほか指標とも基準以下となっており、財政規律は守られておりますが、引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

本町は、市町村合併時より地方交付税をはじめとする依存財源の割合が高く、国の地方財政対策に大きく左右される状況が続いており、特に令和３年度からは、普通交付税の合併算定替特例措置が終了し、一本算定となったため、普通交付税の交付額の減少への対応や経常経費の抑制など、今後の財政運営に大きな課題を抱えております。

これまで以上に、一般財源の確保が厳しくなることから、資産の活用や受益者負担の適正化による自主財源の確保を図りながら、町行政改革大綱に基づく組織・機構の見直しや定員管理、選択と集中による事務事業の見直しと公共施設管理計画に基づく施設の統廃合を適切に進めるなど、将来にわたって持続可能な財政構造の確立に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、議案第72号　令和２年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額16億9,938万1,000円で、対前年度比で7.3％の減、歳出総額も16億5,346万2,000円で、対前年度比5.3％の減となり、歳入歳出ともに前年度より減額となりました。

減額の主な要因としては、コロナ禍における被保険者の受診控え等によって療養給付費等の支出が少なくなったことで、医療費に係る療養給付費等の減少と、それに伴う普通交付金等の県支出金が減少したことによるものです。

近年の医療技術の進歩に伴い、高度な治療、新薬の服用等が可能になったことが影響し、１件当たりの医療費が高額になってきていることやコロナ禍における受診控え等に起因する疾病の重症化予防対策等も視野に入れた上で、今後も保健事業や医療費適正化事業等を推進することにより、安定した財政運営につなげてまいります。

次に、議案第73号　令和２年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額２億3,029万7,000円、歳出総額２億2,795万5,000円で、歳入歳出差引額234万2,000円を翌年度へ繰り越すことといたしました。

歳入歳出ともに前年度より6.4％増となりましたが、その主な要因は、令和２年度の後期高齢者医療保険料の算定方法の見直しによって保険料が増えたこと、また、それに伴い、福島県後期高齢者医療広域連合に納める負担金等の額も増えることとなったことによるものであります。

今後も、福島県後期高齢者医療広域連合との各種事業と連携しながら医療費の適正化に努めてまいります。

次に、議案第74号　令和２年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億2,824万9,000円、歳出総額22億9,447万2,000円、歳入歳出差引額3,377万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

新型コロナウイルス感染症拡大による介護サービスの利用控えやクラスター発生による施設の利用休止等の影響もあり、当初の支出見込みを大幅に下回る決算となりました。今後は、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年に向け、増加していく保険給付費に対して、その財源となる保険料の徴収強化と介護予防事業の推進による歳出抑制に努めていきたいと考えております。

次に、議案第75号　令和２年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額１億3,779万2,000円、歳出総額１億2,739万3,000円で、歳入歳出差引額1,039万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計予算は、主に町内合わせて９施設の維持管理経費でありますが、今後も引き続き、計画的な施設改善を行いながら適正な維持管理業務に努めてまいります。

次に、議案第76号　令和２年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

てご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額４億4,673万5,000円、歳出総額３億5,930万3,000円で、歳入歳出差引額8,743万2,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるととともに、下水道事業計画区域内未整備地区の解消に向けて、田島地域では新町地区、南郷地域では界、木伏地区において下水道埋設工事を実施しました。

次に、議案第77号　令和２年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

令和２年度の水道施設整備につきましては、平成28年度に策定した南会津町水道事業経営戦略に基づき、給配水管の布設及び水源地の造成を計画的に行い、水資源の確保と安全で安定した水道水の供給に努めてまいりました。

事業の営業活動等を表す収益的収支については、事業収益５億8,293万1,000円に対し、事業費用５億5,059万3,000円で、差引き3,233万8,000円となり、消費税等を除いた純利益は861万7,000円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的収支については、収入３億3,956万円に対し、支出５億4,445万7,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億489万7,000円につきましては、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で補填いたしました。

今後も安全で安定した水道水を供給するため、経営の効率化、健全化を行い、将来を展望した事業運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、６月定例会に報告しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるエールの交換プロジェクト事業ほか、一般会計８事業、総額３億4,931万4,000円及び水道事業会計１事業1,005万円を令和３年度に繰り越しておりますので、改めてご報告させていただきます。

続いて、議案第78号　令和３年度南会津町一般会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ７億2,175万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,621万8,000円とするものであります。

補正予算の主な項目につきましては、歳入からご説明申し上げます。

第１款町民税につきましては、当初予算で見込みました所得額より給与、営業、農業、いずれの所得額が増加となったことから、個人町民税を7,220万5,000円追加するものであります。

第11款地方交付税は、普通交付税の本算定の結果、交付額の確定により４億8,378万6,000円を追加するもので、当初見込みより基準財政需要額が地域振興費や地域デジタル社会推進費などの費目で増加したことが主な要因であります。

第15款国庫支出金は、2,554万7,000円の追加及び第16款県支出金は、441万8,000円の追加となり、いずれも過年度の精算交付負担金の増額及び事業費の変更などに伴う国県補助金の増額によるものであります。

第19款繰入金は、年度途中での事業費の追加または取りやめにより、その財源としての各種基金繰入金が増減したことに伴い、差引き434万4,000円が追加となりました。

第20款繰越金は、令和２年度決算に基づき１億5,643万円を追加し、繰越金総額を３億5,643万円とするものであります。

第22款町債は、3,362万6,000円の減額で、本庁舎車庫倉庫建設に関する庁舎整備事業債を新たに計上するほか、各種事業の変更に伴い、その財源としての町債額を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第２款総務費は、令和２年度決算剰余金の財政調整基金への積立て及びふるさと納税寄附額のふるさとづくり基金への積立てのほか、新たに本庁舎車庫倉庫建設工事に着手するための実施設計委託料及びマイナンバーカードの交付予約管理システム導入費、さらには、年度途中での事業費の変更に伴う補助金の補正などで１億1,208万6,000円を追加するものであります。

第３款民生費では、国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策用備品等を購入する保育対策総合支援事業、要保護児童などへの支援業務のための子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業などで305万6,000円を追加いたします。

第４款保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種開始に伴い、休日出勤となった職員の超過勤務手当の計上などで1,050万7,000円を追加するものであります。

第５款労働費は、当初予算で見込んでおりました企業立地奨励費の対象事業所において、操業開始が翌年度にずれ込んだため、交付金490万7,000円を減額することとなったものであります。

第６款農林水産業費は、957万3,000円の追加で、県営の林道整備事業が増額となったことに伴う町負担金の追加が主なものであります。

第７款商工費については、新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援として、感染拡大防止対策の徹底に協力していただいている町民の皆さんに感謝の気持ちを伝えるため

の生活応援商品券給付事業、また、飲食店における全国的な酒類の提供自粛や営業時間短縮などによって大きな影響を受けている町内清酒製造業者などを応援するための酒蔵緊急支援事業、さらには、ワクチン接種後の町内経済の景気回復に弾みをつけるための南会津に泊まって応援キャンペーン事業及び会津高原４スキー場誘客促進強化事業の４つの事業の予算を計上するものであります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により各種観光イベントの中止、縮小に伴う補助金を減額し、スキー場や宿泊施設などの修繕費の増額と南郷スキー場の季節従業員雇用確保のための雇用対策補助金を合わせて１億2,295万円を追加補正いたします。

第８款土木費は、495万2,000円の減額で、その主な内容は、町道東106号線の被災箇所の復旧のため測量設計委託料の計上と土地区画整理事業費の組替えなどのほか、国から交付される社会資本整備総合交付金の変更に伴う改良予定の町道路線の工事箇所の変更及び松下団地建て替え事業の工事内容の変更などであります。

第９款消防費については、救急車両整備事業費などの確定に伴い、南会津地方広域市町村圏組合負担金を331万9,000円減額いたします。

第10款教育費では、奥会津博物館内の施設の改修費及び保健体育施設の改修費などで405万3,000円を追加するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で４億7,270万6,000円を追加するものであります。

なお、地方債の変更は、第２表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第79号　令和３年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,042万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,192万9,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、事業費の財源としての国庫補助金及び一般会計繰入金の計上のほか、令和２年度決算に伴う県負担金の精算交付金と繰越金の計上であり、歳出では、介護保険システム改修費、南会津地方広域市町村圏組合負担金を計上するほか、令和２年度介護給付費の確定に伴う国県負担金と一般会計繰出金の精算金及び決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金を計上するものであります。

次に、議案第80号　令和３年度南会津町水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的収入を184万円追加し、収入の予定額を３億5,504万4,000円とし、また資本的支出を635万8,000円追加し、支出の予定額を５億6,442万6,000円とするものであります。

その主な内容は、資本的収入では、町道改良関連補償工事の変更に伴う一般会計繰入金の減額のほか、国道改良に伴う工事補償金の追加などであります。一方、資本的支出では、国道改良に伴う配水管移設工事費、静川地区水道管更新工事費、水道事業変更認可設計委託費を追加するほか、工事内容の見直しによる事業費の減額などであります。

次に、議案第81号　令和３年度南会津町下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を59万9,000円追加し、６億6,120万4,000円とするものであります。

その内容は、前年度消費税確定申告額の確定に伴う納付額の追加補正及び資本的収入に係る企業債の組替えであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案16件、報告１件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　これで提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第71号から議案第77号までの令和２年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員、渡部弘明君。

○渡部弘明代表監査委員　代表監査委員の渡部弘明でございます。

令和２年度南会津町一般会計及び特別会計収入歳出決算並びに基金運用状況、令和２年度南会津町水道事業会計決算、令和２年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

まず、決算審査は、令和３年７月５日から７月13日までの実質７日にわたり、舟木隆監査委員、湯田良一監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された令和２年度一般会計及び各特別会計収入支出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び令和２年度南会津町水道事業会計決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認と併せて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運用状況は適正なものと認められたので、ここにご報告させていただきます。

以下、千円単位で申し上げますが、一般会計の決算状況は、歳入決算額が172億8,560万1,000円、歳出決算額168億8,531万7,000円、歳入歳出差引額４億28万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,385万4,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は３億5,643万円となっております。

水道事業を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額48億4,245万4,000円、歳出決算額46億6,258万5,000円、歳入歳出差引額１億7,986万9,000円が実質収支額となっております。

次に、町税等の未納額についてでありますが、自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の未納額は１億5,857万6,000円となり、前年度と比較しますと524万6,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は１億1,735万9,000円となり、前年度と比較しますと389万4,000円減少しました。

後期高齢者医療保険料の未納額は526万2,000円となり、前年度と比較しますと104万7,000円、率にして16.6％の減少となりました。

介護保険料の未納額は1,455万1,000円となり、前年度と比較しますと18万8,000円の減少となっております。

一方、使用料等の未納額は、保育料が前年度の比較で20万2,000円の減少で、11年連続の減少、町営住宅使用料は前年度との比較で171万2,000円の減少で、６年連続の減少となっております。

なお、現年度分については、４年連続で徴収率は100％を達成されており、担当者の努力と滞納対策の取組の成果が表れたものと評価します。

下水道使用料等は前年度との比較で169万円増加、水道使用料は前年度の比較で416万8,000円減少しており、全体では１億2,803万2,000円となり、前年度と比較しますと442万8,000円の減少となっております。

町税、使用料等を合計した一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は４億2,380万円となり、前年度と比較しますと431万2,000円の減少となっております。今後も、町民負担の公平性の確保と受益者の負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力する必要があり

ます。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分に把握し、その実情に沿ってきめ細かな対応を取りながら、支払い能力の範囲内と認められながら、その義務を果たさない滞納者に対しては、公平公正を期するため、断固とした態度で臨むべきであり、行政への信頼にも関わる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります

次に、町債についてでありますが、一般会計の令和元度末地方債現在高は、159億7,794万6,000円でありました。令和２年度末では169億5,064万6,000円と９億7,270万円増加しました。

特別会計の令和元年度末地方債現在高は、23億9,185万円でありましたが、令和２年度末では、22億2,203万6,000円と、１億6,981万4,000円減少しました。

実質公債費比率は、３か年間の平均値で5.4％となり、前年度より0.1％増加しました。単年度の実質公債費比率を見ると、平成30年度5.0％、令和元年度5.4％、令和２年度6.0％となっております。単年度比較で令和２年度は前年度より0.6％増加しておりますけれども、早期健全化基準である25.0％と比較しても低位で推移しており、財政の健全化は保たれております。今後もコスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和２年度の経営成績については、水道事業収益５億8,293万1,000円、事業費用５億5,059万3,000円、当期純利益は861万7,000円となっております。財政状態は、流動化率が平成30年度120.3％、令和元年度が120.6％、令和２年度が114.6％で推移しており、資金繰りも特に懸念はありません。また、企業債残高は32億5,628万4,000円となっていますが、収益化可能な長期前受金19億1,588万5,000円を確保し、令和元年度の減価償却費３億4,336万円を計上しながら、最終利益を計上できれば、今後の償還力に大きな懸念はありません。

今後も、平成28年度に策定された南会津町水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により、安定した資金繰りや給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと予想される中、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の給水に努められることを期待いたします。

次に、財政健全化判断比率監査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により実施するものでございます。

審査の概要でありますが、町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された令和２年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。実質赤字比率及び連結赤字比率は、一般会計等の令和２年度決算収支においては、実質赤字額は生じておらず、財政収益に問題はありません。

実質公債費比率については、３か年平均で5.4％となっており、早期健全化比率の25.0％と比較するとこれを下回っており問題はありません。単年度で見ても、平成30年度5.0％、令和元年度5.4％、令和２年度6.0％と低位で推移しております。

将来負担比率については、令和２年度は32.5％となっており、早期健全化基準の350.0％と比較すると、これを下回っており、問題はありません。過去３か年度を比較しても平成29年度23.3％、平成30年度25.0％、令和元年度33.1％と低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0％と比較しても問題はありません。

今後も普通交付税と一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることが想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、各課は役割を認識し、着実に第２次南会津町総合振興計画の目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗り遅れることのないよう、時代を先取り、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛させていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○室井嘉吉議長　以上で監査委員の報告を終わります。

◇

◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長　日程第５、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情１件を受理しております。

令和３年陳情第４号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第１項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。

◇

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれで散会します。

次の本会議は、９月15日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午前１１時０２分

令和３年第３回南会津町議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

令和３年９月１５日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

４番	湯　田　芳　博	議員
６番	渡　部　訓　正	議員
１５番	楠　　　正　次	議員
１２番	山　内　　　政	議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	五十嵐　芳　道	議員	２番	馬　場　　　浩	議員
３番	川　島　　　進	議員	４番	湯　田　芳　博	議員
５番	室　井　英　雄	議員	６番	渡　部　訓　正	議員
７番	丸　山　陽　子	議員	８番	湯　田　良　一	議員
９番	大　桃　英　樹	議員	１０番	湯　田　　　哲	議員
１１番	高　野　精　一	議員	１２番	山　内　　　政	議員
１３番	菅　家　幸　弘	議員	１４番	星　　　光　久	議員
１５番	楠　　　正　次	議員	１６番	室　井　嘉　吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大　宅　宗　吉	町　　　　長	渡　部　正　義	副　町　長
星　　英　雄	教　育　長	小　寺　俊　和	総　務　課　長
星　　　良栄	総合政策課長	鈴　木　秀　和	税　務　課　長

渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星　博文	商工観光課長
月田　啓	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会事務局長
渡部浩明	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	馬場　誠	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　貴夫	事務局長	星　彰	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎一般質問

○室井嘉吉議長　日程第１、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

また、今回の一般質問から、場内スクリーンの使用について申出を行った議員は、スクリーンに資料を表示して一般質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◇　湯　田　芳　博　議員

○室井嘉吉議長　それでは、４番、湯田芳博君の登壇を許します。

４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　議場にお集まりをいただいた皆様、おはようございます。

議席番号４番、湯田芳博であります。

どこでも起こり得る水害や土砂災害の原因と目される気候変動の問題、そして出口の見えない新型コロナウイルス感染の収束、これらが私たちの生活不安と閉塞感を招いております。だからこそ、住民の信頼によって立つ政治という領域に身を置く私たちは、足元の課題を拾い上げつつ、未来予測を怠りなく議論すべきものと考え、ここに一般質問を行います。

初めに、公平・公正な予算編成と選挙公約の実行を問うについてであります。

令和３年６月議会定例会における私の一般質問、予算編成に当たっての公平・公正の判断指標に対する総務課長の答弁には、町長の選挙公約を頭に置くとありましたので、ここで改めて次の件について伺います。

一つ目、現任期中に掲げた町長の選挙公約を示してください。

二つ目、現任期中における選挙公約を実現するために費やされた予算または決算額を、公約ごとに通算でお示しをいただきたい。

三つ目です。掲げた選挙公約の実現状況は、現在どの程度の進捗になっているのかを、公約ごとにお示しください。

次に、空き家の実態から見えてくる問題と政策を問うについてでありますが、その一つ目、町執行部が把握している空き家の実態を、形状等があれば、その分類によって、しかも四つの地域ごとにお示しをいただきたい。

二つ目、空き家となってしまう原因や背景に対する認識をお示しいただきたい。

三つ目です。空き家が増えるとどのような問題が生ずるのか、お示しをいただくとともに、予想される問題を解決するための政策をお示しください。

次に、保育所あるいは幼稚園、これらを含む中小零細と言われる事業所等への支援政策について問う、このことに関して、説明をいたします。

その一つ目、中小零細事業所で働く方々の就労実態に関する町の認識をお示しください。

二つ目、町内の中小零細事業所で働く正社員の年齢構成別年収額の実態をお示し願いたい。

三つ目です。中小零細事業所で働く正社員や臨時雇用契約者の所得向上と事業所等の安定経営に必要な支援政策を示していただきたい。

これらの質問は、全て町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問とさせていただきますが、与えられた時間内において、再質問をさせていただくことといたします。

〇室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　おはようございます。

４番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

答弁に少々時間を要しますので、ご了承願いたいと思います。

初めに、公平・公正な予算編成と選挙公約の実行はに関する１点目、現任期中に掲げた町長の選挙公約を示せとのおただしでありますが、３期目の立候補に当たりましては、私の政治信条であります公正、公平、誠実、思いやりを基本といたしまして、これまで築いてきました信頼の上に、国や県との連携をより深めながら、自然豊かな郷土を後世に引き継ぐため、町民の皆さんと手を携え、将来を見据えた夢と希望のまちづくりを実現させるため、次の10項目を公約とさせていただきました。

１点目は、祇園祭の町をテーマに、賑わいのあるまちづくりで中心市街地の活性化に取り組む。

２点目は、林産業の再生と雇用の拡大に取り組む。

３点目は、特産品のブランド化とほ場整備を進め、所得の向上と新規・後継就農者の拡充に取り組む。

４点目は、地元企業を支援し、若者の定着に向けた雇用対策を推進する。

５点目は、全国に誇れる自然環境を後世に引き継ぐため、ヤマザクラ１万本の郷づくりを推進する。

６点目は、高齢者が安心して暮らせる支え合いの仕組み、集落づくりに取り組む。

７点目は、結婚対策の推進、出産・子育てと病児保育などの施策強化に取り組む。

８点目は、会津縦貫南道路田島工区の早期完成など、社会資本の整備に取り組む。

９点目は、集落応援交付金事業の継続で、集落共助体制の更なる充実に取り組む。

最後に、福島大学と連携し、県立田島高等学校の活性化に取り組む、以上の10項目であります。

次に、２点目であります。現任期中における選挙公約実現のために費やされた予算または決算額を公約ごとに通算で示せ。３点目、掲げた選挙公約の実現状況は現在どの程度の進捗になっているかを公約ごとに示せとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

先に答弁いたしましたとおり、私は、将来を見据えた夢と希望のまちづくりを実現させるため、10項目の公約を掲げました。

まず、祇園祭の町をテーマに、賑わいのあるまちづくりで中心市街地の活性化に取り組むに

つきましては、田島地域中心市街地の活性化を含め、賑わいのあるまちづくりを進めるに当たり、町としての役割は非常に重要でありますが、事業者や沿線住民が当事者となり事業に参画いただくことが重要と考えております。町商工会に事務を委託し、具体的な方策の検討を進めていただきました。この結果、上町地区の石蔵及び日本家屋を活用したまちなか拠点施設の整備に関する具体的な提言をいただいたことから、令和２年度に土地開発基金を活用して、用地の取得を行ったところであります。

なお、現在は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、拠点施設の整備に関して、具体的な事業の進捗が図られておりませんが、施設整備に関する町の方針や事業者公募に関する実施要綱等を取りまとめるとともに、現在整備が進められている国道289号田島バイパスや会津縦貫南道路の開通を見据え、これまで整備してきた田島祇園祭４屋台格納施設の活用も絡めながら、賑わいあるまちづくりに向けた事業の準備を進めているところであります。

本項目の予算決算額としましては、土地開発基金分も含めまして、約5,660万円であります。

次に、林産業の再生と雇用の拡大に取り組むにつきましては、平成29年度より林業成長産業化地域創出モデル事業に取り組み、高性能林業機械導入による素材生産事業体への支援や地元工務店との連携による一般住宅建築等における町産材の利用促進、公共施設建設における町産材の積極的活用を図ることにより、伐採、加工、利用といった町産材の供給連鎖を構築いたしまして、併せまして、本町の森林面積の約70％を占める広葉樹の有効利用を推進するため、インテリアデザインとしての壁面装飾品の製品化や機関紙であります広報媒体等での情報発信を進めてまいりました。

また、林業関係事業体の新規採用者雇用への支援を行いまして、補助制度制定後の平成28年度から令和元年度までで、16名の林業従事者の雇用拡大が図られたほか、本町林業の将来にわたる拠点施設となる木の町コミュニティ館、仮称でありますが、これを本年度建設し、林業関係事業体の連携強化と更なる人材育成につなげてまいります。

なお、本項目の予算決算額としましては、約９億8,770万円であります。

次に、特産品のブランド化とほ場整備を進め、所得の向上と新規・後継就農者の拡充に取り組むにつきましては、本町の重点進行作物の生産強化のため、種苗や資材、園芸施設導入に係るきめ細かな支援を行い、産地の育成強化を図ってまいりましたが、その結果、南郷トマト、会津田島アスパラが地域団体商標に登録されたほか、平成30年度には、南郷トマトが福島県内で初めて地理的表示保護制度に登録され、同年度の総販売額が過去最高、約10億6,000万円、これを記録するなど、ブランド野菜の産地として、市場や消費者から高い評価を得るまでに成

長し、農家の所得向上が図られております。

併せてまして、新規・後継就農者の拡充につきましても、国の支援制度や本町独自の研修、初度経営支援制度により、トマトを中心に、毎年Ｉ・Ｕターンによる新規就農者があり、平成30年度から令和３年度まで17名の方が就農されております。

ほ場整備につきましては、平成28年度から県との連携により、田部地区で実施し、令和４年度の事業完了を目指しております。また、現在、田島地域の川島地区、関本地区、藤生地区の小塩地内、古今地区、糸沢地区から成る荒海エリアと、南郷の鴇巣地区において、令和５年度の事業採択に向けた調査事業を実施しているところでありますが、農業後継者不足の中、基盤整備と農業組織の法人化が急務となっていると、そのようにも思っています。

なお、本項目の予算決算額としましては、約４億2,580万円であります。

次に、地元企業を支援し、若者定着に向けた雇用対策を推進するにつきましては、地元企業の支援についての平成30年度から現時点までの実績としましては、生産設備等の導入経費を支援する地域活力創生事業を16事業所、工場の新設や増設等の経費を支援する企業立地促進奨励金事業を２事業所が活用し、各事業所における経営の安定や競争力の強化、雇用の拡大等が図られているところであります。また、起業家の挑戦を後押しするビジネスチャレンジ支援事業では、13件の新たな創業事例に活用されております。

また、新規学卒者やＵ・Ｉターン者の定住促進を図る若者定住応援プログラム交付金事業では、新規学卒者43名、Ｕターン者28名、Ｉターン者13名の合計84名の方に、交付金による生活支援を行っているところであります。

以上の支援策のほか、がんばる企業・人材育成事業で、企業の成長に欠かせない人材育成面を支援しながら、若者がやりがいを持ち、安心して働くことのできる雇用の場の創出に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症がいまだ様々な業種に影響を与えているため、小さな声にも耳を傾けながら、今後も必要な支援策を講じていく考えであります。

なお、本項目の予算決算額といたしましては、約１億960万円であります。

次に、全国に誇れる自然環境を後世に引き継ぐため、ヤマザクラ１万本の郷づくりを推進するにつきましては、町の宣言であります「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」の下、彩られた里山を次世代に引き継ぎ、将来に向けた地域づくりを目的としたヤマザクラ１万本の郷づくり事業を、平成29年度より実施しております。

現計画では、令和８年度までに１万本のヤマザクラの植栽を予定しておりますが、令和２年度までの進捗状況といたしましては、４地域で開催された植樹祭での植栽を含め、約4,400本

のヤマザクラが植栽されております。

なお、本項目の予算決算額といたしましては、約5,950万円であります。

次に、高齢者が安心して暮らせる支え合いの仕組み・集落づくりに取り組むにつきまして、ご説明いたします。

各地域において人口減少が進んでおり、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、今後更に増加することが予想されます。住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組のほか、高齢者見守り支援事業として、町社会福祉協議会への事業委託により、高齢者見守り支援員が、独り暮らし高齢者や高齢者世帯で見守りが必要な世帯を対象に自宅訪問を行い、悩みや困り事などを把握し、状況に応じて関係機関に情報提供する訪問活動や、各地区の集会所で実施されているふれあいサロン活動などを通した健康維持、増進活動の支援を行っております。

また、交通手段を持たない高齢者の移動手段の確保と交通空白地帯解消のため、自宅から指定施設まで利用できる交通機関として、デマンドタクシーの運行を行っており、既に田島地域の荒海エリア、長野地区、栗生沢地区の一部で運行を開始しております。

令和３年度は、更に舘岩地域において運行実証実験を行っているほか、田島地域の桧沢エリアでも、次年度以降の運行実証実験スタートに向け、桧沢地区区長会や事業者との協議を進めており、引き続きできる限り利用者が利用しやすい持続可能な地域公共交通網の形成に取り組んでいく考えであります。

なお、本項目の予算決算額としましては、約４億7,630万円であります。

次に、結婚対策の推進、出産・子育てと病児保育などの施策強化に取り組むにつきましては、平成27年度に第１期、令和元年度に第２期を策定した南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域全体で結婚を応援する環境整備を掲げ、「少子化対策のスタートは結婚から」を合い言葉に、地域と行政が一体となって結婚支援に係る取組を実施しております。

具体的には、豊富な経験と意欲、各分野でのネットワークを持つ相談員を配置し、異性との引き合わせを行う縁結びサポーター事業、出会いの機会を創出する「みなみ愛’Ｓ出会いフェスタ事業」、この事業に関しましては、実績３組、結婚されております。今、現、１組が予定されていると、そのように報告も受けております。

経済的理由で結婚に踏み切れない若者の金銭的支援を行う結婚新生活支援事業の三つの事業を柱に、コロナ禍の状況下においても、オンラインでの結婚セミナーを実施するなど、継続し

た結婚支援に取り組んでおります。

出産、子育てにつきましては、平成30年度から３年間で、約1,400件、総額約600万円の助成を行いました妊産婦医療費助成事業など、これまで制度化してきた事業による支援のほか、産後１年未満の産婦を対象とする産後ケア事業を、平成30年度から３年間、４件、約50万円、子供の成長発達における聞こえの機能の早期確認を図るために実施する新生児聴覚検査費用を、これまでの一部助成から、令和元年度より全額助成とし、平成30年度から３年間で174件、総額約130万円を助成するなど、多様化する子育て支援ニーズに対応し、子供を産み育てたいと思える環境づくりのため、心身及び経済的不安の解消に努めてまいりました。

また、平成29年度に開設した子育て世代包括支援センター「えがお」に寄せられる相談件数が、平成30年度には839件、令和元年度には957件、令和２年度には1,280件と、年々増加傾向にあることから、更なる機能拡充、強化のため、これまで配置している公認心理師のほか、令和３年度より新たに社会福祉士の資格を有する専門職を配置いたしました。

保健師と専門職の相談窓口の一本化により妊娠や出産、子育ての様々な場面に応じて、医療機関等の必要なサービスや発達支援対策が可能な療育施設との連携も、これまで以上に図られております。これらの支援により、出会いから結婚、出産、子育てまで、切れ目のない支援を実施することができ、婚姻数、出生数の増加につながり、町の人口減少に歯止めをかけていきたいと考えております。

なお、本項目の予算決算額といたしましては、約3,450万円であります。

次に、会津縦貫南道路田島工区の早期完成など、社会資本の整備に取り組むにつきましては、会津縦貫南道路は、町議会及び商工会などのお力添えをいただき、沿線自治体が一体となって要望活動を行ってきた成果が実り、下郷町から本町の５工区が平成27年４月に整備区間に指定され、うち町内の先行整備区間である長野地内で、盛土工事やボックスカルバート設置工事が進められています。現在、計画区間で境界確認が行われているほか、沿線行政区への事業説明会を開催しながら、道路整備に対する地域の理解と協力を求めているところであります。

また、本町から日光市までの国道121号が、地域高規格道路の候補路線に指定されたことから、この区間を栃木西部会津南道路としての位置づけ、会津縦貫南道路との一体的な整備を、福島、栃木両県に対し要望しているところであります。この栃木西部道路につきましては、これまで日光市や栃木県と連携いたしまして、国交省や関東地方整備局へ一緒に要望活動をしながら、ようやく国の直轄権限代行で事業が進められることが決定し、五十里ダムから川治温泉まで3.4キロに至る区間、橋とトンネル化が図られ、より首都圏との車での移動や時間の短縮

がされることが、方向性が決まってまいりました。地域と町の発展が期待されております。

その他、社会資本の整備といたしましては、間もなく開通を迎える南郷橋、道路幅が狭く大型バスの通行が困難であった、さいたま市立舘岩少年自然の家につながる小白沢橋、豪雪時の通行が困難であった和泉田２号線や集団検診会場に検査車両が入れなかった滝原地区の集会所までの入り口、町道整備などを実施したほか、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、施工面積約30.9ヘクタール、総事業費約69億円のうち、福島県が整備する国道289号田島バイパスの整備と併せ、町ではバイパス周辺の宅地造成や区画道路の整備を実施し、令和２年度末での進捗率は、事業費ベースで79.6％となっており、この間、地権者の皆様に絶大なご理解をいただきながら、目に見える形で事業の推進が図られてまいりました。

この田島バイパスにつきましても、私が町政を引き継いだ時点では、農協のスタンドまでのバイパスの改良でありましたけれども、現在、田島南会津病院の方面に向かって未整備となっておった部分が、関係者の皆様との直接的な話合いをしたり、関係者の方々からご理解とご協力をいただきながら、現在、松下の跨線橋を含め、国道400号の合流地点まで開通の見通しが立ってまいりました。

住環境の整備につきましても、田島地域を中心に、町営住宅の老朽化による建て替えとして、平成30年度には寺前団地が完成し、令和２年度より松下団地の建て替え、令和３年度からは会下団地の改修事業に着手いたしました。今後も引き続き、入居者に寄り添った健全な管理運営を実施していく考えであります。

なお、本項目の予算決算額といたしましては、18億8,290万円であります。

次に、集落応援交付金事業の継続で、集落共助体制の更なる充実に取り組むにつきましては、地域の自主的な住民自治活動、これは自主性を促すことも非常に大事だと思っています、それの推進と集落機能の維持強化を図ることを目的に、集落応援交付金事業を継続して実施しております。

申請状況といたしましては、平成30年度から94集落で1,958万2,000円、令和元年度から95集落で2,044万円、令和２年度から94集落で1,999万1,000円、令和３年度が93集落で1,988万4,000円であります。

近年、この交付金を活用した先進的な事例として、地域内の景観整備のため、長年の課題であった大量の廃棄物を処分する集落や、危険空家の解体を住民協同により実施した集落、地域の歴史をつくった先人たちを調査し歴史書にまとめた集落があるなど、集落のコミュニティ活動として、集落自ら知恵を絞り、集落の課題解決に向け、創意工夫を凝らしながらの取組は、

集落機能の維持や自主防災、高齢者の見守りなどに大きく貢献していると考えております。

なお、本項目の予算決算額といたしましては、約１億2,190万円であります。

最後に、福島大学と連携し県立田島高等学校の活性化に取り組むにつきましては、令和元年度に福島大学に食農学類が設立され、本町は、実践型教育プログラム実践地として、令和元年度10名、令和２年度５名、令和３年度は26名の学生を受け入れ、福島大学との連携を深めております。また、この取組の中には、福島大学の教員による田島高校１学年を対象とした有害鳥獣被害対策に関する模擬講義が行われるなど、今後は教員はもちろん、大学生と高校生の交流が広がることにより、学びの意欲や高等学校の魅力が向上し、活性化につながるものと、そのように考えております。

なお、本項目の予算決算額といたしましては、約210万円であります。

以上、10項目について説明いたしましたが、一方では、昨年度から急遽対応が必要となってまいりました新型コロナウイルス感染症対策につきまして、これらにつきましても関係各課が連携しながら、事業を進めているところであります。

コロナ感染者の人数が少しずつ減少はしているものの、依然として収束の見通しが立たないなか、まだまだコロナ対策は最重要事項でありますので、しっかり対応をしてまいりたいと考えております。

公約の中には時間を必要とする事業もありますが、今後とも町民の皆様との対話を通し、より多くの声を町政に反映させながら、町政執行に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、空き家の実態から見えてくる問題と政策に関する１点目であります。

町執行部が把握している空き家の実態を形状等の分類があれば、それを４地域ごとに示せとのおただしでありますが、本町の空き家の分類につきましては、南会津町空家等対策計画において、空き家等の不良段階判定基準表に基づき、外観目視による空き家の状態を判定し、その評点により分類しております。

評点が０点の場合は、適正に管理されている空き家、評点が１点から99点の場合は、管理不全空き家、評点が100点以上の場合は、危険空き家として分類しております。

町では、現状把握のため、町内全域を対象とした空き家の実態調査を実施しており、この調査により把握した令和３年３月31日現在、４地域それぞれの空き家の内訳は、田島地域が、適正に管理されている空き家309件、管理不全空き家53件、危険空き家47件、舘岩地域が、適正に管理されている空き家が117件、管理不全空き家が20件、危険空き家が14件、伊南地域が、

適正に管理されている空き家64件、管理不全空き家で６件、危険空き家５件、南郷地域が、適正に管理されている空き家76件、管理不全空き家15件、危険空き家10件と、このようになっております。

次に２点目であります。

空き家となってしまう原因や背景に対する認識とのおただしでありますが、空き家となってしまう主な原因は、住んでいる方が高齢になり、特別養護老人ホームなど施設に入所することや、町内外の別に暮らす子供宅などに転居することのほか、住んでいる方が逝去されてしまうことだと、そのように認識しております。その背景には、少子化や核家族の影響があるものと、そのように考えております。

次に３点目であります。

空き家が増えることによる問題と、それを解決するための政策を示せとのおただしでありますが、空き家になり管理がされない状態の空き家につきましては、建物の一部が飛散し、周辺住民に危険を及ぼすことはもちろんですが、野生動物が住み着くことや、生活環境の悪化、火事や犯罪が発生する危険性もあることから、喫緊の課題となっております。

このことから、町では、それらの課題を解決するため、南会津町空家等対策計画を策定し、管理不全な空き家等の発生抑止、空き家等の利活用の推進、危険空き家等の解消の三つの柱を基本方針に定め、空き家の対策に当たっております。

基本方針の具体的な取組内容でありますが、１点目の管理不全な空き家等の発生抑止につきましては、空き家等の適正管理に向けた周知、啓発や、シルバー人材センターや除雪ネットワーク事業者との連携により、適正管理体制の構築により対策に当たっております。

二つ目の空き家等の利活用の推進につきましては、空き家の流通、活用を行うため、空き家バンクの運用を行うとともに、空き家バンク利用者への補助金の交付を行っております。また、役場内関係各課で住宅施策の検討を行っております。

三つ目の危険空家等の解消につきましては、既存の危険空き家の除去を促進するため、毎年、危険空き家の所有者に適切な管理のために必要な措置を講じるよう助言や指導を行い、更に、危険空き家の除去を行う所有者等に対し、補助金の交付等の支援を行っております。

今後も、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、保育所や幼稚園を含む中小零細といわれる事業所等への支援政策はに関する１点目、中小零細事業所で働く方々の就労実態はとのおただしでありますが、町内の金融機関との意見

交換会や商工会が行ったアンケート調査を通して、雇用調整助成金制度を活用した出勤調整等を実施している事業所等があることは把握しております。また、営業時間の短縮や休業等により、休日手当や残業手当等も減少していることから、特に給与水準が低い若い世代の方の生活が苦しい状況にあることも聞いておりますが、それらが原因で車や住宅ローンの返済ができず、手放さざるを得ないようなケースは、今のところ発生していないと、そのような報告も受けております。

なお、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、影響も長期化していることから、倒産企業や失業者等を出すことがないよう、引き続き金融機関や商工会等と連携しながら、情報収集に努めてまいりたいと思っています。

次に２点目であります。町内の中小零細事業所で働く正社員の年齢構成別年収額の実態を示せとのおただしでありますが、町では、町内中小零細事業所に限っての年齢構成別年収額の実態調査は行っておりません。

次に３点目であります。中小零細事業所で働く正社員や臨時雇用契約者の所得向上と事業所等の安定経営に必要な支援政策を示せとのおただしでありますが、中小零細事業所で働く正社員や臨時雇用契約者の所得向上策につきましては、事業所の経営基盤の強化を図ることが重要であり、このためには、売上高や利益率を向上させるためのビジネスモデルの構築や、後継者の確保、事業所等を支える従業員の人材育成、経営者や従業員等の意識改革、新たな設備投資等が必要であると、そのように考えております。

このようなことから、町といたしましては、がんばる企業・人材育成事業により、研修会等の参加経費や資格取得経費を助成しているほか、中小規模事業者等活性化事業により、新商品、新製品の開発経費や、販路拡大に向けた展示会等への参加経費等について助成を行っております。また、産業競争力の強化を目指す製造業者等に対しましても、地域活力創生事業により、生産設備や装置等の導入経費を助成しております。

なお、今後、より専門的な視点から、事業所等の経営支援を行うことができるよう、経営コンサルタント等の専門家への依頼する費用の助成制度の検討を行ってまいります。

以上、長い時間をいただきましたけれども、答弁とさせていただきます。

なお、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　想定したような答弁、ほぼ想定内の答弁であったと思いますが、実は、

なぜこれほど幅広く質問したかといいますと、実は議会議員になって分かったことですが、議会議員にでも秘密事項、あるいは個人情報という形で知らされない。まして委員会に町長は出席しない。そうすると、それぞれの課がそれぞれの課で担当している事項についての説明、それを関連して理解しようと思っても、あるいはそれを求めても、関連して私たちに政策が届くことはない。したがって、今回は今日出していただいた内容を、議事録が作成された後、精査をして、次の機会に具体的な質問を進めていきたいと思います。

しかしながら、少し時間がございますので、何点かお伺いをいたしますが、今聞いて、非常に具体的な場所や数値や、そういうものもありましたが、なかなか抽象的で分からないんですよ。適正に対応すると。適正に対応するというのは、当たり前のことですから、不正に対応することなんかないんです。

どうしても、私がこれまで議員をしてきて、しっくりいかないのが、文章化なんですよ。全て計画でも何でもそうなんですけれども、文章化されるんですが、この文章を読んでみると、南会津の実感が湧かないんです。町のどこが、あるいはどこにいる人が、どのように不安を抱え、悩みに立ち向かっているかというのが出てこないんです。私たちが議員として活動する上で、とても大事なのが、具体的に例えば中小企業のことをとれば、保育所や幼稚園も子供たちの数が減って経営は大変なんです。そのときに、保育所は厚生労働省の所管ですよ。幼稚園は文部科学省の所管です。そうすると、どうしても国の制度に目が向くんです。それは、悪いことではありません。しかし、国の制度は、御存じのように、全国一律が多いんですよ。その中で、この今答弁のあった中で、南会津として、この中小企業の人たちが今統計は取っていないというか、実態調査はしていないと思っている。取る気はあるかどうか、答弁をお願いします。

○室井嘉吉議長　副町長。

○渡部正義副町長　現時点では、そのようなことは考えてございません。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　少し簡単明瞭に質問しなさいというふうな議長のご指示がありましたが、私の考え方を、やる気がないということですので、申し上げたいと。なぜ、独自の実態調査をしなければいけないか、それは、住民の暮らしが、今どこでつまずいているのか、あるいはどこで安定感を保っているのか、ここのことを南会津版でつくらなければ、対策が打てないんですよ。つまり、国勢調査がある、国勢調査で出たデータはデータとして大事です。しかし、そこから一歩踏み込んだ集落の実態、あるいは家族構成の実態、その実態の中身、どうしてそういう実態が生まれたのか。

例えば仕事がないから、仕事いっぱいあるよ、林業だって農業だってあるじゃないか、そうではないんですよ。一人一人持って生まれた性格や特性、つまり得意分野というのは違うんです。多様性がないと、一概に仕事をつくったとは言い切れない。そういうところをもう少し詳しく町として調べていく必要があると。さらには、民間事業主の負担ってどこにあるか、いろいろ探ってみる必要があると思いますよ。固定費が高いんですよ。固定費の中には、社会保険料の半額を事業者がもたなきゃならない。そうすると、それは国の事業だろうと、こういうふうな反論が返ってきます。でも、国は地方をよくしよう、地方の経済を何とか建て直そうと、そういう目的でやっているわけです。だったら、町から村から市から、一丸となって国にここのところを制度改正してくれと提案をすべきだと、そのためには、現状を知らないと何も手は打てない。さらには、公共事業、農道や町道もそうですが、林道そして作業路、これらも現場の生産者が求めるものと、ここに第２期の南会津町のまち・ひと・しごとの創生総合戦略というのがあるんですが、書いてあることがかなり乖離しているんですよ。つまり、この文言で町民を説得しようとしても無理です。

ですから、私は質問をもう一度しますが、今後、今災害は起きていません。災害を防ぐために造られた砂防ダムや治山ダム、これの実態を独自に調査する考えはありますか。

○室井嘉吉議長　建設課長。

○月田　啓建設課長　お答えいたします。

砂防ダム等の独自の調査ということでございますが、そうですね、今現在は、その部分は考えておりませんでしたが、設置者が福島県ですので、できる限り県と連携しながら考えていきたいと、そのように思います。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

砂防ダムに関しましては、今、課長が答弁したように、県のほうで５年に一度でしたか、ちょっと３年に一度か、５年に一度だったと思います。これは調査しています。新潟・福島豪雨災害のときも調査した結果とその後の調査した結果が、やはりかなり差があったということで、私も砂防協会の協会長をやっていますので、福島県の。ですから県にそれは指示をしまして、もう一回やり直すようにというようなことで、やっていただきました。その結果、内川に砂防ダムがあったんですけれども、そこの砂防ダムが改めて補強されたり、そのようなことがありますし、よその地区にもそのような例がございます。

それから、いろいろ今、湯田さんが町長時代の反省といいますか、そのとき気がつかなかっ

たこと、議員になって気がついて、いろいろそういう思いで議員活動をされているということでありますが、それは非常に大事なことだと私は本当に思います。私も、湯田町長さんのときに議員でありましたし、そのようなときのことを思い出しながら、これまで11年間といいますか、11年余りになりますけれども、町長をやらせていただきました。

そういうことを何も調査しないとか、そういう意味ではなくて、すべきものはしっかりすると、そういう考えの中、町民に寄り添った行政とは何なのかということを自問自答しながら、そういう中での大事な項目として、その時々の公約として掲げさせてもらっております。

そのときにいろいろ自分が思い立って、ここが必要だということを特別ピックアップしたものが、このような公約となっておりますし、それぞれの期ごとに多少違いはございますけれども、私の基本的な考え方としては、公平、公正、誠実、思いやり、この基本をして、そして町民の皆さんの生活の安定と、それから安全・安心をしっかり担保できるような町政を進めるべきだと、そのように考えております。

併せて、やはり町にとっては、財政は大事でありますので、行財政改革を進めながら、そのようなことを念頭に置いて、町政を担ってきたつもりでありますし、ただ、なかなかやりたいと思ってもできないことも実際あります。そういう面で、コロナの感染症が大変厳しい状況にありますけれども、やはり災害が起こったり、コロナもう災害であると、そのようにも捉えられますが、私としては、町民の皆さんの命を守り、そしてしっかり町民の皆さんが安心して生活できるようなまちづくりを進めていくことが私の責務だと、そのように考えておりますので、そのつもりで町政を担わせていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　過去のことを語るのは悪くはないですよ、過去から学ぶのは。しかし、気がついたときがスタートラインですよ。それが、未来に責任を持つ大原則ですよ。だから、あなたはこうだったでしょう、もうやめましょうよ、そんなことは。これからみんなでこの町をどうするかということを真剣に考え、しかも実態をきちっとつかんで、把握して、把握したらば、ここにはこういう処方箋をやろう、ここではこうしろ、これとこれを結びつけた場合には、どういうことが起こるんだろう、こういう体系的な議論を進めながら、この町に、ふるさとに、仕事をつくっていきましょうよ。

結局いろいろな問題がありますが、それをやっている、それはやらざるを得ない、だけれども、私はどうも、組織的な国の制度があって、県の意向があって、だからこうです。今の治山ダムだってそうですよ。県がやっているのはやっているでいいじゃないですか。我が町には、

たくさんの建設業者がありますよ。その方々に調査をさせる。一般財源でやりませんか。できませんか、どうですか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

　検査そのものは、町の業者ということでご意見ですけれども、私としては、やはり専門的知識、そのようなことを踏まえれば、やはり県の施設であれば県の専門的な知識の中で、また町がやるときには、もちろんその応援も支援も指導もいただきますけれども、そのようなことでやるのがいいのかなと。基本的には私はそう思います。そういう意味で、私は過去のことをいろいろちょっと言いましたけれども、現時点でも、やはり今現時点で突き当たっている課題は何なのかを常に考え、そうした中で公約の中でしっかり対応していきたいと思いますし、今後とも皆さん方の、コロナ感染症についてもそうでありますけれども、災害もこの過去10年間、毎年のように起こってまいりました。それらに対しての対応も、その時点時点で、それらの状況を踏まえながら対応策をしてきたつもりでございます。

　不十分な部分もあったかもしれませんけれども、それらの反省を踏まえ、今後ともそれらを生かしながら、町民の信頼に結びつける、信頼を得られる町政を進めていくことが私は大事なことだと思っていますので、決して昔のことばかりを基準にして町政を進めているわけではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　考え方が根本に違うんだと思うんです。確かに国の制度、これを守ることは大事ですし、国の制度を活用することは、私たちにとって、特に町当局にとっては、これは常道です。

　しかし、国はこの町で起こっていることは分かりませんよ。私も国会議員や私が現職時代に関わりを持った官僚の方々、今はＯＢになっている方が多いんですけれども、連絡を取っていますが、このコロナが何を物語っているか、ここをしっかり押さえないと、これからの地方の経済は、地方での暮らしは、なかなか立ちゆかない。助成金、それも必要です。でも、要は働いてお金を取ることなんですよ。働ける人が働いて、収入を上げて、しかもその収入は、時給が少し今823円に上がったそうですが、やはり事業形態の事業主に何を今支援していただければ経営がうまくいって、社員への給料もアップさせ、場合によっては、今は出していないかもしれないけれどもボーナスも出せる、そういう環境をつくっていくことは、町だけではできないかもしれません。でも、しっかりとここをこうするんだと、ここをこうしてほしいんだと、

県や国に訴えていきましょうよ。

私は、今の町長の答弁で、確かに町長として一生懸命やられているとは思います。だけれども、どうしても、私も経験がありますが、役場の中だけで物事を決めていることのほうが多いんじゃないかと思います。それはなぜか。職員が悪いんじゃないんです。全部、国や県のほうを見ているわけです。それをやりながらも、町独自の実態の調査をしながら、議員、15名いますよ。この15名の議員を総動員しながら、コロナ対策を含めて、仕事づくり、所得の向上、中小企業の安定、これらを切に希望して、私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長　以上で、４番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――

◇　渡　部　訓　正　議員

○室井嘉吉議長　次に、６番、渡部訓正君の登壇を許します。

６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　おはようございます。

議席番号６番、渡部訓正です。

私は、大きな項目２点について、これから一般質問をさせていただきます。

まず１点目、新型コロナウイルスの感染防止を。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、厳しい内容の報道が、連日されています。国内新規感染者は、８月13日に初めて２万人を突破し、８月20日から３日連続で２万5,000人超となり、第５波に突入しました。国は緊急事態宣言を東京都ほか13都道府県から21都道府県に追加発令し、先週には19都道府県とし、期限も９月12日から今月いっぱいということとしました。まん延防止等重点措置は、本県も含め、12県から８県とし、期限を同じように30日までと延長するとします。１か月前の８月９日から15日には、10万人当たりの新規陽性者数は43.01人と、ステージ４の爆発的な感染拡大の水準でしたが、現在はステージ３の感染者数となっています。本町でも、５月に６名、６月に１名、７月に１名、８月に７名と、感染拡大は続いています。

感染防止対策は、①３密の回避、②多人数での飲食の自粛、③アルコールの自粛など呼びかけられていますが、いまだに安全・安心は担保されていません。今考えられる安全・安心は、今申し上げた３点の遵守と、人流抑制であり、ワクチン接種により重症化リスクを下げることと考えています。

①６月議会の質問、答弁で、国からのワクチン接種量が該当者全員への供給量まで配分されていないとのことでしたが、現状はどうなっていますか。

②一般行政報告で、65歳以上の方に対する２回のワクチン接種は予定どおり７月末までに完了し、接種率は92.8％とのことでした。今後、希望しなかった方が希望する場合は、どのような対応となるのか。

③12から64歳の方の電話予約、インターネット予約が進んでおり、８月11日現在で73.6％の方が予約していると報告されていますが、今後、予約率は上がる見込みですか。あわせて、64歳以下の方の接種は、いつまでに完了する予定か。

④感染力の高いデルタ株により、２回の接種をした方でも感染するなどの風評がありますが、現状の正しい情報を町民に知らせることも必要と考えるがどうか。

次、大きな２番に移らせてもらいます。水道水源水の安定供給のために。

本町は、886.52平方キロメートルの広大な面積を有していますが、うち、森林は809.40平方キロメートルと、町内の面積の91.3％を占めています。９割を超える広大な面積を占める森林の中で、水道水源水の上流にある森林の適正管理を行うことにより、水道水源水の安定供給が図られると考え、森林の適正な管理と伐期年齢を超えた森林の伐採方法などについての現状と、現状に対する町の考えについて、問いただしたいと思います。

まず、水道水の水源種別ごとの取水は、①沢に取水施設を設置し、表流水を取水する。ダム水の取水も表流水の取水とします。②浅井戸、湧水などを取水する。この二つが、本町では主として用いられているとのことですが、今回は①の表流水を取水する水道施設を対象として、見ていきたいと思います。

①の表流水を取水している水道施設は、田島地域で３か所、舘岩地域で４か所、伊南地域と南郷地域では表流水の取水はなく、浅井戸、湧水による取水とのことで、表流水取水は合計すると７か所です。表流水を取水している７か所ごとの集水面積は、最小で201ヘクタールから最大で552ヘクタールであり、合計面積は2,696ヘクタールとなります。

この集水区域内にある森林の適正管理と伐採方法の検討を行うことにより、安定した保水力が保たれるとともに、おいしい水道水の供給が図れるものと考える。

しかし、大面積の伐採後に集中豪雨があると、伐採地の山腹崩落により、土石流が発生し、災害を受けたことがあります。今回の提案では、これまでの山腹崩落等の災害を全てなくすことはできないと思いますが、環境問題が世界的課題となっている中で、災害発生を少しでも抑えるための検討は必要ではないでしょうか。

併せて、現在の異常気象の中では、これまでに経験したことのない異常降雨も、ほぼ毎年あり、災害発生の頻度が増大していることから、災害発生を抑える努力が必要と思います。

この思いで、まず、水道水源地上流部の森林の適正管理と伐採方法について検討することを考えた次第。

また、提案の中で、保安林の指定箇所に係る森林施業の内容と同様の内容もありますが、新潟県に至る阿賀野川の源流域であることから、町独自に水道水源施設の管理も考えることも必要と思い、質問と提案をさせていただきます。

まず１点目は、森林の適正管理でございます。

①町では、林業行政の指針として、森林整備計画を樹立し、森林の整備を進めています。森林整備計画では、町内にある民有林の保育、間伐、そして伐採の基本的考えを定めています。併せて、伐採した間伐材、主伐した材木の利活用を図ることも計画に入れています。森林整備計画の策定においては、水道水源地上流の森林は、整備計画対象地となっていると思いますが、入っていない場合は、優先して計画対象地に加えるとともに、計画に沿った森林整備を優先して実施してはどうか。

②町独自に搬出に係る補助事業を設けていますが、水道水源地上流箇所の森林整備を優先して採択をし、伐採と搬出事業を一体と実施してはどうか。

③搬出事業の実施に当たっては、伐採後において集中豪雨等の出水により土石流被害が発生しないように、伐採事業者と十分に協議打合せを行っていくことが大切と思うが、どうか。

次に、２番の伐採方法でございます。

①として、大面積の伐採を行う際、１か所当たりの伐採面積は、水源涵養保安林の指定施業要件を準用してはどうか。これは、１か所の面積は、20ヘクタール以内というように、保安林の場合はなっております。

②伐採面積が20ヘクタールを超える場合は、20ヘクタールごとに保残帯を設けることを指導してはどうか。つまり、１か所で20ヘクタールを超えるような面積にはならないようにしてはどうかということでございます。

③伐採前の事前打合せで確認した内容で、伐採手法や搬出路が実施されているのか、伐採期間中に伐採事業者と打合せを行い確認することとしてはどうかということで、以上の内容について質問をさせていただきます。

以上、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　６番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスの感染防止をに関する１点目、６月議会の答弁で、国からのワクチン接種量が該当者全員への供給量まで配分されていないとのことでしたが、現状はどうなっていますかとのおただしでありますが、国からは、９月末までに12歳以上の人口の８割の方が２回接種するために必要な量のワクチンを配送することが示されておりまして、本町には現在まで１万938人分のワクチンが届いております。更に、９月末までには585人分の配送が示されておりますので、現時点におきましては、10月末までに接種を希望されている方に必要な量が確保できる見通しとなっております。

次に２点目であります。65歳以上で接種を希望しなかった方が今後希望する場合はどのような対応となるのかとのおただしでありますが、65歳以上の方で、これまでに接種をされなかった方の予約につきましては、現在も引き続き受付を行っております。

本町のワクチン接種は、10月末までに希望する方全員が２回の接種を完了できるように計画的に実施しております。10月末までに接種を完了していただくためには、１回目の接種を遅くとも10月９日までに行っていただく必要があります。現在のところ、10月上旬に約400人分の予約枠が残っておりますので、接種を希望される方は、できれば９月末までに予約をしていただきたいと考えております。

昨日のことでありますけれども、今３人の方に電話で受付を対応してもらっていますけれども、毎日少しずつ何人かずつ今も予約があるそうです。やはり中には、体の都合とか、そういうことで接種をされないという考え方の方もいらっしゃるわけでありますけれども、私としては、できる限り、そうでない人には、できるだけ積極的にワクチンの接種を受けていただくようにお願いできればなと、そのように考えております。

次に３点目であります。今後、予約率は上がる見込みか、また、64歳以下の方の接種はいつまでに完了する予定かとのおただしでありますが、12歳から64歳以下の方の予約率につきましては、９月13日現在84.3%であります。このような数字であります。それから、８月11日現在より10.7%上昇しているところであります。なお、直近の予約状況では、毎日20件程度の予約が入ってきております。今後も予約率は上昇するものと予想されます。また、64歳以下の方へのワクチン接種は、２点目の質問でお答えしましたとおり、10月末までに希望される方全員の２回の接種が完了する予定となっております。

次に４点目であります。感染力の高いデルタ株により、２回の接種をした方でも感染するなどなどの風評があるが、現状の正しい情報を町民に知らせることも必要と考えるがどうかとの

おただしでありますが、全国に感染が拡大している感染力が非常に強いデルタ株につきましては、ワクチン接種を２回した方でも感染する可能性があると、そのように言われております。

町では、これまでも町民の皆様へ新型コロナウイルス感染症に関するお願いや注意喚起を適時行ってまいりました。今後予定しております町民の皆様へのお知らせでは、日頃の感染予防対策をこれまで以上に強化していただくための注意喚起チラシを作成し、配布したいと考えております。

具体的な内容といたしましては、ワクチン接種を２回受けた後であっても、マスクを着用し、人との距離を一定に保つこと、食事の際は感染リスク低減の工夫と不要不急の外出の自粛など、また３密を本当に、これは空気感染も飛沫感染の中に含まれるので、そのようなことも含めて、不要不急の外出の自粛など、感染防止予防対策をより徹底していただくことをお願いしたいと、そのように考えております。

次に、水道水源水の安定供給に関する１点目、水道水源地上流の森林を優先して計画対象地に加えるとともに、計画に沿った森林整備を優先して実施してはどうかとのおただしでありますが、本町の森林整備方針につきましては、森林法に基づき、南会津町森林整備計画において、町有林や私有林を含む民有林を対象に、標準的な伐期齢や、造林、保育等に関する基本的な事項を定めておりまして、水道水源地上流の森林についても、対象区域に含まれております。また、国有林は、国有林の森林計画に基づき管理されております。

水道水源地上流の森林整備に当たりましては、国有林、天然林が多く、人工林の施業面積が限られていることから、事業地の集約化や路網整備などの一体的な環境整備が必要不可欠なため、国有林や県などの関係団体と連携して進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に２点目であります。水道水水源地上流の森林整備を優先して採択し、伐採と搬出事業を一体で実施してはどうかとのおただしでありますが、ご承知のとおり、町では、これまで林業成長産業化地域創出モデル事業において、山から木材を切り出す素材生産を増加させ、木材を流通させることにより、運搬、加工、販売といった林業全体の活性化へとつなげる取組を進めてきております。

人工林の森林整備を実施する場合においては、町としても搬出を伴う事業展開を進めていきたいと思っています。

次に３点目であります。伐採後において集中豪雨等の出水により土石流被害が発生しないように、伐採事業者と十分に協議打合せを行って行くことが大切と思うが、どうかとのおただしでありますが、森林所有者や林業事業者が伐採を行う際には、森林法に基づき事前に伐採届を

町に提出する必要がございます。受理した伐採届は、南会津町森林整備計画に適合しているかを判断した上で、適合通知書を出すこととなっております。

全国的に異常気象による災害が多発している中、南会津町森林整備計画には、伐採の標準的な方法や造林等に関する基本的事項を定めているため、これらの周知を行い、関係団体と意思疎通を図りながら、適正な森林管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、水道水源水の安定供給のための伐採方法に関する１点目、伐採を行う、水源涵養保安林の指定施業要件を準用してはどうか、２点目、20ヘクタールごとに保残帯を設けることを指導してはどうかとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

森林整備の基本的な事項につきましては、南会津町森林整備計画により実施することとなっております。皆伐についても皆伐面積制限を、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して、１か所当たり20ヘクタール以下としておりまして、水源涵養保安林内での伐採制限と同等な取扱いとしております。また、保残帯についても、林地の保全、豪雨等の各種被害の整備ため、設置することとしておりますので、これらについて改めて周知、指導してまいりたいと考えております。

次に３点目であります。伐採期間中に伐採事業者との打合せを行い確認することとしてはどうかとのおただしでありますが、これまでお答え申し上げましたように、伐採を行う際には、森林法に基づいた手続が必要となり、南会津町森林整備計画に定めた事項の遵守を求めておりますが、伐採業者との打合せや確認については、現場での施業判断が優先されることから、難しいものと、そのように考えております。

まずは、南会津町森林整備計画の内容を周知し、適正な森林管理、これが行われるように業者と意思疎通を図ることが重要と、そのように考えております。

水道水の水源ということを非常に注目されているようでありますし、これまでも本当に水源はかなり多く、南会津としてはございます。今の気候変動、そういう中で、やはり自然水を利用しているところ、表流水を利用しているところは、その渇水の恐れがございますので、当然、今、議員ご心配のような対策が必要だと思いますし、そうした中で、併せてこれらを長期間にわたっての森林管理、これをしていくことも大事だと思っています。

これまで防災も含め、針葉樹、カラマツとかスギ等も植林された面積も多くありますけれども、私たち町としては、やはり町の特徴を生かした広葉樹をどのように活用するかということ、

これもやはり大きく水源の確保につながるものと、そのように考えております。ですから、ほぼほぼ広葉樹の場合は、森林の整備といいますか、そのようなことが進められておりませんので、そのようなことも含めて、町は景観も含め、防災も含め、それらを併せ持った中で、水源の確保と防災に対しての対応をしていければなと、そのように考えております。

やはり、そうはいっても、やはり一定のスギであったりカラマツの植林は必要でございますので、その辺も見極めながら、町としては進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　再質問をさせていただきます。

一応、冒頭の中で申し上げましたように、現在のコロナ感染者というのが、年代を見ますと若い年代の方の感染が多くなっているんではないかと。やはり県内もそのように一応なっているんではないかなと思うんですが、それについての県はどのような分析をされているんでしょうか。そういうのを、もし情報等ありましたら、まず１点目、お願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

今ほど県の考え方ということでございましたけれども、国のほうで、先日、この高齢者に対しての死亡率が下がっているというような情報がありました。その中では、７月と８月の２か月間を見てみまして、推計ではありますけれども、高齢者の8,000人以上の死亡を防ぐことができているのではないかということで、このワクチン接種の効果が、そういったところに見られて、約8,000人の高齢者の命を救っているのではないかというようなお話が出ております。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　私は先ほども質問の中で申し上げましたように、やはり今、考える最大の要素としては、ワクチン接種が基本的に、やはりこれは強制はできないというのは、これは十分に私も承知はしていますが、やはりそこのところが、そういったやはり今言ったように8,000人以上の高齢者の死亡が減になっているということで、一応ワクチン接種の効果が高いから、ぜひこれからもワクチン接種をやっていただきたいというような形の考えが含まれていますよね。そういう認識でよろしいですよね。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

　ワクチン接種の効果については、いろいろな報道等でも言われておりますけれども、逆に言いますと、若者の比率が高くなっているという見方もされております。これについては、先ほど申しました高齢者の比率が、陽性率が下がっていることから、比較としまして、若者が上がっているということも一つ言えるとは思うんですが、若者のワクチンに対する考え方が前向きでない方も多くいらっしゃるというふうにも聞いておりまして、それも一つの問題であるというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　先ほど希望の中で、２番目の希望しなかった方がということで、これは実は65歳以上と先ほど町長が答弁された中に入りましたけれども、結構、大学生とか、そういう若い方が、住所はうちに、こっちの南会津に置くんだけれども、今は宇都宮のほうに行っているんだとか、そういうようなほかにいる方が、まだなかなか予約が取れていない、そしてなかなかこっちに来ることもできなくて、それでちょっとまだ予約も取れていないんだけれども、どうなんですかねということとか、あとは何か11月からは、これはちょっと私も確認したというか、そういうことでなくて聞いた話で申し訳ありませんが、11月からの予約というのは、なかなか取れないような状況になっているんですよねというような話もあったやに、そういうことが私も話合いしたんですが、そういうことはないんでしょうね、どうなんでしょう。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

　まず前段の大学生の接種希望者がいた場合の対応なんですが、まず、これは全国どこでも同じなんですけれども、住所地外接種という制度がございまして、現在住んでいない場所で接種をしたい場合には、そちらの市町村に申出をしまして、それで、その場所で接種ができるというものであります。

　具体的に言いますと、先ほど言いましたように、東京都等に首都圏のほうにお住まいの学生さんが、自宅のある実家のある南会津町で受けたいといった場合に、南会津町に住所地外接種の申出をいたしまして、それで受けることができる、そういった制度がございます。こちらについては、既に周知のほうもさせていただいております。

　後段の部分の11月以降の接種についての、11月以降できなくなるのではないかというようなご質問だったと思いますけれども、本町においては、先ほども町長答弁でもございましたとおり、10月末を目指して希望される方は終了する予定で進めております。それ以外の全国的な動

向といたしましては、国から申されているのは、10月から11月の上旬にかけて、２回目の接種を終えたいという、そういう路線で進めております。11月の上旬というような日にちも出ておりますので、今後、大規模接種センター等で更に接種スピードが上がって、そのあたりには全国の方々も２回目の接種が終わるのではないか、そういうふうに感じております。

〇室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

〇６番　渡部訓正議員　そうすると、これについては、もう一回ちゃんと役場に連絡をして、そしてその内容について、自分の都合なりも話しながら、一応聞いてもらいたいというような理解でよろしいですか。

〇室井嘉吉議長　健康福祉課長。

〇阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

そういったお子様をお持ちの親御さんから、昨日もそういったお問合せもいただきました。その都度、お答えをさせていただいて、先ほど申しましたように、10月の末までに終了したいと思っております。

ただ、先ほどの町長答弁の中にもありましたように、10月９日が１回目の最後の最終の接種日になりますので、遅くとも10月９日までに受けていただかないと、２回目が10月の末に終わらないということになりますので、その点だけご了承いただきたいと思います。

〇室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

〇６番　渡部訓正議員　では、一応それについては、ちょっと私も十分に情報を聞いていないところもあるもんですから、終わらせてもらいます。

それで、次の再質問は、情報を誰でもが今発信できるような世の中で、いかにも正しい情報と思わせるような資料を添付して特殊な事例について流しているものもあるようです。適切な言葉でないかもしれませんけれども、あおるような内容もあると思います。

つい最近のＮＨＫの報道では、ワクチン接種により不妊しやすいといった誤った情報が拡散しているとの内容がありました。ワクチン接種を強制することはできませんが、接種しても効果はどうなのか、疑問視する方もいます。ただ、専門家の話によりますと、接種により感染は17分の１に減、接種によりほとんどの方が軽症ですよと。これらのことから、今ほど言いましたように、専門家はワクチン接種の効果は高いというふうに報道されていました。

一応このようなコロナウイルス感染症に関する正しい情報、例えば日常生活における最低限の注意点等も十分理解される、ただ怖がるようなこともあるんではないかというように思いました。絶対大丈夫ということはないと思いますが、ただ怖がるようなことはなくしていくこと

が大切だというふうに思います。

このため、先ほども答弁の中でも若干触れられましたけれども、日常生活における注意点等をやはり正しく伝えるということが必要ではないかと。やはりそのがなを１回やったから十分なんだということではなくて、やはり繰り返し行っていくことが大切ではないのかなというふうに思いますが、どうですか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

本当に正しい情報をしっかり伝えること、これは非常に大事なことだと思います。えてして、うわさとか、そういう情報のほうが伝わりやすいのが世の中でありますが、実はこのワクチンの接種につきまして、町村会の総会の中で研修を受けました。北村義浩先生というワイドショーにも出ている先生ですけれども、このワクチンの専門家というか。その先生がおっしゃいましたことには、やはりワクチンは絶対受けたほうがいいですと、いろいろな話もございますけれども、首長として、責任者として、皆さん方にワクチンを受けていただくように、しっかり皆さん方にお願いをしてほしいと、そう言われました。

やはり先ほど私も答弁の中で申し上げましたけれども、人によっては、やはり受け付けない体の持ち主の方もいらっしゃいますので、その方は重々注意しながら対応していただくことは非常に大事なんですが、普通の人に関しましては、やはりワクチンを受けていただくように、私としてもＰＲしていきたいと、そのように思います。

実際にやはり家族の中で若い人が感染しても、２回ワクチンを接種した高齢者が感染しなかったと、そのような実際のケースもございます。一方で、マスコミ等で２回やってもうつったよと、感染したよという話もございますけれども、そういうこともあるかもしれませんけれども、私としてはワクチンをしっかり２回受けていただいて、そして感染防止をやっていただくことが、今現状としては一番大切なことだと、そのように考えておりますので、皆さん方にもその辺の周知をしっかりやっていきたいと、誤解されないようにやっていきたいと思います。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　ぜひそこのところを、これからも大変かと思いますが、このワクチンの戦いというのは続くと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、２番目の水道水源水の安定供給のためにということで、そちらのほうに移らせてもらいます。

まず１点目なんですが、私は今回は表流水の集水区域というような捉え方をしましたが、実

際、伊南地域、南郷地域は浅井戸と湧水の関係で、一応表流水ではない水源地になっているそうです。ただ、ここでの表流水とダム水のように集水区域だけを今回対象にしましたけれども、やはり浅井戸と湧水のがなも、水は上流のほうから集まってきて、そこに井戸なり湧水、水が湧き出ているというような形になるんではないかというふうに思います。なかなか浅井戸と湧水の集水区域の特定は困難であるとして、ここからの今回の対象にはしませんでしたけれども、今ほど言ったように水が集まってくるということですから、正確な面積把握は困難かもしれませんが、集水区域の推定は可能と考えますが、これについてはどうでしょうか。

〇室井嘉吉議長　環境水道課長。

〇遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

当然、井戸であっても湧き水であっても、議員おっしゃられるように、高いところから流れてきて集まってくるということになりますので、一方でその水が河川の伏流水だった場合は、その河川の流域を全部広大な水を囲うようになってしまって、その正確性という面でどうかなとは思いますけれども、囲えなくはないというふうに考えております。

〇室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

〇６番　渡部訓正議員　私は、表流水なり、そうやって湧水なり、浅井戸というか、この水を私らの山に行ったときに、沢水を飲んだり何かしたときというのは、本当にうまいなという、やはりそれだけここに、この南会津地区に住んでよかったと思える一つの要素でもあるんではないかというふうに思っていますので、そんな形で、ぜひ今後はこういう水道水源水の安定確保のために、ぜひそういった捉え方もしながら対応していただければというふうに思います。

それで、先ほど町長答弁の中で、町森林整備計画というので森林法に基づいて作って、そして町ではやっていますよということなんですが、これは町の林業行政を進める上で、最上位となる計画と私は考えているんですが、その認識でよろしいでしょうか。

〇室井嘉吉議長　農林課長。

〇室井利和農林課長　お答え申し上げます。

市町村整備計画につきましては、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が５年ごとに、10年計画として策定する計画でございます。地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方、これらをゾーニングや地域の実情に応じた森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法、さらには保護等の規範、路網や林道等の整備につきまして、長期的な視点に立っての森づくりの構想でございます。

市町村森林整備計画は、まず国の森林林業基本計画、さらには全国森林計画、さらには各都

道府県の地域森林計画に適合して作成されるものでございまして、市町村が講ずる森林整備施業のの方向性や、森林所有者が行う伐採、造林、森林の保護等の基幹する最上位計画となってございます。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　今ほどの質問で、一応この市町村森林整備計画に基づいて、町の林業行政は進めているという認識でよろしいんですよね。何かほかに違う計画があるんですか。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

　基本的には、森林の施業の在り方、伐採方法、路網の整備の仕方、林道の設置の方法、こちらにつきましては、市町村森林整備計画にのっとりまして施工しているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　この森林整備計画に基づいて指導をやっていくということですから、そういうふうに認識をしたいなというふうに思います。

　一応、その中で、町の先ほど言った森林整備計画で、これは町長答弁の中でもこの森林整備計画に書いてある考えに基づいて、そして面積も最大、保護林でなくても20ヘクタール、そして保残帯も設けながらやっていきたいと、指導していくというような形なんですけれども、やはりここのところは、先ほどの南会津町森林整備計画の７ページから８ページにかけて、その考えがここまではっきり明確に出ているわけですから、ちゃんとそれに基づいて、ぜひ森林所有者なり伐採事業者が大規模な伐採をする場合、ぜひそこの協力をお願いをしていくと。決して20ヘクタールを超えた面積は一切駄目なんだなということは、これは規制はそこまではできませんから、やはりそういって協力を求めて、そして集中豪雨等による土石流の発生なり山腹崩落を最低限に抑えていくというような視点というのは大事だろうというふうに思いますが、ちょっと繰り返しのような、そういう答弁をしているでしょうということになるかもしれませんが、その考え方、そういう理解でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答えを申し上げます。

　市町村森林整備計画に先ほど来、標準的な伐採の方法等が記載をされております。こちらに伴いまして、森林整備関係の伐採等を行う場合につきましては、伐採届出等を事前に提出をしていただくということになってございます。そちらにつきましては、こちらの市町村森林整備

計画に適合しているかどうかというものを判断をさせていただいて、届出の受理をするということになっております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　先ほど答弁の中で、伐採事業者との打合せというのは、一番私はポイントになると思うんです。何でかというと、それだけの例えば沢沿いの伐採関係なんかも、全部すごく地形によって伐採した後、崩落しやすい地形というのは、おのずと角度もあるでしょうし、そういうところで、できれば少し沢沿いを木をちょっと残してもらう保残帯をそこに設けてもらうとか、そういうものがあれば、集中豪雨の際のそういった土石流の崩落というのが、全部に全てゼロなんていうのは、私も考えておりませんが、一般の木が立派にあるところだって災害は起こっていますから、ただやはり大きな災害にはつながらないんではないかというふうに考えますが、それについては、どうでしょう。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

最近、本当にあちこちでいろいろな災害、土石流の災害が起こっています。よそにあることが我が町に起こらないということはありません。可能性はあります。そういう意味で、今現在のところ、木材の動きが鈍いわけでありますけれども、でもやはり林業をしっかりやっていくということは、環境整備においても重要であると考えております。以前に分収造林であったり、そのようなことが契約されたものが、ちょうど伐期に来ている部分もございます。

ですから、町としては、水系によって、傾斜とか、その辺もあるかもしれませんけれども、水域の面積に対してどの程度の伐採の計画をしていくのかということ、これをしっかり考慮しながらやっていく必要があるだろうと思います。

ただ、契約している造林地に関しましては、相手方もあって、そこのところは、そのような防災対策も含めた中での保残帯も残しながらというか、そのような計画の中で伐採計画を、契約ではありますけれども、そのようなことも協議させていただくことも必要かなと、そのように考えております。

ただ、契約ということもありますもんですから、その辺は町としても当然、配慮しなければなりませんけれども、私としては災害を防いだり、あるいは水源涵養、この意味からしても、水系ごとでのどの程度の伐採を計画していったらいいのかということを重々検討しながら、今後進めていく必要があるだろうと、そのように考えております。

そういう意味で、議員もそのような考え方だと思いますので、私もそれは同感でございますから、そのようなことをしっかり配慮した中で進めてまいりたいと考えています。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　これについては、本当に口では言っても、なかなか今町長が言われたように、契約地で、そしてそこのところで分けて、少ない面積でやってくれという場合は、やはり作業効率の関係から金にならないとか、やはりそういったいろいろな制約もあろうかとは思います。ただ、やはりそこで私が先ほど提案をさせてもらったように、伐採事業者との打合せというのが、本当に大事ではないのかなというふうに思います。決して伐採事業者も、やったから後、飛ぶ鳥は何ぼ跡を汚していってもいいんだなんていうふうには考えないと思いますから、ぜひそういうところを町としても、例えば伐採届が出てきた際に、そんなことをやはりちょっと地形を見たり、あとは現地もちょっと一緒に行ったりしながら、そういう協力も併せて求めていくという姿勢というのは必要だと思うんですが、どうですか。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

伐採届に関しましては、伐採届が先ほど来回答しているように、伐採届が提出されたときに、南会津町森林整備計画に沿っているかどうかというものを確認をさせていただいているところでございます。そのほか、なかなか現場でということで、今までは現場のほうで伐採がされているかどうかというのは、数年に一度、現場の確認ということで実施をしている時期がございましたが、毎回毎回その場所を確認をしているということではございませんでした。

ただ、特に災害が起きそうな場所、人家の近い場所等というようなところにつきましては、今後そのようなことを検討しながら、伐採届が適切に受理されているか、伐採が適切に行われているか、こちらのほうを確認してまいりたいと考えてございます。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　なかなかこの問題は、私もそんな単純ではないというか、やはり協力を求めるというか、そういうことは本当に大変な中身だなと、やはりあくまでも事業者の方の了解というものが必要ですから、そういうところをこれからぜひ一生懸命、対応するときには、ぜひそういうところも協力を求めるように頑張っていっていただきたいというようにお願いをして、私の一般質問については、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長　以上で、６番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

なお、再開は13時といたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○室井嘉吉議長　11番、高野精一君から都合により早退する旨の届出がありました。

ただいまより、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇　楠　　　正　次　議員

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　登壇順序３番、議席番号15、楠正次です。これから一般質問を行います。

近年、高齢者の孤独死や孤立死が増加しています。孤独死や孤立死は、大都市圏で近所付合い等もない核家族の社会問題という意識でおりましたが、当地方においても急激な高齢化の流れの中で、孤独死や孤立死は人ごとではないと感じております。

孤独死や孤立死を完全に防ぐことは困難と思います。マスコミの報道などでこれらの単語を見聞きするたびに心が痛み、絶望感にさいなまれるこの頃であります。本町でも疾病等で死亡し数日経て発見されるということもあります。

1980年に65歳以上の高齢者と子供との同居率は70％を超えていました。国のデータでありますけれども、2015年の内閣府データでは、39％と30％も減少しております。高齢者の独居率は50％に近づいていると言われますが、高齢者の独居イコール、以前も申しましたが社会問題ではないという考えもあります。選択的独居と孤立は全くの別物で積極的独居、独り暮らしは幸福度が高いとも聞きます。

そこで伺います。

①一人でも安心して暮らすことのできる社会環境の整備に対する考え。

次に、孤立死・孤独死に対する町長の考え。

次に、孤立死・孤独死を防ぐ取組と対策。

４点目に、低所得の高齢者に健康づくり応援商品券の給付の考え。

以上、４点を伺いたいと思います。

続きまして、高齢者除雪支援事業について伺います。

３月議会で質問しようと思いましたが、詳細の通告が漏れており、議論になりませんでしたので６月議会でと考えていましたが、コロナウイルス感染症対策の一環としてワクチン接種の推進が県より求められたというようなこともあり、担当課の多忙を極める中でとの思いから、今議会、これは12月に公示となりますから、今議会で質問させていただくことを許していただきたいというふうに思います。

高齢者が生活していく上で、冬期間の生活は大変だとの声をよく耳にします。寒さ対策、雪下ろし、除排雪など、自力での処理は困難で、負担と心配が増えます。

町は、高齢者等除雪支援事業を事業化し、年齢、世帯所得等に応じた支援をしています。

実施要綱第２条２項に、（１）には70歳以上という大きなくくりがあり、（２）（３）（４）には高齢者等の「等」に対して詳細の記載がございます。

第４条※１にはＡ階層として生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯、避難者のみの世帯とあります。また同条６項には、高齢者等は、事業者に除雪の都度個人負担額を支払うものとするという条項がございます。

そこで伺います。

①高齢者世帯等除雪支援事業の課題。

②第４条に生活保護世帯と明記する理由。

③第４条６項の収受の実態。

以上３点について伺います。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　15番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者の孤独死や孤立死の増加に関する１点目、一人でも安心して暮らすことのできる社会環境の整備に対する考えを示せとのおただしでありますが、本町における令和２年度末日の高齢者世帯数は1,779世帯でありまして、うち独り暮らしの高齢者数が976人であり、高齢者世帯の約53％が独り暮らしの高齢者となっております。

少子高齢化や社会環境の変化などによりまして、家族関係や地域とのつながりの希薄化など

が原因で地域社会から孤立し、孤独を感じる方も増えているものと推測されています。

本町においても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、一人でも安心して暮らすことのできる社会環境の整備を、行政だけではなく、地域の皆様や医療機関、介護事業所などと一体となって推進していくことが重要な課題であると、そのように考えております。

次に、２点目であります。

孤立死・孤独死に対する町長の考えを示せとのおただしでありますが、東日本大震災後、仮設住宅などでの孤独死のニュースがテレビで報じられることが度々、これまでもありました。

本町においても、独り暮らしの高齢者が死後数日たってから見つかるという事案も現実に起きておりまして、人生の最期を人知れず迎えることに対しましては、非常に心を痛めておるところでございます。

本町は、都市部と比較して、まだまだ地域のつながりが維持されていると、そのようにも感じておりますけれども、高齢者を見守る環境、これは地域としてもしっかり確保していかなければなりませんし、現在のところ、希薄化はしているものの、そこそこのものはあると、そのようにも感じております。

そういう中ではありますけれども、引き続き、見守り体制の連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目であります。

孤独死、孤独死を防ぐ取組と対策を示せとのおただしでありますが、現在、本町においては孤立や孤独、閉じこもりを防ぐ対策といたしまして、高齢者見守り支援事業により、高齢者見守り支援員を配置し、見守りが必要な高齢者宅を訪問いたしまして、悩みや困り事を伺い、地域包括支援センターなどと情報共有をしながら、高齢者支援を行っているところであります。

また、民生委員による自宅訪問や緊急通報システムの導入支援、冬期間の高齢者世帯等除雪支援事業など、在宅における高齢者への各種支援事業を組み合わせながら、できるだけ切れ目のないように見守り活動を行っているところであります。

見守り活動を継続して行っていくことで孤独感を解消し、多くの支援の手が届くことにより、孤立を防ぐことにつながっているものと、そのようにも考えています。

次に、４点目であります。

低所得の高齢者に健康づくり応援商品券の給付の考えを示せとのおただしでありますが、本町において、過去に取り組んできました、各種商品券及び給付金などの給付につきましては、灯油価格の高騰や消費税の増税、さらには新型コロナウイルス感染症の発生など、急激な社会

変化による町民生活への影響を緩和し、地域経済を支援することなどを目的として実施してきているところであります。

本９月定例会におきまして、新たな生活応援商品券に関する補正予算も計上しておりますので、高齢者の皆様にも有効に使用していただきたいと、活用していただきたいと考えております。

現段階では、低所得の高齢者に対する健康づくり応援商品券の給付は考えておりませんが、今後、急激な社会変化などの状況によりましては、さらなる支援が必要になった際には、改めて検討してまいります。ご理解願います。

次に、高齢者世帯等除雪支援事業に関する１点目、高齢者世帯等除雪支援事業の課題を示せとのおただしでありますが、支援を受けようとする高齢者世帯等は、年々増加傾向にあるのに対して、除雪支援事業者が減少傾向にあることが課題となっております。

除雪支援事業者でも、特に個人で登録していただいている方の高齢化が進んでおりまして、除雪支援事業者の減少につながっているものと、そのように考えられます。

また、本事業は当初、除雪作業の有償ボランティアの考えに基づきまして除雪支援事業者の登録をしていただいておりましたが、最近では、冬期間の収入確保に変化してきております。除雪単価が低額であることも除雪支援事業者の減少の要因であると、そのようにも考えております。

ただ、補助率とか、いろいろ課題もあると思いますけれども、これを単価を上げると今度、依頼するほうが、お願いするほうが高額で頼めないと、そういう課題もありますので、その調整は必要になってくるのかなと、そのようにも考えています。

そのほか、除雪支援事業者が減少していることで、大雪などで支援を受けようとする高齢者世帯等からの依頼が集中いたしまして、即時に対応できないことや、年末年始、週休日の対応についても課題があるものと、そのように認識しているところでございます。

次に、２点目、第４条に生活保護世帯と明記する理由を示せとのおただしでありますが、実施要綱第４条には、除雪を依頼した際の区分、30分あたりの契約単価、支援額及び個人負担額の階層別割合が記載されております。

支援額及び個人負担額の階層ではＡ階層、Ｂ階層を設けておりまして、Ｂ階層は、支援額及び個人負担額とも５割となっておりまして、住民税、所得割課税世帯が該当いたします。Ａ階層は、支援額が契約単価の９割、個人負担額が１割となっておりまして、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯、避難者のみの世帯が該当します。

議員おただしの生活保護世帯を明記している理由につきましては、Ａ階層に該当する世帯区分を、明確に説明するために記載しているものであります。

次に、３点目、第４条６項の収受の実態を示せとのおただしでありますが、実施要綱第４条６項には、高齢者世帯等は、業者に対し、除雪の都度、個人負担額を支払うものとすると記述されております。しかしながら実際は、毎月末に除雪実績を集計し、支援額及び個人負担額等を算出した上、翌月中旬ごろまでに個人負担額の徴収に高齢者宅等を訪問しております。

このように、要綱に定める内容と実際の運用に乖離がありますので、速やかに要綱の改正を行いまして、今年度の高齢者世帯等除雪支援事業を実施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　単身世帯数が53％ということで、非常に多くなっているなと改めて感じております。

高齢者の単身世帯は、家族及び地域社会との接触が非常に少なく、客観的に見ても交流が著しく乏しい状態となるというふうに言われております。先ほど答弁にもありましたけれども、民生委員の見守りや相談などが功を奏することがあると思います。地域支え合いの仕組みづくり、これがもう重要な施策と思います。先ほど、数日を経て発見されるということがあるという答弁ございましたが、これは４地域全てであったでしょうか。死因等、詳しいことは結構です。４地域でなかった地域があるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

全ての地域について確認したわけではございませんけれども、一部地域で昨年あったということを直接、私もお聞きしまして、実はその方は、息子さんはいらっしゃるんですが、この地域にお住まいでなくて、結果的に最後をみとることもできず、数日たって発見されたというのを聞きました。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　実際に、当町においてもそういうことがあるということは分かります。

2025年問題、団塊の世代が75歳に到達する、そしてその方が現在の平均寿命に達するのは、

男性は2031年、女性は2037年に81歳、87歳という平均寿命に限りなく近づきます。高齢者の人数は増加していくんですね。やはり、人の尊厳というか誰かにみとってもらえるような社会環境、これは先ほど町長答弁にありました地域のコミュニティであったり、あとは医療介護、これらとの連携で在宅医療の拠点、このようなものが必要になるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

先ほど町長答弁の中でも申し上げました、地域の皆様や医療機関、介護事業所、そういったところで一体となって推進していくということでございますけれども、これはまさに地域包括ケアシステムのことを指して申し上げた次第であります。

こちらにつきましては、議員おただしのとおり、要介護状態になったとしても、住み慣れた地域で最後まで自分らしく生活をしていくということを目標に、それぞれの関わりをしていくというものでございます。

医療の分野でいいますと、ちょっと今、進行が進んでおりませんが、南会津病院に地域包括ケア病棟を設置したいという思いで今、病院のほうも動いてございます。介護施設等についても、訪問介護等にも積極的に力を入れて行っております。

更に、町の取組としましても、できる限り地域での助け合いの活動も推進していくようにサロン事業、そういったところで見守り体制の支援をしていきたい。さらには、いわゆる見守り支援事業でございますけれども、そういったところも含めまして、複合的にこの地域包括ケアシステムの流れが循環になって動いていくように、今、進めているところでございます。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　サロン事業等も、コロナ禍の中でなかなか実施が困難というような状況も所管の調査の中で確認できました。今もありましたけれども、死の時期が近づくと、やはり住み慣れた自宅で最後を迎えたい、これが幸せな最後、このことについては、一律に論じることはなかなか難しいのかもしれませんけれども、死期が近づくと、本人の意思確認も容易でない、そしてそこに訪問した場合に苦しんでいる、そうした場合は、やはり救急車を手配してしまう、病院に運ばれる、本人と意思疎通がなかなか難しい状態の場合だと、やはり胃ろうが必要だと医師が判断するとか、延命の措置、人工心肺等々となってしまうと、もうそれはなかなか外せないという、そうすると自分の意思で本当はもう年齢的にも体調も自宅で最後を迎えたいんだということを、事前に訪問介護だとかケア質問の中で確認をして、それを家族と医

療機関であったり、介護機関であったり、そういう人たちで共有をしておくと、その本人の望む最後を迎えることができるようになると思いますので、そういう考えをしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

いろいろ私も高齢者の部類ではありますけれども、本当に独り暮らしであったり、あるいは高齢になられた方と話をすると、若いうちは子供たちを頼っていくと思っていたけれども、現実になるとやはりここがいいと言われる人、結構多いです。

当然、離れている家族も心配されているわけでありますけれども、人間の命、限りあるどういう状況で変化するか分かりませんので、その辺を踏まえた中で、やはり家族同士で話し合っていくことも町としては進める必要があるのかなと、そのようにも考えております。

先ほどは、介護施設とかいろいろ見守りとか包括支援センターの中でやるというような、もちろん医療も含めてですけれども、そういうことでありますけれども、急な場合は、これはもうなかなか急遽、対応できない分も現実としてありますので、その辺も含めて、いざというときにどうするかということ、家族のいる人には家族にも共有してもらう必要があるだろうし、あるいは、本当に独り暮らしの人は、近所の人にもそういうことを共有してもらう必要が出てくるだろうと、そのようにも考えています。

まして、空き家の話もありますけれども、周囲に住んでいる人が少なくなった場合には、孤立する可能性も重々ありまして、中には特殊な例かもしれませんけれども、やはり人との接し方が不得意な不得手な人もいらっしゃいますから、その辺も含めて、しっかりフォローできるような体制づくりをしていく必要があるだろうと思います。

一部、高齢になられた方の中には、介護施設といいますかショートステイとか、そういうところの機関を利用されて、何とか冬期間をしのぐというような対策もされておりますけれども、全てがそれで可能になっているわけではございませんので、その辺も含めた中で、どのようにしたらいいのか、課題もある中で、できることをやっていく、できるだけやっていくと、そういうことが今、求められていると、そのように感じておりますので、それぞれの関係者とも十分話合いをしながら、その対策を町としては進めていきたいと、そのように考えています。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　そのとおりだというふうに思います。

その状況というのは、体調が著しく不調になったというときに、その本人の意思確認が難し

くなるので、事前に近所であったり遠く離れていても家族にもこういう意思でいるということを共有していただいて、医療介護、その訪問であったり、そういうところの人も共有しておけば、いざというときに慌ててどうこうではなくて、最後のところで自宅で本人の意思を尊重して、死の尊厳を維持するというようなことにつながるのかなというふうに思いますので、その考えを進めて、まだまだ、なかなか難しいとは思いますけれども、いてほしいなというふうに思います。

４点目の質問は、昨年12月にコロナ禍の中での経済支援ということで、私、12月から３月までの100日程度、１万円の給付をということを申し上げました。

でも、経済不安ではなくてコロナの不安であるからということでいましたが、年度末に65歳以上の高齢者世帯に対して給付されて喜ばれた方もあり、いやもうちょっと早く欲しかったなという方もあったというふうに聞きました。

そんな中、田島地域の方から昨日、私、電話をいただきました。7,800万円ほどの支援計画があるというふうに聞いたけれども、どういう人に配るのですかということで、私、12月１日の住民基本台帳に記載されている全ての町民に１人5,000円分の商品券を生活応援ということで給付しますよという議決されてということになると思いますということをお話したら、今度は年齢などの制限がないのだねということで、とても喜んでおられました。

というのは、その方は配偶者が65歳になっていなかったので、たった１歳違いなのに隣の世帯はもらえて、私はもらえなかったというようなことがあったので、すごく喜んでおられたということを報告させていただきます。

所得割住民税非課税世帯、先ほどありましたけれども、事務報告で見ると1,026人、その人たちの中で、例えば、単身世帯で均等割非課税世帯、これは生活保護者のほかにもいるということで、生活保護者は80世帯の90人の中で単身は73人ということでありました。私が１万円にこだわるのは、冬期間、１日に最低のロウでなくて、やはり運動するときには16度、17度ぐらいにせめて室温を上げるためには１日100円ぐらい必要だと。夫婦世帯であれば、１万円の今回、給付になるんですけれども、単身の場合は5,000円。１人でいても２人でいても部屋を暖める暖房費ってやはり同じようにかかるということで、ここにこだわっているんですけれども、その数字、全部見ても生活保護者の73人に5,000円プラスするのには36万5,000円、そして1,026人の非課税世帯の中で、単身者が半分いるとすれば、500人、250万、そういうことなので、世帯として１万円の収入になると、商品券の収入になるというようなことになると、より単身世帯の健康づくりと、そういうものに役立つんだろうなというふうに思って質問いたしま

したので、この件について、再度考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

確かに、人数によって１人5,000円ということなので、大家族の場合はそれだけ掛ける5,000円になるわけですけれども、単身の場合は5,000円と、こうなるわけです。これ、いろいろ非常に悩ましい話なんですが、確かに１世帯とすればそのような議員の考え方はそのとおりだと思いますけれども、今回はやはりお一人お一人の状況を踏まえた中で、どう支援できるかということを考えました。

先ほども答弁させていただきましたけれども、これから寒くなる時期に向かって、健康づくりをしっかりした生活をしていただくと、そのようなことの対策ということになれば、そのときはまたどういう状況になるか分かりませんけれども、状況を判断しながら支援の方法もあろうかと思います。

以前は石油の価格が高騰したとかということで、そういう事業も実施しましたけれども、健康を守るということからすれば、考え方そのものは方向性は一緒でありますから、どの程度できるのか、どういうふうな状況になるのか、その辺も踏まえた中で今後、検討させていただきたいと思います。

そういうことで、今回のことは、先ほど答弁させていただきましたけれども、そのような考え方の中で、この応援の商品券ということで事業を組みましたので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　１点目について了解いたしました。

次に、高齢者世帯等除雪支援事業の課題から、先ほど除雪をする事業者、この方たちが高齢化をして、なかなか需要に対して追いついていかない、そのようなことを聞きます。そして、この人たちが実際にこの事業が始まってから、南会津町としては今年の12月で15年目の告示になると思いますけれども、それ以前に田島町福祉世帯等除雪事業、舘岩村除雪ボランティア事業、伊南村軽度生活支援事業、南郷村除雪支援実施要綱、これらが田島、南郷は平成14年、舘岩は13年、伊南は12年、それぞれ実施要綱をつくっております。それに基づいて、18年３月20日に南会津町高齢者等除雪支援事業として告示されております。

旧町村時代、この事業の前身があって、そのときからすると約20年ぐらい経過しております。南会津町として、この事業を告示されて15年ですけれども、集落の私のところを見ても、15年

前は本当に60歳とかという元気な退職者であったり、全然何の問題もない。ところが、合併から15年たちますと、私も66歳になりました。地域にいた私のちょっと先輩たちの人ももう70とすると、当時はこの様式、この計画で集落が行政区内で完結できたというふうに、私、考えます。ところが、先ほど町長答弁にありましたけれども、除雪事業者は減って、依頼が多くなって、集落で完結できないために、５キロも10キロも離れたところのものまで冬期の収入源として、除雪できる事業者が出向いて、除雪をするというようなことが現状だろうというふうに思います。

それで、課題としては雪下ろし、豪雪のときに一度にいろんな登録者、決定された方から依頼が入る、とすると、雪下ろしで私、事業者に聞きました。雪下ろしは朝のうちの本当に雪が緩まない中でないと怖くて屋根に登れない。私の同級生でありますけれども、高所作業車で行って、日中近くなれば、天辺に最初から上がって、命綱を渡して作業をしてもらうんだと。そうじゃないと、とても怖くてやってもらえない。命がけの作業、こんなふうになるので、そういうところにこの要綱上、条例にも、結局、集落内で完結できたから、その移動に対しての支援とか、そういうものがないんだと思います。ショベルローダーでとことこ行ったのを作業の時間というふうに計算したりすることはまたおかしな話だろうなと思うんですけれども、そういうところでロータリーの除雪車を軽トラに積んで、10キロ移動して除雪をするとか、そういう細かな部分、除雪の経費を上げろということではなくて、実態に合った、例えばショベル、ローダーでもバケットの容量によって、容量が倍だと時間は大体半分で終わるんですけれども、そういう区分も課題だろうなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〇室井嘉吉議長　健康福祉課長。

〇阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

このそれぞれの作業内容につきましては、８月の末に各地域の事業の取りまとめをしていただいている各団体、法人がありまして、その方々のところに赴いて、それぞれの現在、課題と思っていらっしゃる、もしくは要望をしたい内容があるかどうか確認をさせていただきました。

その中に、先ほど議員おただしの高所作業車による雪下ろし、そういったお話をいただいた団体もございました。実際のところ、当初の段階では、雪下ろしというのに高所作業車を使うというような想定をしていなかったということが間違いなく現状にあったわけなんですが、実際のところ、急こう配であったり、雪止めがついていないようなところの場合は登れない状況、さらには素早く作業を進めなければいけないという状況の中で、高所作業車を使う必要性が出てきたというところも認識させていただきました。

そのためには、更にそこに高所作業車という特殊な機械を使うものですから、若干の料金の見直しをしてはどうかというところで、していただけないかというようなご相談もありましたので、そちらについては、今、実はもう既に、要綱の改正に向けて、金額の設定、そういったところも検討しまして、要綱の改正に向けて進めてございます。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　もう既にそのように要綱改正に向けて進んでいるということでありました。また、先ほどその都度支払うというような要綱の部分についても見直すことというふうにありましたので、そこは了解いたしました。

もう一点、通告にないのですけれども、失礼しました、生活保護世帯について若干お聞きしたいと思います。

生活保護世帯というのは、均等割非課税世帯であります。そして80世帯で90人います。その先ほどの１歳違いで支援金がもらえなかったというお話ありましたけれども、70歳、69歳、68歳、ここに経済的生活弱者である生活保護者、これ認定されている人でありますけれども、その人が70歳という当初の大きなくくりの中でくくるのではなくて、60歳から69歳までの生活保護受給者は15人であります。その中でも高齢者というくくり方だと65歳で雪下ろし、片付けが身体的にできない、体力もないというような人は、やはりこの支援が１割負担も容易ではないけれども、前も申し上げました、ぜひそういうふうに改正してほしいという話ありました。

ただ、これは相対的にそういうふうに広げることが無理だというのであれば、ほかの自治体の高齢者等除雪支援事業をいろいろ私、調べてみました。そうすると、65歳にしているところもあります。ただ、財政の関係か需要と供給のバランスの関係か、75歳以上と限定しているところもございます。そうするとそこは、南会津町よりも５歳、後でないとこの支援が受けられない。ただ、あと、その他、特に町長、市長が必要と認めると、これは本当に経済的、身体的に弱者であって、やってあげたいけれども、条例でこうなっているからできないというふうな考え方では、ちょっと問題かなというふうに思うんですけれども、そこについての考えを伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

どこで線を引くかということは、ものすごくやはり気になるところだと思うんです。税金みたいに累進課税というか、ある程度削減できるような中で利用を進められればいいけれども、これぱっかりはそういう話とはちょっと違うと思うんです。ですから、ただ所得制限の中で非

課税世帯とうたっていれば確かにそうなんですけれども、あともう少しで非課税世帯になるところだったみたいな、言葉の言い方、変ですけれども、でも、いかんせんどこかで基準を決めなければならないと。そういう課題はあるということも認識はしておりますが、どういうふうに具体的になってやったらいいのかということは、なかなか課題だと思うんです。

ですから、あとは地域によって、どこかのよその自治体と言われましたけれども、雪の降り方とかそういうことによっても地域の差があると思うので、ですから、その辺も踏まえた中でどのようにするかということは、ちょっと今、ここで具体的にはぱっと正直言って思い浮かびませんが、そんなことも念頭に置いた検討もしてみたいと思います。

いずれ、どういう事業をやってもそういうはざまというのか、そういう人が出てくるので、そこのところをやはりどうするかということは、非常に行政としては悩ましい部分でもございますが、なかなか全て救うという具合にはいかないという現実もございますので、その点はご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　検討していただきたいというふうに思います。そして通告にないのですけれども、この大きな支援事業の中身でいいますと、高齢者等除雪支援事業の決定通知、（却下）というふうな通知が条例で示されておりまして、町長、当然、決定通知、却下通知、町長印が押してありますけれども、当然、それご覧になっているというふうに思います。

その中に、今、実際に使用しているやつを見ますと、依頼先事業者というものが条例の中では却下理由を書く欄のところに、依頼先事業者というのが要綱には定まっていませんけれども、あります。そこに、結局、依頼先事業者というのは登録者から事業者にお願いをする際にコーディネートをして、結局、多くの依頼があった場合には、どの業者にどことどこをお願いしますということにしたりする場所だと思うんですけれども、この依頼先事業者というのが、要綱上も条例上も見当たらないということなので、先ほどいろいろな部分で要綱を見直すということでありましたから、ここもきちっと規定をして、これが誤っていると私、完全に言うわけではありませんけれども、本当に正しい事務作業なのかということで疑問を持ちましたので、この分もぜひ検討をし、きちんとした様式にのっとったものにしてほしいなと。するべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

議員おただしのところは、要綱の中に示されている様式の中で、却下理由というふうに書か

れている場所があります。しかし、現実の運用の中では、この欄がなく、そして、更にそこに依頼先事業者がどこなのかというような表記で実際に使われているというご指摘でございます。

こちらについては、ご指摘のとおり、本来要綱の中で定めている様式を使うべきではありますので、要綱に合わせるべきなのかもしれないのですが、実際のところ、この決定通知書の中で、却下理由を書く必要性が実際のところないということがあったんだと思います。そこの部分のところに、依頼先の事業者はこちらになりますので、こちらに連絡くださいというようなことで、分かりやすく示したものではあるとは思うんですが、このどちらかというと、現在の使っている様式のように、今後も使用していきたいというふうに考えておりますので、要綱のほうを訂正していきたい、直していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　以上で終わります。

○室井嘉吉議長　以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◇　山　内　　　政　議員

○室井嘉吉議長　次に、12番、山内政君の登壇を許します。

12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　ただいまから一般質問を行います。

質問は２点であります。

１点目、育児休業中の在園時保育継続を。

第２子、第３子を出産後、育児休業に入ると、それまで入所していた園児が退所させられます。少子化の中で、少しでも子供を産みやすく、育てやすくする観点から、ゼロ歳から２歳児の在園児も継続入所を検討して実施をするべきと考えます。

それで、１つ目、①園児を継続入所させないことで生じる町民の利益は何かありますか。

２つ目、在園児を継続入所させることにより、町は国などからどのようなペナルティが課せられるのか、ありましたら。

③在園児を継続入所させた場合、著しく公平性が損なわれるのか、ありましたらお答えください。

４つ目、少子化の本町でいつでも保育園に入所できる環境にある中、在園児を継続入所させ

ない最大の理由は何か、ありましたら教えてください。

２つ目であります。

老朽化に伴う広域消防署伊南出張所及び舘岩分遣所の新築改修計画は。

本町に本部があります南会津地方広域市町村圏組合消防署は、令和２年度までに、ほぼ全ての施設が新築され、広域消防の拠点ともいうべき体制が整いました。

一方、大規模地震などが起きれば、いつ倒壊するか分からない伊南出張所や、開設当時から年数が経過して現在の職場環境に適さなくなっている舘岩分遣所が本町にあります。

これらの新築を含めた改修には、多くの経費が予想されます。構成町村として、今後どのように取り組んでいかれるのか。

①令和４年度以降の新築改修計画はどのように進められていくのか。

②今後、計画の中で、経費が算出されれば町はどのように対応をされるのか。

③地域住民の安心・安全のとりでというべき消防署の安全性確保は、最重要課題と考えます。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　12番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、育児休業中の在園児保育継続を、に関する１点目、園児を継続入所させないことで生じる町民の利益は何か、２点目、在園児を継続入所させることで国などからペナルティが課せられるかとのおただしについて、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

多くの待機児童を抱える都市部の自治体などにおきましては、継続入所を制限することによって、これまで入所できずにいた児童を入所させることができるメリットはありますが、待機児童が発生していない本町においては、育児休業の取得を理由に継続入所させないことで生じる町民の利益はございません。また、継続入所させることによって国等のペナルティが課されることも、特にございません。

次に、在園児を継続入所させた場合、著しく公平性が損なわれるのかとのおただしでありますが、入所を待つ待機児童がいない本町におきましては、在園児に引き続き、保育を継続したとしても、入所定員に余裕がありまして、新たな入所希望者の受入れには、何ら影響がないことから、そのような著しい公平性が損なわれるというようなおそれはないということで理解しています。

次に、４点目、少子化の本町でいつでも保育園に入所できる環境にある中、在園児を継続入所させない最大の理由は何かとのおただしでありますが、保育所等への入所は、国の定める保育を必要とする事由と市町村の定める優先利用の基準によって保育の必要性を認定いたしまし

て、入所許可を行います。

これまで本町では、育児休業取得時の取扱いとして、家庭に保育ができる保護者がいるという判断で、原則、継続入所はできない判断と、そのように判断しておりました。しかしながら、待機児童が発生していない本町の状況や継続利用を認定している町村が南会津郡内にもある状況を踏まえまして、これは、やはり私としても、何ら保育環境、子育ての環境を整える意味からしても、できるだけ早い機会にこれを検討してできるようにしていきたいと、そのように思います。

運用の見直しに着手いたしまして、子育てがしやすい町として、Ｕ・Ｉターンによる転入希望者のアピールにもつなげていきたいと、そのように対応してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

次に、老朽化に伴う広域消防署伊南出張所及び舘岩分遣所の新築改修計画に関する１点目、令和４年度以降の新築改修計画はどのように進められていくのかについてのおただしでありますが、構成町村としてというようなこともございましたものですから、ただ、これは広域市町村圏組合の事業でもありますので、これは当然、周りの町村との関連もございます。そういう中で、本庁舎、本署も建ちましたし、改築できました。その中で伊南出張所については、令和７年度までに新築する予定でありまして、舘岩分遣所については、改修の予定はありますが、具体的な整備時期は未定と、そのようになっております。

次に、２点目、今後、計画の中で経費が算出されれば、町はどのように対応をされるのかとのおただしでありますが、施設整備に係る経費については、南会津地方広域市町村圏組合の構成町村からの負担金で対応していく、そのようになります。

負担割合については、消防本部新庁舎建設事業の際の負担割合を基本として、今後、南会津地方広域市町村圏組合と構成町村の中で、財政状況を勘案し、慎重に協議していくと、そのようになります。

実は、この緊防災、前回で一応期限が切れる時期になったものですから、期限があったものですから、これも総務省のほうに町村会としても要望いたしまして、全国、そういう地域が多いせいもあると思うし、国土強靭化の話もございますし、そのような中で、やはりこれらをしっかり対応していくということが災害がいつ発生するか分からない中での国の課題でもあると思いますし、私たちの地域の課題でもあると思います。

ただ、今回、もう一期、５年間延長になったわけでありますけれども、今後もどのようになるか分かりませんが、これも含めて国のほうに要望していく必要があるだろうと、そのように

も考えております。今度の４年間の中で、これを全部、改築なりそのような対応をしますと、なかなか私たちの町にとっても財政負担が大変厳しいものがございますので、管理者会のお話の中でも話題になっていたんですが、当然、今回の中でしているのがまだ明確なこれでいきましょうというまではいっていない部分もあるんですが、どこまで話していいのか、決定していないことも話すと、ちょっと違和感を感じる人もいるかもしれませんけれども、やはり只見の出張所は改築するということはある程度、方向性が決まっていました。ただ、そこから先の緊防災、これがどのようになるか分からない中で、じゃあ、伊南出張所、それから下郷の出張所はどうするんだの話も出てきています。

一気になりますと、やはり私たちの町村としては一番負担割合が多いものですから、大きな財政負担が生じてきます。この間の管理者会の中でも、その旨を町の事情も話をさせていただきましたが、まだ今後、どういうふうに具体的になるのかは未定の部分が多い部分でありますので、明確な回答といいますか答弁はできませんが、いずれにしても負担割合は新庁舎の消防署の負担割合を、それを継続することになるし、そして話をしたことは、もう一つは、今、俎上に上っていませんけれども、舘岩分遣所、それから檜枝岐の分遣所、これらも同じような負担割合をするというような方向性は話合いの中でしていくべきかなと、そのように考えているところであります。

次に、３点目でありますが、地域住民の安全・安心のとりでともいうべき消防署の安全性確保は、最重要課題と考えるがとのおただしでありますが、議員おただしのとおり、消防本署をはじめ、各地域の出張所や分遣所は、消防や防災のみならず、住民の救急救命を担う安心・安全の拠点となる施設でありまして、万一の災害時に、その機能を失うことのないようにしなければならない、そういう使命があります。

出張所や分遣所の安全性の確保につきましては、南会津地方広域市町村圏組合を構成する他の町村と連携いたしまして、施設の耐震化や設置場所の見直しを含めた整備、機能充実を進めていかなければならないと、そのように考えています。また、女性の職員も採用されました。ですから、執務環境もしっかり整える必要もございますし、耐震性、防災に対する考え方も大事でありますが、そのようなこともありますので、その辺も十分、今後検討しながら進めていく必要があるだろうと思います。

幾つか課題はございます。今度の場所をどうするのかということと、それから女性に対しての今、いろいろ、本署だけは整っていますけれども、ほかは対応ができていませんので、そんなことも含めて、できるだけ早くやるという方向性はみんな同じ考えなんですが、財政的なこ

と、それから場所によっては、そこの今度建てる場所をどこにするかということになっています。

下郷の場合は、特に同じ場所に建てられないということなので、場所を変えられないということ、そして、今後、そのことについても検討の建てるのか、改修するのか、そのことも含めて、今、管理者会の中で話題にはなっています。

ですから、全体的な将来性としては、それは非常に大事な、重要な課題でありますので、しっかりと検討した中で、それぞれの事情も踏まえた中で決めていきたいと。皆さん方に、また広域の議員の皆さんにも、もちろん個々の構成町村の議会にも説明をしていかなければならないことだと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　ちょっと順序が違って、広域消防のほうから再質問させていただきます。

今、町長が最後のほうに答弁されました、これから造っていく消防署の中で、実は女性消防士がいるということは私も再質問で話そうと思ったものですから、あえて申し上げますけれども、当然のことながら、人事的なことについては不明でありますけれども、女性消防士も勤務できるような施設を造るというようなことは、前提としては必要なのではないかなということで提案をしていきたいと思うんですけれども、当然、こういうことも具体的な中身には盛り込んでいかれるというようなことでよろしいですか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

本署の建設に関しましても、そのように、今までは何人かで休憩するような場所になっていましたけれども、今はプライベートに休憩できるようになりましたし、今度、支所のほうも具体的にどういうことまではまだ話はしておりませんが、多分、そのようになっていくだろうと、そのようにも考えていますし、そのように提案していきたいと思います。

今のところは、只見が一番最初の話だったので、只見さんのほうでまずやって、そして伊南支所というふうな順序だと思っていたのですが、緊防災の関係で先ほどのような完全に煮詰まった話ではありませんが、話の方向性として申し上げたので、そこのところは決定という考え方ではなくて、ご理解願いたいと思います。

ですから、女性消防士の方にもしっかり、本当に何というのか、執務環境が保てるような、そういう施設にしていかなければならないと思っています。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　以前、耐震化の問題で、支所のことで出張所のことで質問した経過がありますが、そのときも消防本部を改築をして、その後だというようなお話を伺った記憶があります。

やっと本部が終わって、これから出張所に移るのかなということで、本当に震災が起きると、もう倒れるような建物に実際なっているというような話も非常に危険なところもあるので、というような話も広域議員としては伺っておりますので、早急な計画ということで進めていただきたいなというふうに思います。

特に、今回、伊南と舘岩を取り上げたのは、当南会津町に関係することということで取り上げました。両施設とも、出張所につきましても、今の場所的なものもなかなか限界があるので、その辺のところは地域的なことも、多分、事情聴取とかされるんではないかなというふうに思っているんですが、その辺のところはどうですか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

場所といいますか、その敷地は、用地は町が準備するという原則になっていますので、その辺も含めて検討して、皆さん方にしっかり説明した中で決定していきたいと、そのように思っています。

舘岩の分遣所に関しましては、道路改良が入るんです。だから、あそこはぶつからないんですけれども、どのようになるのか、場所がどこなのか、その辺のことも特にあそこの場合はそういうことを考慮する必要があるのかなと思いますが、ただ、現在のところ、取りあえずは伊南出張所、只見の出張所、構成町村として、そこを一番かなと考えておりますので、舘岩分遣所までは財政的なこともありますし、早急にやらなければならない事情は理解していますが、その辺のところで、今後、検討を進めていきたいと、そのように考えています。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　舘岩地域の議員３人いらっしゃる中で、舘岩地区の話をして大変恐縮でありますが、今、町長答弁にありましたように、現地に行くと分かるんですけれども、今後、国道改良があると非常にあそこ通らないので、長期的な計画という中では、出張所がそれぞれできた暁には、やはり国道沿いにいくような形で計画をされるというか、ぜひそういった

ことで提案をしていきたというふうには思いますので、構成町村の管理者として、そのようなことでぜひお願いしていきたいなというふうに思います。そのことについて。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

非常に皆さんの関心のある命を直結する施設なので、その辺は十分踏まえた中で、町としても考えていきたいと思います。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　まさに、伊南、舘岩の地域にとっては、本当に消防団員が今回の事務報告でも確認をさせていただきましたが、定員より200名ほど少ないという、なかなか成り手不足といいますか、そもそも若い人がいらっしゃらないのか、そういった現状であります。これは、200人足りないということは、かなりの消防団にとっても大きな痛手だというふうに思っております。それをカバーする意味でも、広域消防署の任務というのは絶大だなというふうに思いますので、しっかりと計画を立てられて、できれば地域の声を反映されるような形で、新築改修に向けてやっていただきたいというふうに要請をしていきたいと思います。

それでは、最初の質問について再質問をさせていただきます。

町長答弁で１、２について想定的に私もないだろうなとは思いましたけれども、やはり、ここ、きちっと確認をさせていただきました。ひょっとしてこれ、延長させて入所させることで不利益があるのかなと、あるということはこれはまずいよなという。あるいは、ペナルティがあるということも、これもまずいなと。でもそれもないということであって、それから、公平性ですよね、町民に対する公平性についても、今のところはないだろうという、この３つがないということで、この園児を入所させないというハードルというものは、かなり私は下がったなというふうに思って、今、答弁聞いておりました。

最終的に検討をして、できるだけ早く継続入所できるような形にしていきたいというふうに町長答弁いただきましたので、今度はその検討をなるべく早く、その子供を持っている親が少しでも軽減できるような形で実行していただくというこの作業を本当に早めていただいて、年明けにとか、そのくらいのスピードでやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

年明け待っていないでやるように、今、健康福祉課のほうと話していますので、ご理解願います。精いっぱい早くできるようにやります。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　私もちょっと長く見たのですけれども、それより早いという答弁で大変よかったと思います。ぜひ、家庭が親、じいちゃん、ばあちゃんがいない中で、ゼロ歳児を保育しながら、育てながら、１歳児とか２歳児のもう一人いる子供を育てるというのは、今の、今のというのは失礼かもしれません、母親にとってはなかなかのストレスだというふうに私は感じておりますので、今の町長答弁のとおりに早期な対応をされて、そういう該当のある保護者、それから子供には早期に保育園に戻れるようなことでお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長　以上で、12番、山内政君の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長　本日の議事日程は、全て終了をいたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会といたします。

明16日は午前10時から開議し、引き続き一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございます。

散会　午後　２時１１分

令和３年第３回南会津町議会定例会　第３日

議　事　日　程　（第３号）

令和３年９月１６日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

９番　大　桃　英　樹　議員
２番　馬　場　　　浩　議員
１番　五十嵐　芳　道　議員
１０番　湯　田　　　哲　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	五十嵐　芳　道	議員	２番	馬　場　　　浩	議員
３番	川　島　　　進	議員	４番	湯　田　芳　博	議員
５番	室　井　英　雄	議員	６番	渡　部　訓　正	議員
７番	丸　山　陽　子	議員	８番	湯　田　良　一	議員
９番	大　桃　英　樹	議員	１０番	湯　田　　　哲	議員
１１番	高　野　精　一	議員	１２番	山　内　　　政	議員
１３番	菅　家　幸　弘	議員	１４番	星　　　光　久	議員
１５番	楠　　　正　次	議員	１６番	室　井　嘉　吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大　宅　宗　吉	町　　　　長	渡　部　正　義	副　町　長
星　　　英　雄	教　育　長	小　寺　俊　和	総　務　課　長
星　　　良　栄	総合政策課長	鈴　木　秀　和	税　務　課　長

中　島　　　良	住民生活課長 補　　佐　　兼 戸籍住民係長	阿久津　勝　英	健康福祉課長
室　井　利　和	農　林　課　長	星　　　博　文	商工観光課長
月　田　　　啓	建　設　課　長	遠　藤　知　樹	環境水道課長
渡　部　さつき	会　計　室　長	菅　家　康　夫	農業委員会 事　務　局　長
渡　部　浩　明	学校教育課長	廣　野　友一郎	生涯学習課長
阿久津　正　人	舘岩総合支所長	馬　場　　　誠	伊南総合支所長
酒　井　浩　哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　　　貴　夫	事　務　局　長	星　　　　　彰	議　事　係　長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

◇

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◇

◎一般質問

○室井嘉吉議長　日程第１、一般質問を行います。

◇

◇　大　桃　英　樹　議員

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君の登壇を許します。

９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　皆さん、おはようございます。

登壇順序５番、議席番号９番、大桃英樹、これから一般質問を開始いたします。

私の質問事項は２点でございます。

いずれも学校であったり、子供の養育に関することになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１点目、学校給食無料化を。

学校給食は、学校給食法により、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの、

学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると教育的役割が期待されており、この目的を達成するために適切な栄養摂取、望ましい食生活、食の大切さを学ぶことなどを目指し、義務教育課程における食育の場となっております。

一方、近年教育費の高騰が指摘されております。義務教育における教育費は同程度に推移しているものの、よりよい教育の機会を求め、学校外でのスポーツや学習塾、携帯電話の普及など、１人当たりの子供の養育に要する費用は増加しており、少子化の一因になっているとされております。給食費無料化は、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実を図り、少子化対策に資すると考えることから、以下について質問いたします。

①町の給食費の推移は。

②文部科学省の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査の結果。こちらは平成29年度になっております。現在、スクリーンに映し出されているのが抜粋したものでございます。これによりますと、給食費の無償化、一部無償化、一部補助などを506自治体、全体の29.1%が行っているとのことですが、給食無償化、一部補助などの目的や意義について町としてどう捉えているか伺います。

③県内の自治体の実施状況について伺います。

④番目、給食無料化の考えと課題は。

大きな２点目でございます。

小・中学校、児童・生徒の状況はということで、南会津町の学校について状況を伺いたいと思います。

子供たちにとって、学校は集団生活により基礎的な学習を行い、体力を培い、生きていくための力を身につける場の一つでございますが、子供たちの状況は時代により変化しております。かつては、「みんなと同じように」、この考え方が大きく、集団に合わせることが是とされておりましたが、近年の医療や科学の発達によって、一人一人に合った環境をつくり出していくという視点が加わり、より豊かな教育が求められるようになったと考えます。

質問です。

①不登校児童・生徒、保健室登校等の状況は。

②いじめの状況、南会津町いじめ問題対策連絡協議会の開催等の状況は。また、どのように把握し、対応しているか。これは学校の状況について、教育委員会がどのように把握しているかということについてでございます。

③近年はＳＮＳによるトラブルが多発しております。これらになることが多いようですが、

町の状況について伺います。また、学校と家庭による連携指導が必要と考えますが、状況について伺います。

④スクールソーシャルワーカーが３名配置されておりますが、相談件数、相談状況について伺います。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　おはようございます。

議席番号９番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、学校給食無料化をに関する１点目、町の給食費の推移はとのおただしでありますが、給食費の１食当たりの単価につきましては、平成24年度以降、改定はありませんでしたが、平成31年10月に消費税率が10％に引き上げられることが決定したことを受けまして、本町では、平成31年４月より、小・中学校とも、１食当たり20円の引上げを行いました。その結果、学校により差はありますが、小学校では275円から290円の間で、中学校では320円または330円の給食費となっています。これを年間分としますと、小学校７校の平均は５万3,000円で、中学校４校の平均は５万8,000円と、そのようになっております。

保護者の方に納めていただく給食費は、全て食材の購入費用となっていますので、給食費は食材等に無駄が出ないように必要最小限の費用として算出されています。

次に、２点目であります。

給食無償化、一部補助などの目的や意義をどう捉えているかとのおただしでありますが、実施している自治体の多くは、経済的な保護者の負担軽減を目的としていると理解しております。確かに経済的な面で負担の軽減が必要な方もいらっしゃると思いますが、子供の衣食住の提供は親の重要な役割だと、そのようにも考えておりまして、給食の無償化や一部補助の目的や意義につきましても、教育費として給食を捉えるのか、また、無償化について、それぞれいろいろな考え方があろうかと思いますが、現在のところ、今申し上げたような考え方でありますので、ご理解願いたいなと思います。なお、町予算での学校給食関係の支出は給食センター等の運営費を含めて、年間約１億4,000万円となっております。この経費を児童・生徒と年間の食数から換算しますと、小・中学校では差がありますが、１食当たりの町の負担が約500円と、そのようになっております。

次に、３点目であります。

県内自治体の状況はとのおただしでありますが、昨年度の状況で、給食費の全額無料を実施している自治体は、59市町村の中で16市町村となっておりまして、27％となっております。そ

の半数は双葉町や浪江町など、浜通りの自治体でありまして、被災児童就学支援臨時特別交付金という震災関連の国の補助金が一部活用されています。また、給食費の半分から９割を補助している自治体は10市町村で、17％となっています。その他、２割などの一部補助を実施している自治体は13市町村、22％と、そのようになっております。保護者が全額負担している自治体は20市町村でありまして、34％となっております。

次に、４点目であります。

給食無償化の考えと課題はとのおただしでありますが、これは、確かに経済的な面で負担の軽減が必要な方もいらっしゃると思いますが、２点目で答弁を申し上げましたように、子供の衣食住の提供は親の大切な役割だと、そのように考えておりますので、現時点での無償化の考えはございません。また、給食無償化の大きな課題としましては、一般財源での予算措置という点も考慮しなければなりませんし、親として大切な役割である食の提供という思いが薄れることも心配されます。なお、経済的な面でお困りの方には、給食費の支給など、救済制度を利用していただいておりますので、そのようなことを町としても実施しておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

〇室井嘉吉議長　教育長。

〇星　英雄教育長　おはようございます。

それでは、私からは、小・中学校、児童・生徒の状況についてお答え申し上げます。

初めに１点目、不登校児童・生徒、保健室登校の状況はとのおただしでありますが、現在、町内小・中学校での不登校、あるいは不登校傾向のある児童・生徒数は10名、保健室等の別室登校は６名となっております。なお、この６名の中には、先ほど申し上げました不登校傾向にあって、教室では学習できない子も含まれておりますので、ご理解願いたいと思います。また、不登校の原因については様々ですが、保護者と学校の連携だけでなく、教育委員会、関係機関とも連携を図りながら、可能な範囲で個に応じた学ぶ環境づくりをしているところです。

次に、２点目、いじめの状況、南会津町いじめ問題対策連絡協議会の状況は。また、どのように把握し、対応しているのかとのおただしでありますが、初めに、第１学期のいじめの状況ですが、いじめの認知件数は小・中学校合わせて42件となっております。そのうち37件が解消、または一定の解消が見られ、残りの５件につきましては、ただいま解消に向けて取組を進めるところであります。なお、いじめの内容ですが、からかいや悪口といったものが多くなってい

ます。

南会津町いじめ問題対策連絡協議会は、今年度、年間２回の開催を予定しておりましたが、第１回目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、開催を見送らせていただきました。なお、第２回目については、12月中に開催を予定しております。

いじめの把握及び対応につきましては、日常の児童・生徒の観察だけでなく、学校により実施回数には違いがありますが、全ての小・中学校でいじめを把握するためのアンケートを行い、いじめの認知につなげております。また、対応については、道徳教育等を通して、子供たちにいじめについて考えさせたり、生徒指導委員会等でいじめの定義を確認し、対応や防止策を検討したりするなど、教職員並びに児童・生徒で共通理解を図りながら、いじめの解消に向けて努力をしているところです。

次、３点目、近年ＳＮＳトラブルの原因となることが多いが、状況は、また学校と家庭の連携による指導が必要と考えますが、対応はとのおただしでありますが、今年度、町内小・中学校から、ＳＮＳの利用によるトラブルが６件報告されています。その報告の中で、ＳＮＳ上のトラブルについては、早期の把握や対応が課題となっているという意見もありました。ＳＮＳの利用については、小・中学校とも、学級活動等でマナーや危険性について繰り返し取り上げ、指導の徹底を図っているところです。さらに外部講師を活用し、ＳＮＳ利用について指導を行う取組を行っている学校もあります。各学校では、家庭と連携しながら発信される情報を理解し、見極める能力を養う取組や、家庭内のルールづくりの一助として、スマートフォンやインターネット使用時の約束事項の作成、児童・生徒と保護者が一緒に参加する講演会等を実施しているところです。

これからの時代を生きる子供たちにとって、ＳＮＳの利用は欠かせないと思われますので、さらに学校と各学校のＰＴＡが連携し、指導が図れるようにしていきたいと考えております。

次に、４点目、スクールソーシャルワーカーが３名配置されていますが、相談件数、相談状況はとのおただしでありますが、スクールソーシャルワーカーは、３名の配置を目指して募集を行ってまいりましたが、現在のところ２名の配置となっております。また、相談件数と状況については、令和２年度の相談件数は延べ153件となっております。今年度につきましては、採用しました２名の方が未経験者のため、スクールソーシャルワーカーとして必要な、学校、保護者、関係機関をつなぐ専門的な知識、経験等を身につけるため、県のスクールソーシャルワーカー等に依頼し、研修を進めているところです。そのため、現在扱っている相談件数は少ない状況ですが、今後、学校との打合わせ、各家庭との相談等の機会が増えることで、相談件

数が増加していくものと思われます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　それでは、こちらから再度質問させていただきます。

まず、給食費の無償化につきましては、私は教育長とも文教厚生委員会時代から何度も教育についてお話しさせていただいています。基本的な考え方というのは非常に教育長、教職をやっていらっしゃったこともあって、現場の理解も深いですし、また、教育に対する理念も非常に高いものがある、また、地域の状況も理解され、それとともに進んでいらっしゃる、非常にすばらしい見識をお持ちだなと、いつも感銘を受けますし、尊敬しているお一人でもございます。

そんな中で、給食費につきましては、私は無償化にすべきだと考えています。それはなぜかというと、４つ理由があります。

まず、１つは教育費の高騰化、２つ目は加速する少子化が止まらないこと、そして、３つ目は子供を取り巻く環境が家庭を含めて変わっているということ、そして、４つ目は、給食費の上昇がなかなか提供したいものと実際が合ってきていないというようなことからです。

一つ一つ説明すると長くなりますが、説明させてください。

まず、教育費の高騰について共有したいと思っています。１人当たりの教育費の増加というのは言うまでもないと思います。先ほど第１質問でもお話ししたとおり、特に高等教育において、例えば私立高校に進む割合が高くなったり、大学進学率も以前から比べると２割ぐらい高くなっています。特に都市部、首都圏であったり、近畿地方であったり、やはり人口の多いところというのは、６割以上が大学進学をしているというようなデータがあります。それに対して福島県は５割弱、これは何かと。やはり所得の格差が広がっていることが挙げられるのではないでしょうか。これは、県内においても、恐らく都市部と地方部では違うのではないでしょうか。教育の機会の均等と言っている割には、所得の格差が広がっているために、なかなか大学を出したくても出してあげられない状況がうかがえます。このことから、ぜひ給食費は無償化にしてほしい。これが１つ目の理由です。

次に、町の少子化の現状ですが、平成23年と令和２年、比べてみました。小学校におきましては、1,393人いました、2011年です。震災があった年です。対しまして昨年５月１日現在では980人、これ事務報告から得た数字でございます。2020年には980人になってしまった。つま

り３割減っているんですね。こちらについても、全国的にも同じことが言えるかもしれませんが、一方で、南会津町に視点を移してみますと、100人、当たり前だった出生数が今では80を下回る、目標80という状況になっています。この状況に対してどう考えるかということに対して、私は先手を打つべきだと思っています。行政の姿勢として、子育て環境についてこれぐらい考えていますということをアピールすべき、その一つとして給食費の無償化を提案します。

そして、次が、子供たちを取り巻く環境です。確かに、現在少子化で、子供に手厚く、以前の子供たちからすれば過保護と言えるような状況かもしれません。しかしながら、子供を思う親の気持ちというのはいつも変わりません。また、この情報化が進む中で、都会ではできることが田舎ではできないということが非常に耐えられないような状況、やはり、自分の子供にはよりよい教育の機会を求める、これは親として当然のことだと思います。情報化が進むということは、やはり、例えば、移住者であっても選択するということではないでしょうか。

こちらにありますデータは、全国の小・中学校に調査した、抽出した学校数ですので、非常に少ないものになっていますが、３割ぐらいが一部補助であったり、無償化を実施している。先ほど、町長の答弁からも、県内でもやはり３割ぐらいの自治体が無償化、一部補助というものを行っている。全額保護者が負担しているというのは20％ぐらいだというようなことで、南会津町はその20％に入っているわけです。

この結果を踏まえてみますと、特にこの一部補助であったり、無償化をしているところというのは、先ほど、浜通りという部分もありましたが、やはり人口の少ないところ、少子化が著しく進んでいるところ、少子高齢化、どちらも進んでいるところ、このような傾向がうかがえます。類推すれば、当然ですが、やはり高齢化が進む中で、どうやって子供を産み育てやすくするか、また、子供の数を増やしていくか、そのためにまず給食費を無料にする、それ以外の手だても恐らくやっているのは当然だとは思いますが、給食費の無償化というものがこういうふうに現れてきている。

私は将来を考えたときに、子供たちの取り巻く環境、今、親も経済状況が悪くて、非常に精神的にも不安な状況にあると思っています。先ほど、いじめとか、次の質問の答弁にもあったように、保健室登校であったり、不登校というのが顕著になってきています。これが果たしてクラスとか、学校だけの問題かというと、私はそうではないと思っています。それはやっぱり家庭の環境です。親がやはり精神的に安定した状態でない、特に経済状況からくるものがあるんではないかと想像しています。この後、それについては、学校でどのような相談を受けているかについても伺いたいと思いますが、そのような状況がうかがえるのではないか、こういう

視点からも無償化を提案したいと思っております。

最後、４つ目は、給食費の上昇です。先ほど、消費税増税ということがございました。南会津町は275円から330円ということで、非常に安価で提供されている、努力されているなと思います。私もＰＴＡやっている当時に、役員やっている当時にそのお話を伺ったことがありました。そうすると、やはり栄養士の先生ができるだけ地元の素材で、よりよい給食をさらにおいしく安価でということで配慮いただいてやっているものの、どうしても物価の上昇には追いつかない部分があるというようなお話を伺いました。

そこで、再質問させていただきますが、この給食費、これだけ安価で抑えるのは非常にご苦労あろうかと思いますが、課題としてそのようなことはあるんではないでしょうか。なかなか給食費を上げるということが難しい状況にあるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

いろいろ議員の基本的な考えの部分は私も共感する部分がございますけれども、教育費に係る高騰といいますか、そのようなことで給食費を対象にばかり考えるというのはどうかなと、私は思います。実際、子育て支援、全て行き届いているわけではないと、私もそれは自覚しておりますけれども、いろいろな立場の中で、そんなような状況の中で、町としてできる限りのことはしていきたいと、そのように考えております。

そういう意味で、教育費の高騰であったり、少子化の傾向だとか、あと環境の変化とか、そのようなことも申されましたけれども、全体的にどういうふうに見ているのか、その地域によっても差はあると思います。ですから、その地域の状況とかそういうことも踏まえた中で判断すべきものとも思いますし、果たして私どもがどのくらいの位置にいるかということも、そこはちょっと私も把握はしておりませんけれども、基本的にはそのように考えております。

そして、町の少子化の原因ですが、これは教育費がかかるから、それもあるかもしれませんけれども、私はもっともっと、やはりここに若い人たちが住めない原因があると、それは職場であったり、あるいは今、特にやっぱり高等学校で終わらなくて、大学とか専門学校とか行かれる人がある、そうすると、どうしてもその所在地、その辺に就職をされる傾向が強いですね。ですから、なかなかＩターン、Ｕターンで戻ってこられない。昨日は、八十数名ですか、戻ってこられている人がいるということを申し上げましたけれども、いずれにしましても、そういうことになって、若い人たちが流出すると、そういう中で、今度、なかなか結婚が進まないというような中で、やはりどうしても少子化の傾向になっていると、私はそのように分析してお

ります。決して教育費が高いから少子化になっているというだけの理由ではないと思っています。一因はあるかもしれませんが、私はそのように分析しています。

それから、子供たちの環境は、確かにいろいろな、私も自分の子供たちの、子供を教育したその年代からすれば、確かにいろいろな、今はとにかくインターネットとか、そういうような、この地域にも塾とか、そういうのも出てきていますし、確かに環境変わったり、あとは、生活の活動範囲というのが広くなってきていることも、それは理解します。しかし、それはこの田舎ばかりじゃなくて、私たちのような地域ばかりじゃなくて、やっぱりそれは都市部でもそのようなことがあろうかと思います。ですから、その辺は重々配慮をすべきものとしても、やはりまだまだ私たちの地域、自然があるし、そういう中で、親御さんがそれなりの対応ができるものではないのかなと、私はそのように考えております。

都市と田舎と、そういうことを言われましたけれども、私は都市は都市の、それから、田舎は田舎の特性がありますし、いいところもあり、お互い、メリット、デメリットございますから、そこはギブ・アンド・テイクの中の、それぞれの地域の環境を生かした教育というものをしっかりやっていくものが、普通の教育を、逆にそれがメリットであったり、デメリットが逆にそれを学習する機会にもなるのかなと、そのようにも考えています。

あと、給食費の上昇、これも、私はちょっとこの資料を持たないので、担当のほうから答弁してもらいますけれども、いろいろそういう中で、先ほども答弁申し上げましたけれども、給食費の全体的な経費は、食料の購入費ということでできるだけ抑えると、そして、もう一つは、全体的に給食費の教育の意義というのは、やはり地元の郷土食といいますか、そういうものをできるだけ提供できるような、そのような対応、配慮をしながら、学校給食は、この食材はこうですよと説明しながら、そういう場面も設けながら、毎日ではないですけれども、そのような機会も設けながらやっていると、そのように思っていますので、ですから、そういう意味で、それは親御さんの負担がない、親御さんとしてはいいと、そうは思いますが、そういう意味合いもあって、先ほど答弁申し上げましたように、親の責任、あるいは保護者の責任というものを自覚してもらいながら、そして、教育に関しては、町はこのことばかりじゃなくて、ほかのことも考慮しながら、教育に対する親御さんの軽減とか、あるいは環境を整えていくということが町の責務だと思っていますので、そういうことで今の考え方はそのようなことで対応していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長　それでは、給食費が高額だというようなことでの推移的なもの、こ

ういったものはちょっと押さえてはいないんですけれども、一応、他町村との比較というようなものでは検討しておりました。ネットからのちょっと抜粋だったので、件数的にはそんなには多くはないんですけれども、久喜市のほうで、そういった情報を出しております。単価的なもので言いますと、平成29年度ですが、１食当たり、小学校で231円、あと中学校でも279円というようなことで、当町と比較しても、そんなにうちの町がべらぼうに高いというような状況でもないんだなというようなことで、そのときにちょっと確認させたというような状況でございます。

〇室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

〇９番　大桃英樹議員　給食費をこの値段で収めるために努力されている方が多数いらっしゃるということ、目に見えないところがあるので、そこについて伺いたいと思っています。

私は、例えば田島地域でも給食食材を納入する業者さんが数少なくなっている、お肉屋さんがやめてしまったり、スーパーさんが店舗をやめてしまったりということで、そのためにやってくださっている業者の皆さんもいらっしゃいます。また、西部地区においては、非常に少ない児童数、例えば保育所なんかもそうなんだと思いますが、非常に少ないロットを、そのために食材を購入して販売している。しかも、安価でなんですね。なぜかというと、給食費がこれで決まっているからではないでしょうか。現在、例えば、異常気象によって野菜が高騰しているとか、コロナで流通がというお話というのは、もうふだん聞き慣れた言葉になってしまいました。季節問わず、必ず起きます。そのような状況についてお伺いしたいと思います。

納入業者の皆さんであったり、例えば栄養士の方から、そういった食材費の問題と、確保する問題と値段の問題、これは課題の一つなんではないでしょうか。

〇室井嘉吉議長　町長。

〇大宅宗吉町長　お答えいたします。

確かに、今テレビでもやっていますけれども、異常気象の中といいますか、災害とかそういう中で白菜のこと特にやっていましたけれども、１玉900円とか、ですから、そういう中で、この給食の材料を集めるのは大変な状況になっているのかなと、そう思います。ですけれども、やはり一時的といいますか、今後、どうなるか分かりませんけれども、そういうことを含めて、特殊なケースの場合はそれは当然いろんな対応を考えなきゃならないと思いますけれども、普通のこれまでの考え方の中で、一般的な考え方として述べさせていただきました。

これは、食材に限らず、いろんなケースがございますが、そのようなことも含めて、そのときにはいろいろ経済対策とか、それらに対しての物品に対しての対応とか、そのようなことは

町もこれまでも、全てではないですけれども、コロナの件もそうですけれども、そのようなことを対応してきたつもりでございます。なかなか万全は期せないまでも、やはりそういう異常の場合は、やはり特別な対応をしなきゃならないと思いますけれども、通常の考え方として、やはりそこのところはある程度一線の中で判断するべきものではないのかなと思います。

確かに、教育費が、塾に行く人、行かない人もいるし、いろんなケースもございますけれども、相対的に教育費にお金がかかっているということだけは、そういう認識はございますけれども、今現時点でのそういう意味で、食費も含めてでありますけれども、今現在としてはそのようなことで、町としては、私としては教育に対して進めていきたいなと、皆さん方にはご理解願いたいと、そのように思います。

あと、いろいろな教育に関しての環境の整備だとか、それから特別ないろいろな活動があったりすれば、それはいろいろ支援の仕方はあろうかと思っていますから、そういうことも含めて、今後、検討するべきものはしっかり検討して、そして、子育てのしやすい環境を、教育ばかりでなくて、そういうことで、町としては進めていきたいと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　町の方針については分かりました。意見が違うことはあって当然ですので、私、これを変えようと思ってやろうとは思いません。しかしながら、やはり現状について認識が違えば、結果が違くなるということは多々ありますので、私の捉えている認識についてはお伝えしたいと思っています。

例えば、平成９年度以降の平均収入、これについては減少傾向だということ、サラリーマンの。これは地方でも同じだと思います。また、勤労者の平均年収に対する教育費の割合というのが非常に高くなって、特に大学に行ったときにその傾向が強いようです。国公立でも平均収入に対して9.1％、約10％が教育費に向けなくてはならない。それは、当然ですよね。数百万円必要になります。私立だと15％弱ぐらい。これぐらいのお金が必要になりますよということです。そして、悲惨なのが、大学生本人なんです。奨学金の貸与状況につきましては、現在５割ぐらいの、約半数の子供たちが大学に入るのに奨学金を借りているんです。平均で300万円ぐらいです。大学を卒業した時点で、就職した時点で、既に300万円お借りしているということになります。返済状況についてどう保護者の方がされるのかもしれませんし、本人が一生懸命働いて返していくのかもしれません。しかしながら、22歳の時点で300万円のローンを背負っているということは、非常に大変なことです。20年かけてそれを支払っていく。結婚の障害になりませんか。何かしたいと思ったときの障害にならないでしょうか。

私は、このような状況に対して何か施すというのは国の役割だと思いますので、それは国へ一生懸命訴えていきたい、そう思っています。しかしながら、私は義務教育課程に、じゃ、できることあるじゃないかなということです。南会津町の約半数の子供たちが町外の高校に行っています。そうすると、15年間しか、私たち行政、執行できることはないんですね。例えば、南会津町出身の子供たちがどれぐらい大学に行っているか、これも分かりません。把握できないからです。調査もなかなか難しいからです。だからこそ、私は15歳までに、子供たちにやってあげられることはやってあげたい、特に、社会でやってあげられることはしていくべきだと、積極的にやっていくべきだと思います。

それはなぜかというと、やはり先ほども言ったように、例えば、ひとり親の子もたくさんいます。収入に不安のある家庭もたくさんいます。そういったことから、ぜひ、町には給食を通して、食育を通して、先ほど町長おっしゃいました。南会津の食材を使ったおいしい料理、十分な栄養を取って、今、コンビニで食事を済ます比率も非常に高まっています。親の責務としてお金を払って、コンビニで食事を提供することは、確かにそれは立派なことです。しかしながら、昔であれば考えられないこと。やはり手作りの料理を作ってあげるということが、一番かと思いますが、やはり仕事に追われて時間がない、心に余裕がない、便利なものがある、そうすれば必ずそちらに手を伸ばすことになります。これは人として当然、受け入れるべきことだと、私は思います。

しかし、例えば、３食のうち１食でも、そういった南会津の食材でおいしくて、給食の作っている皆さんの顔が見えるような給食を提供してあげることによって、南会津町はこういう子育てをしている、そして、こういう子に育ってほしい、ぜひ、この給食を食べてしっかり育って、胸を誇れる、胸を張ってどこにでも行ってくださいというようなことを提供するような時代になったんではないかなということを、私は思います。

大学生が卒業したときに、300万の借金を背負って生きるような世の中は、ちょっとせつな過ぎます。ぜひ、我々ができることは何か考えたときに、給食費の無償化というのは、それからすれば微々たるものです。確かに親の責任もありますが、親も精いっぱいで借金を背負ってやっている方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ、お考えいただきたいなと思っております。

以上で、給食無料化については終わりますが、ぜひ今後も検討いただきながら、例えば、業者の皆さんの声であったり、家庭の状況であったり、そういったものをつかんでいただきたいと思います。

次に、学校の状況について伺います。

先ほど、保健室登校５名、不登校10名、このような状況が明らかになりました。正直、私は驚きました。しかしながら、今の時代は不登校が一概によくないかというと、そうではないという判断もあろうかと思います。現在、教育的な考え方から、町の教育委員会としては、この不登校10名であったり、保健室登校、教室外登校についてどのように捉えているか伺いたいと思います。

〇室井嘉吉議長　教育長。

〇星　英雄教育長　今のご質問の答えの前に、先ほどの給食費のそれを少しよろしいですか。

先ほど、いろいろお話があって、本当に議員のお話の中に共感するところもあります。ただ、やはり給食費につきましては、本当に食材費のみということで、本当にそれ以外の部分については、十分な調理関係につきましては、費用を捻出していると、そこの点は十分ご理解いただければと思います。

また、本当に栄養士の先生方も工夫されて、あの給食費の中で、どうやったらよいものを提供できるかというのを本当によく考えていらして、あとは地域の方も協力的で、地域の食材を持ってこられて、こういう方が作られた、今日は給食です、食材で作りましたなんていうことを給食の時間に披露しながら、そうやって、できるだけ給食費を抑えるという努力は、各学校さんでもしっかりとされていますので、ご理解いただければなというふうに思います。

なお、本当に給食費、経済的に貧困というか、困っている方がどうしてもという場合は、町の救済措置もあります。要保護とか、準要保護という手続を取っていただいて、そこから給食費を全額納めるということも可能になっています。ただ、私が教師をしていてちょっと経験した中のお話をさせていただきますと、そのようなことでお困りの家庭があったものですから、私、ご紹介したんです。そうしたらその方は、いや、衣食住につきましては、やっぱり親のしっかりした責任の下に行いたいと、将来子供がそういうもので育ったということを分かったときに、ちょっと悲しい思いをするんじゃないかなという方もいらっしゃって、そういう提供をちょっと遠慮した方も、いらっしゃるということですので、全てが全てではないのかなというふうに、やっぱりそういう考えを持って、子育てに当たっている方も確かにいらっしゃるんだなということも、ご理解いただければと思います。

なお、あと、学校給食法というものがありまして、施設とか設備とか、そういうものについてはしっかりと設置者が負担すべきであるけれども、それ以外については保護者の負担とするというのが明記されているんですけれども、多分その法律の狙いというのが、そういうところ

にひょっとしたらあるのかななんていうことで、個人的には考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、不登校の状況について町のほうではどう考えているのかという話ですけれども、実は不登校の基準というのが年々変わりまして、不登校については、子供たちに、先ほど不登校並びに不登校傾向というお話をしましたけれども、現在のところ、ほぼ学校に来られていない子が４名ほどいらっしゃると、６名の方は断続的に来ているということですけれども、その不登校については、理由がまちまちなもんですから、やはりその子の状況に応じて対応していくのが、みんながみんな来れば、本当にいいかというわけではありませんね。学校という環境が本当に身体的に向かない子も実際にはいらっしゃるんですね。中には、あと、悪口を言われたとか、いじめとか、そういう単純な、そういう理由で来れない子もいます。そういう子は、その部分を解決してあげれれば登校できるようになるというんですけれども、学校という環境がどうしても合わないという子については、やはりしっかりと今度、逆に学校のほうから、家庭においてもしっかりと学べるような環境を提供していく必要があるのかなということで、そのようなお願いはしているところです。

以上です。

〇室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

〇９番　大桃英樹議員　今、そういった、来られない子供たちがいるということが明らかになったわけですけれども、この子たちがなぜ来られないかというのは理由はそれぞれあるんでしょう。しかしながら、無理に学校に行きなさいとか、学校に来なさいとか、そういう指導ではなくて、それぞれの状況に合わせながら教育環境を整えていきたいというようなことでございました。時代に即した対応だと思います。無理に、無理強いしてしまうことが果たしていいのかというと、やはりそれで心が折れてしまったり、その後の人生に影響を与えてしまったりすることがありますから、やはり皆さん、いろんなことであると思うんです。小・中学校時代に先生から言われた一言、親から言われた一言、それによってそれを追いかけるようなこと、ずっと背中に背負うというようなことがあろうと、だと思います。それがいい面に働くこともありますが、逆に傷になる場合もあるということを考えると、やはりその子のことをしっかり見つめてあげるということがまず必要なんだと思います。

しかし、やはり親としては、先を案ずる気持が強くなってきます。そうしたときに、やはり基礎的な学力をどうしたらいいんだ、社会的にみんなと協調性を持っていくためにはどうしたらいいんだ、例えば、小学生であれば、じゃ、中学校へ行ったらどうしたらいいんだろう、中

学生であれば、今度は義務教育ではない、高等教育機関に行かなくてはならない、受験もある、こういったときに非常に大きな課題があろうかと思います。先ほど、教育長からは、家庭でも十分学習ができるような環境にというようなことがありました。近年コロナの状況により、リモート等、例えば家でもできるような環境というのが、選択肢が増えておりますが、現在、不登校の子供たちの教育環境ということで、学習する機会、どのように提供されているか伺います。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　お答え申し上げます。

先ほど申し上げました、なかなか学校のほうに来られないという子供につきましては、学校のほうから課題の提供やそのようなもので対応しております。まだパソコンまではちょっといっていないですけれども、まだそのような形で連絡を取りながら対応していると。あと、学校のほうに時々来られる子供につきましては、別室を設けてそちらのほうで先生が指導に当たるというような形を取っています。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　やはり理由がそれぞれなので、例えば、ご病気をされている方もいらっしゃるかもしれませんし、心の病を持った方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、一方でやはり友だち関係、クラスになじめないとか、学校に合わないとかという理由もあるんじゃないかなと思います。このことについて伺います。

町では、ＱＵテストというようなことをやって、満足度調査ですね、クラスの満足度調査であったり、あと、クラスがどういう方向に行っているのか、先生との信頼関係がどのようになっているかということを数年前からやっていらっしゃるようですが、これについての実施状況、そして、これに対する教育委員会の評価はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　それでは、お答えします。

町でＱＵテストというのを年間２回実施しておりまして、そのＱＵテストの日はふだん子供たちの観察から分からないような状況等も出てくるところもあって、大変有効なあれだなというふうに考えております。しっかりと、前は一部の学校でしか実施していなかったんですけれども、大変いいものだということで、今町予算で、全校で実施しておって、その傾向を把握しておるところです。

ただ、だんだん少子化が進みまして、個体数が多い場合は、ある程度傾向的な形が出てくる

んですが、だんだん調査する子供の数が減っているので、個人差が非常に大きく左右されるようになってきているし、そのときのやったときの心理状態ですか、それも大きく、ちょっと影響してきているかなというふうに思いますが、おおむねある程度、教師が判断した傾向と似たような傾向は出ているところが状況になっています。

以上です。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　例えばＱＵテストで子供たちの満足度が低いとか、なかなかうまくいっていないといった状況が例えばあったとします。そういった場合、教育委員会ではそれを基にどのようにしたらいいか。例えば、まずは学校かとは思いますが、どのような対応をされるんでしょうか。まず、学校でそういった場合にはどういう指導がされるのか、どういった努力がされるのか。それでもうまくいかないケースもあるかもしれません。そういった場合には教育委員会としてどのようなことを考えていらっしゃるか伺います。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　それでは、お答えいたします。

教育委員会としてもデータをやるとほぼそれは学校さんのほうで活用していただいて、対応にそれを使っていると。特に対応してもなかなか難しいんだという相談のほうは、今のところ上がってきておりませんので、各学校でそれを十分に活用しながらやられているかなというように認識しております。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　教育長は現場を非常に重視される方だと私は認識しています。しかしながら、一方で、やはり教育委員会の機関としての役割というのも非常に大きいものがあろうかと思っています。やはり町の教育の状況であったり、子供たちの状況をしっかり把握をしながら、適切に学校に指導するであるとか、教育の方針をしっかり伝えるということが大事だと思っています。

その上で、教育長、この数年、そういったいじめとか、こういった不登校の問題についてございますが、子供たち、どのような不安を抱えていて、そのような状況にあるのか、認識について伺います。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　それでは、お答えします。

まず、不登校のほうですけれども、本当にこれは、個人差が大きく、いろいろあるかなとい

うふうに思っています。生徒数も減っているので、一概には言えませんけれども、数的には昔よりも不登校の数は減少しているかなというふうに思うんです。ただ、そういうふうにいろんな原因が考えられて、先ほど、議員、申し上げましたけれども、子供の原因じゃなくて、家庭に原因がある場合もあるんですね。例えば、子供が学校に行きたいと思うんだけれども、ちょっと自分が行っちゃうと家庭が心配だという、実はそういうお子さんもいて、学校に来られないという場合もありますので、そういう原因は昔から比べれば、非常に広がっているかなと、私は考えています。昔は本当に子供自身の原因が多かったんですけれども、親が原因だったり、社会が原因だったりなんていう不登校の方も増えているので、その辺の対応については、学校だけじゃなくて、もっと地域社会、関係機関が連携していかないと、なかなか対応は難しいかなというふうに思っています。

あと、いじめについてですけれども、いじめも、いじめの把握の仕方が従来からちょっと変わったという、平成19年から多分変わったかなと思うんですけれども、昔は本当に一方的にいじめられて、子供がもう学校へ来れないとか、そういうのを訴えるとかいう、そういうある程度の大きい感じのものがいじめだというふうにちょっと捉えられたんですけれども、19年からは、その子供が心理的に苦痛だとか、嫌だとか、言われたとか、いじめられたとかいうふうに感じたことも全ていじめとしてカウントしてくださいというふうに調査のほうが変わりましたので、件数がぐっと増えて、皆さんにご心配をかけているかなと。前はゼロ回答というのも結構、学校さんのが多かったんですけれども、その考え方に変わりまして、間違いなくゼロという学校はほとんどなくなりまして、必ず、１名、２名と、多いところはもっと数が出てきています。

ただ、その調査内容も、先ほどおっしゃったように、自分がそういうふうに感じたときにはいじめとしてカウントしなさいという。だから、中にはその子のことを思って注意したことが、相手にとっては、ああ、自分は悪口言われたとか、いじめられたというふうに解釈してしまう案件も含まれている可能性もあるので、やはりその辺は学校さんのほうで十分精査して対応に当たっていただければなというふうに感じています。

以上です。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　やはり私は家庭環境が非常に心配です。なので、社会全体で育みましょうという機運が必要だと思っています。十数年前は家庭教育であったり、地域で子供を育みましょうという機運がありました。そういうスローガンを掲げて、いろんな講演会をやったり、

セミナーをやったりしていましたが、現在コロナもあってなかなかできない。でもやっぱり子供たちは見守られる目が多ければ多いほど、手をかければかけたほど、やはりその期待に応えようとする気持ちを持つものなのではないかと思います。それがいいか悪いかではなくて。まずは、でも手をかける、目をかける、これが地域の役割だと思っています。

やはり社会全体で育むという機運がないと、子供を孤立させてしまうことにつながるということが今回の２つの質問に通底することです。いじめであっても、不登校であっても、あと給食の問題についても、その子たちがどういう状況かというのをやはりよく見てみないと分かりませんけれども、確実にそういう子供たちがいる、そういう認識の下、やはり給食も地域で支えるべきなんじゃないか。15歳までに私たち南会津町でできることはやりましょうよと、ぜひやらせてください。その代わり、保護者の皆さま、ぜひ子供たちを15歳までしっかり見守ってください、18歳まで見守ってください、それからも続きますけれども、特に大事な時期なんですよと、やはり子育ての機運を、私は高める必要があるんではないか。単純に産めや増やせやと、こんな話ではないんだと思います。どうやって質を高めていくか、南会津町に来れば、こういう子育てができる、安定した気持で子供たちが自由に、そしてはつらつとした姿を発揮できる、そういう姿を求めて、恐らく今、教育長がお進めになっている山村留学というのも希望者がこの夏、たくさんいたと、私はそういうふうに理解しています。

しかしながら、やはり町の状況を見てみると、そうではない状況が、私は確実にあると思っています。ぜひ、その点につきましては、教育委員会としてしっかり情報を把握していただいて、一人一人の状況をしっかり把握していただいて、対応に当たっていただきたいんです。学校も大事ですけれども、それ以上にやはり町が目指す姿というのを今示すことが大事でありますし、社会として、一人一人が、町民の皆さんが、子供大事なんだよということを認識してもらうことが、家庭を孤立させない唯一の方法だと思っていますので、ぜひ、この点につきましては強くお願いしたいなと思っています。

最後に給食費の無料化に関してですけれども、やはり料金が発生してしまうことによって、こういうことがあったという話を伺いました。それは、やはり子供たちが、学校で自分の親は給食費を払っていないということが、何らかの形で分かってしまったことによって、私は給食を食べないというようなことがあったというようなことをお伺いしています。こんなことがあっていいんでしょうか。子供が食べない選択をできますか。だから、こういう不幸なことがないように、料金が発生してしまうからこそ、こういう事象があるんだと思います。私は、そんなこと心配なく、給食については南会津町で提供していると、それが南会津町の教育だという

ようなことが総意となって、給食無償化が実現し、そして、将来こういった不登校の子であったり、そういった子供たちも自由に学べるような機会、学校に行ってなくても笑顔で地域で遊んでいられるような、そのような社会になることを強く望んで、一般質問を終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長　以上で、９番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――

◇　馬　場　　　浩　議員

○室井嘉吉議長　次に、２番、馬場浩君の登壇を許します。

２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　議席番号２番、馬場浩でございます。指名に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は２点であります。

まず、最初は１番目、林業政策の現状についてであります。

令和３年になって世界的ウッドショックで木材の価格が高騰しております。国内においても国産木材の需要が高まり、高騰が続いており、その現状はある意味、町の林業振興政策を大きく進める好時期とも捉えられます。その上で、以下の質問をさせていただきます。

①町産材における取引価格の影響はどうでしょうか。

②町産材と他地域材の品質比較評価の現状はどうでしょうか。

③町産材のブランド化（差別化）の具体的戦略と販売戦略は。

④各認証木材の需要度（ニーズ）の現在の状況はどうでしょうか。

⑤町内各地で広葉樹と針葉樹の一部の季節外れの落葉がすごく目立っております。この原因は把握しているでしょうか。

２番目であります。

大宅町政の継続についてであります。

３期目の大宅町政の任期も残り半年となりました。ですが、本町におけるコロナ禍の被害は災害に匹敵するものであり、特に商業、観光業における影響は深刻さを増しております。しかし、コロナ禍の収束はいまだに見いだせない状況であり、嵐の真っただ中だと私は感じております。ことわざにこういうことわざがあります。嵐の中で船頭を替えるなということわざがあ

ります。まさしく、このコロナ禍の嵐の中で、首長を替えずに継続的な政治対応が私は必要だと考えます。町長は前回の選挙のときに、９月に出馬表明されたと私は記憶していますが、今回、引き続き４期目の町政のかじ取りを目指し、出馬表明をする意識はあるかどうかをお尋ねします。

以上の質問は、全て町長に求めるものであります。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。なお、時間の範囲の中で再質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　２番、馬場浩議員のご質問にお答えいたします。

初めに、林業振興政策の現状に関する１点目であります。

町産材における取引価格の影響はとのおただしでありますが、ウッドショックとは、コロナ禍における超低金利等による米国での住宅ブームや好調な中国経済により木材需要が高まりまして、特に北米材を中心とした輸入木材の供給減少が主な原因で、日本国内の製品不足とそのことに伴う価格高騰が起こったということと、そのように考えております。また、輸入製品の代替品として、国産材製品への引き合いが高まっておりまして、国産材の製品価格も高騰していると、そのようにも思っております。

町産材の製品につきましては、今まで取引のなかった首都圏の業者などから、代替品として引き合いがあると、そのようにも聞いておりますが、町内の製材所では地元工務店等への供給を優先しているところであります。価格については、市場動向を見ながら対応していると、そのようにも伺っております。県内の状況を見ますと、丸太につきましては、国産材製品の需要の高まりから市場等での取引価格は多少上昇しているものの、大幅な値上がりにはなっていない、そのように認識しています。

次に、２点目であります。

町産材と他地域材の品質比較評価の現状はとのおただしでありますが、町産材と他地域材の品質比較評価を行ったものはございません。ただし、本町の杉丸太はカミキリムシの食害によるトビクサレが他地域と比べて多いと言われております。こういう話は私も聞いておりますし、そういう評価があるということです。それから、あと、これは生育地といいますか、そういう中で、丸太の中心部が黒みがかる黒心材、これも多く見られていると、そのようにも聞いております。そのような中で、市場での評価が低いと、そのように言われているというふうに認識しております。評価が低くなるのは、製品の見た目や加工の効率性に影響するためと考えられ

ます。

一方、国においては、構造用の製材等について、日本農林規格（ＪＡＳ規格）でありますけれども、この規格を定め、性能や品質が適合した製品の流通や消費を促しています。本町においても、製材のＪＡＳ認証の取得を支援し、現在町内の２業者で取得するなど、普及の取組が進んでおります。そのようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

なお、当然、皆さん方ご存じだと思いますけれども、この庁舎は町産材で建てましたし、そして、消防の本署は、南会津地域の産材で建てました。いろいろ課題もございましたけれども、やはり私たちのこの地域として立派にこの庁舎が建ったということは、皆さん方に注目いただいておりますし、改めてまたいろんな評価がある中でも、町産材の評価はまた別にされたものと、そのようにも思っています。

次に、３点目であります。

町産材のブランド化の具体的戦略と販売戦略はとのおただしでありますが、平成29年度から取り組んでいる林業成長産業化地域創出モデル事業では、地域構想において森林認証林の拡大と地域材のブランド化を推進することとしておりますが、森林認証材の面積拡大は実施できたものの、木材に求められる乾燥や強度等の性能、加工の精度があるため、ブランド化に向けた差別化まではまだ至っておりません。

このため、まず、差別化に向けた第一歩として、南会津の林業、木材の知名度を上げることを目的として、展示会や業界新聞などにおけるモデル事業の取組の発信や広葉樹の商品開発などを進めてきたところでもあります。今後、環境問題への関心のさらなる高まりなどによりまして、国内での森林認証材の需要の拡大なども見据えながら、町、町内事業者と連携して、ＪＡＳ規格等により、町産材の価格を高め、差別化につなげてまいりたいと、そのように考えております。

次に、４点目であります。

各認証木材の需要度の現状はとのおただしでありますが、森林認証材は自然環境の保全に配慮し、持続可能な森林経営が行われているとして、第三者の認証機関により認証を受けた森林から生産された木材製品で、海外では特に先進国において普及し、知名度も高まっております。このため、国立競技場やオリンピック施設では、認証材等の自然環境に配慮した木材が使用条件とされました。この南会津町産の木材も約40立方提供して、そして、使われております。しかし、日本国内では、一般の利用者や木造住宅での認証材の認知度及び需要は決して高くないのが現状と、そのようにも感じております。一方、ＳＤＧｓや脱酸素社会の実現などで、環境

問題への関心の高まりにより、今後、自然環境へ配慮した木材利用への意識に変化していくものと、そのようにも想定しております。

このような背景を踏まえまして、福島県では森林認証取得に向けた支援をして、行っているところであります。町でも、森林認証材の一つであるＳＧＥＣ認証材を使って、木の町コミュニティ館（仮称）建設を進めているところであり、自然環境に配慮した木材のＰＲを行っていきたいと考えております。

次に、５点目であります。

町内各地で広葉樹の一部の時期外れの落葉が目立つが原因は把握しているかとのおただしでありますが、樹木が枯れる理由は様々であると、そのようにも思っていますが、現在把握しております森林被害は、ツキノワグマ及びニホンジカによる針葉樹の皮剝ぎ、樹皮が剝がれるということ、剝がされるということ、この被害、それから、主に南郷地域でのカシノナガキクイムシによる広葉樹のナラ枯れ、この被害を把握しております。針葉樹の樹皮剝ぎ被害につきましては、原因となる獣、有害獣でありますけれども、生息数の増加と餌不足により発生しているのではないかなと、そのようにも判断しております。

ナラ枯れにつきましてはカシノナガキクイムシがナラ菌を触媒し、樹木を移り渡ることで伝播するものであります。日本海側でかなり前から、これ発生して、いよいよ私どものほうにも来ているわけでありますけれども、日本海側で被害が多く、只見町でも、私たちの町でも確認されております。それから、今年に入ってからですけれども、河川敷において柳の葉が食害を受けています。これは、森林組合とちょっと確認したんですけれども、セグロシャチホコという幼虫といいますか、この虫の害だそうであります。それから、伊南地域、私は自分の目で確認しているのは伊南地域なんですが、一部山のところどころに葉っぱがもうなくなっている木がありますが、これは、今日新聞に出ていましたけれども、やはりカミキリムシの一種ではないかと、そう思われておりますが、まだ確認はされておりません。

いろいろなその中で、一頃はマイマイガとかそういうのもあったんですが、これも10年に一度ぐらい発生すると言われておりますし、そして、何年か前にはやはりカラマツの葉が大分食害を受けたようなケースもございます。いずれ環境の変化とか、そういう中で、あとは生態系の中での異常繁殖とか、そういうものが及ぼすものあるのかなと、そのようにも考えておりますが、ただ、今申し上げましたように、まだ原因が明確に分かっていないものもございます。これから、その辺も十分調査した中で、あるいは対応するべきは対応していく必要があるのかなと、そのように考えております。

次に、町政の継続はに関して、４期目の町政のかじ取りを目指し、出馬表明する意思はあるかとのおただしでありますが、今現在、非常に大変なコロナ禍の中で、今までかつてない経験、そして、いろいろなところに大きな大きな影響を及ぼしております。そういうことでございますので、コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、町民の皆様の命を守り、安全・安心な暮らしを維持していくために、これらに対してしっかりと全力を尽くしていくことが現下に課せられた最大の責務と、そのように感じております。よろしくお願いします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　順序はちょっと逆になりますが、２番の町政の継続について、大変言いづらいことだったと、質問している私も思いましたが、真摯に答えていただき、ありがとうございます。

その上で質問します。

やはり、継続的な、これは対応をやっていかなければならない、そうでないと、政治的ブランク、例えば、この議会を通してもそうなんですけれども、大変各議員とその議論が高まっている、醸成してきたなと私は感じております。それをやるには、そういうことをするには、大変時間がかかると思うんです。昨日今日の答弁を、各議員との議論、町長の答弁を聞いていても、すごく質が、私は、ああ、高いなと感じております。そういう意味でも、やはり引き続きこのコロナ禍の嵐の中、継続をしていくか、また、大宅町長の政治経験に匹敵する人が出てやっていただかないと、このコロナ禍の対策が、私はうまくいかないと思うんですよ。そうしないと、一番不利を被るのが町民だと思うんです。大変言いにくいこと、答弁しにくいことかもしれませんが、再度それをお聞きします。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

議員のお気持ちはありがたく受け止めさせていただきたいと思います。それも併せまして、今の現状の中で、しっかり誰がどうであってもやっぱり対策していく必要がございますし、これからの推移も見極めた中で、議員の皆さん方にもお知恵を頂戴しながら、しっかり対応していくことが、先ほど申し上げとおりでございますけれども、今一番大事なことだと思います。ですから、まずは、それをしっかり責任を果たした中で判断していくべきものと、私はそのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　では、１番目の林業振興政策について、再質問をさせていただきます。

　まず、値段の、南会津の木材は地元の工務店を優先しているから、そんなに変化はないと言いました。私、ちょっとずっとこれ林業政策の中で感じているんですけれども、この林業の課題が町内だけで完結しようとしているんじゃないかという疑問が生じるんですよ。確かに町内でこうやって町の庁舎を建てた、消防署建てた、それは段階的にいいんです、まず町内からで。今後、町外にどう発信していくかが問題だと、私は考えております。その際に、この認証材とかそういうのがありますが、以前に私が、友好都市のさいたま市に営業をかけてはどうかと提案しましたよね。その現状をお聞かせください。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　私から回答させていただきますけれども、町の課題、先ほど申し上げましたように、町の品質がやはり一般的に評価が低い、これによって、以前は木材の町と言われて、やっぱり木材の用途が違ってきたということ、確かに建築材とか、そういうのにも当然、利用されてきたと思うんですけれども、薪炭とかエネルギーの関係が多く占めていたし、パルプとかそういう関係もあったんですね。ですから、その用途が変わってきたということが１つ。

　それから、先ほど申し上げましたように評価が低いということなんですよ。そこで、やはり造林というか、育林、森林の成長に対しての手入れの仕方とか、ブランド化しているところはやっぱり昔からのそういう伝統があって、しっかり技術が確立しているようなところのものがやっぱり高いですよね。それはそれとして、課題はやっぱりそこなんですね。品質がまだ我々のところが認められない。ですから、そういう意味で、私としては本当にここの品質を高めること、それから、あと地域の、どうしても課題というものがあるかと思うんですね。あと、雪とかそういうのもある。これがいい面にも働く場合もあるし、逆に生育を妨げたり、トビグサレが出たり、そういうことが出る可能性があります。

　ですから、その辺のことも含めて、あるいはこの今の状況を見ますと、私としては将来、やはり針葉樹、特にカラマツは評判がいいですから、その辺をまず進めるということ、それから、あと広葉樹、これらの活用を、恐らく全国的に見てもこれだけ種類の多い広葉樹のある地域というのはそんなに数がないと思うんですよ。ですから、そういうことも含めて、これらを商品化するということ、少しずつやっておりますけれども、それらを今度、実際にこの地域の業者の皆さんとも、あるいはそういうアイデアを持っている人たちとの商品開発とか、そういうことを含めて、町のいろんなブランド化であったり、あるいは商品をつくっていくと、製品をつ

くっていくと、そんなようなことにだんだん進めていかなければならないと、そのように考えています。

ですから、組織もつくり、そしてそれらの商品もつくり、そして、情報も発信しながら、町としての木材をよりみんなに認めてもらえるような、そういうやり方をしていく必要があるかと思います。ですから、多少時間かかりますけれども、それがまず今一番やらなければならないことだと私は思っています。そういう意味で、この庁舎だったり、そういうのは南会津産という、特にこだわって造ったのは、南会津産もいろいろ言われているけれども、こういうふうにできるんですよということをまず第一段階として皆さん方に見ていただくモデルハウスみたいな存在だと、そのようにも考えておりますので、まだまだ課題はいっぱいありますけれども、その辺のことも含めて、町として関係者の皆さん方と協議をしながら、当然、育林からでありますけれども、しっかりその辺も含めた中で、将来継続できるような林業の木材の産地を目指して頑張っていきたいと、そのように考えています。

〇室井嘉吉議長　農林課長。

〇室井利和農林課長　お答え申し上げます。

さいたま市の関係でございますが、おとといでございますが、さいたま市の市役所のほうに訪問させていただきまして、何とか南会津町産材を活用できないかということで協議をしてきたところでございます。しかしながら、やはりさいたま市においても埼玉県産材を活用するという基本方針がございまして、なかなか使用するのが難しいということでございました。町といたしましても、やはり南会津産材を使っていただけるにはどうしたらいいかということで、南会津町内にはさいたま少年自然の家がございます。こちらにつきましては、昨年度、さいたま少年自然の家の所長さんのところにお伺いしまして、大規模改修等の工事があるというふうなお話をお伺いしておりましたので、そちらのほうに何とか南会津町産材を使用していただけないかなということで要望はしてきましたが、今回、大規模改修における木材使用がかなり少ないということもございまして、まだ、協議中でございます。

〇室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

〇２番　馬場　浩議員　分かりました。

町長の答弁の中で、南会津産の木材の評価が低いというお答えがありましたが、じゃ、いいところって何でしょうか。営業をかけるには、悪い点もある、いい点もある、そうでないと、ただ、南会津産だから買ってくださいじゃ駄目だと。いい点は何でしょうか。

〇室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

いい点。私としては、やっぱり特に住宅の材料にしては、やっぱりその地で育った木を使いなさいと、それが一番いい、地域に合った、その土地に合った住宅ができますよというふうなことは聞いたことあります。私としては、やはりいろいろよくは分からない部分もありますけれども、やはり生育の早い木はどうしても強度が弱いと思っています。そして、今から30年ぐらいになりますかね。浜通りのほうで、結構大雪が降ったときあるんですよ。そのときは大体雪でばたばた折れたと。我々の地域も折れましたけれども、比較的そういうものには耐えられると。ですから、強度というか、弾力性というのか、逆にそういうのは、私どもの地域はあると思うんですね。ただ、トビグサレとか、節とか、そういう手入れの関係もあるんでしょうけれども、そういうものに関してはなかなか私たちの地域としては、杉材のことを言いましたけれども、そのような状況があるのかなと思っています。

ですから、もう一つは、先ほど広葉樹の話もしましたが、いろいろな広葉樹があって、まだまだ本当に皆さんには認識されていないいろんな樹種がありますから、そこら辺の豊富さということも南会津の木材というのか、そこで育ったいろいろな木のおもしろさというのか、そのようなことが南会津としては皆さん方にＰＲできる部分かなと思っています。

いずれ、この杉に関してもいろいろ本当にきれいなところみんな使っているから、きれいにできていますけれども、そういう決して、南会津産が一般的に評価されるほど、私は悪いとは思っていませんが、ただ、そういう評価があるということ、残念ですけれども、現実にそういうことはあることも確かなんで、そのよい点をしっかりＰＲしながら、南会津産、そして、また、育林というのか、木材の生産を進めていく必要が、それを肝に銘じて生産していく必要が、この南会津にはあると、そのように思っています。カラマツは大変評価が高いですから、よりもっと生産性が上がって、そしていい木材、カラマツの製品ができるような森林の育林が必要なのかなと、そのように感じています。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　今、町長の答弁で、育林とかそういうことが、これからは町有林も含めて、維持管理が大事だと思うんです。今時点では評価が低い、だけれどもこれから品質のいいもの、評価されるものを育てていくとなれば、当然、維持管理が必要だと思います。その場合に、民間も含めてですが、まず、私は町の所有している森林がやるべきだと思うんです。その具体的な計画をちょっとお聞かせください。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

町有林につきましては、県の事業を活用しました直接支援事業ということで、造林事業を今現在実施してございます。こちらにつきましては、年間、約45ヘクタールから50ヘクタール程度の事業化をしておりまして、金額にいたしまして約2,500万程度ぐらいの今、事業費で動いてございます。来年度以降につきましても同じような程度の事業費程度でということで考えてございます。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　植林に関しては理解できました。

今現在ある生育中の木ですよね、その間伐、枝打ち、私の聞いたところによると、トビグサレというのは、ちゃんと適宜枝打ちをしていれば防げるとも聞いています。だが、このトビグサレとかそういうものが、現在町有林の中であるということは、今までその町有林が維持管理がしていないとは言いませんよ、ただ、手が届かなかったんじゃないかなと思うんですよ。その点はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答えを申し上げます。

造林事業につきましては、やはり町有林全ての箇所を実施するということは、やはり困難で、実質できなかったというところもございます。しかしながら、やはり造林をすることによりまして、品質の向上、そういったものが図れるということでございますので、面積等につきましては年間の事業費、約50ヘクタール程度ではございますが、そちらの辺をキープしながら、町有林の管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　予算も限られた予算の中でやらなければならない、それはなかなか難しい面もあると思います。町の課題もいろいろあります。その中での予算の範囲の中で施行するしかない。それは私も理解できます。

以前、私が山が荒れれば里も荒れてしまうということを言いました。やはりどこに重点を置くかということだと思います。災害も頻発しております。この広葉樹のナラ枯れとか、そういう、これは樹勢が弱まるとそういうことが起きるということも聞いております。そうすると、土砂災害、山の土石流、その被害拡大の要因にもなるというふうに、私、勉強しました。実は神奈川の大磯町というところがあります。そこでナラ枯れに関する講習会がユーチューブで流されているんですよね。それを拝見しますと、やはり若い樹勢のある木は大丈夫だと、ところ

がある程度の老木になったときに、それが起きている現象が多いと、これは一方的な見方かもしれません。また別な専門家から言うと、いや、違うんだと、これは虫のせい、カミキリムシのせいだと。だけれども、私が農業で無農薬とかいろいろやってみますと、植物が元気なときって、虫あまりつかないんですよね。弱くなると、虫とか病気になるんです。それを考えると、私の私見ですよ。山全体がなかなか広葉樹に関しても、昔は炭とかそういうもので定期的に広葉樹が買い出されていました。ところが今はそれができない。それによって山全体が病んできているんではないかというふうに、私は感じられているんです。ナラ枯れとか、この木の病気ですね、それに対しての考えをお聞かせください。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

　ナラ枯れについては、やっぱり老木というのか、古い木に発生しやすいと、寄生しやすいというのか、そのように私も聞いております。昔は、先ほど申し上げましたように、パルプだとか、そういうのにある一定のサイクルで伐採されていたものですから、我々の地域は比較的そういうことが少ないのかなと思っています。日本海のほうに、私は一番最初、十数年前かな、やっぱり行ったときに、夏場に枯れているんですね。ですから、それって何だろうと思って、いろいろ聞いたところ、カシノナガキクイムシだったんですよ。それがどんどん今度、阿賀野川を伝わって上流に来ていると、我々のところに来ているという、そういう老木、大きな木に対してずっと来ていたんですね。ですから、ある意味、そういう自然のサイクルを、人が一定の中でいい管理をしながらやってくれば、そういうものも防げるということ、それはやはり自然を守る人の役割だとも私は思っています。

　そういう意味で、残念ながら需要がなくなったものですから、山は放置されたというか、なかなか更新ができなくなっちゃっているのが今の現状ですし、今後はそのようなことも含めて、植林した杉、カラマツも当然でありますけれども、広葉樹に対してもそのようなことをやっぱりやっていく必要があるだろうと私は思っています。

　特に、広葉樹林はほぼほぼここ30年ぐらい、一部切られているところもありますけれども、あまりないんですね。見受けなくなりました。ですから、そこの辺も含めて、木材の利活用、どのようにするかということも課題でありますけれども、町としては自然を守る、それらをしっかり管理することによって、今有害鳥獣外の被害もすごいですけれども、そのようなことも、やはり人と自然の動物との生態系へのバランスを取りながらやるということも、やっぱりそういうことを人間は役割を負っているものと、そのように思いますので、いずれそのバランスが

崩れると、カシノナガキクイムシだったり、またいろんな害虫が出たり、動物の被害が出たりと、我々にも当然環境が変わってきますから、人間の生活にもある。

ですから、木材の価格が、50年もたって植林したのが植林費も出ないような今の価格の異常さ、これをやっぱりどういうふうに解決するか、ここが一番のポイントだと思いますね。ですから、町有林もなかなか、確かに手入れができていません。民有林もそうです。ですから、トビグサレなんか発生するのも、密植になっちゃって、中で循環が悪くなって湿気が多くて、樹皮にカビが生えたり、そういうのがトビグサレにつながっていくと、そのようなことも言われておりますから、しっかりした生育の環境を整えるという意味では、間伐だったり、そういうふうなのが大事だと思いますし、そのようなことも、間伐材の利用とか、これまでもやってまいりました。

今、電気もバイオマスの発電なんかに対しても、間伐材を対象にしたそのような施策の中でありますけれども、なかなか限られた数量の中でですので、全てにはなかなか及ばない部分でございますけれども、町としてはその辺も踏まえた中でしっかりした森林の整備とか、そういうことを今後、手の行き届かなかったところも実際に本当にありますけれども、その辺も考慮した中で、町としては、もちろん長い目の中での林業というものを考えていく必要があると思います。

世界的に今ウッドショック、私は本当にこれが実際にみんな、木が上がればいいと思っています。そして、影響を受ける分にはそれは当然、行政として対応していくということになりますけれども、現実的には民有林も考えたり、町有林も考えたりすれば、ウッドショックで金が、木材の価格が上がったらいいんじゃないかなと私は、影響もあるかもしれませんけれども、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　これは、私自身の反省点でもありますが、振り返って見ますと、林業に従事するということが実は離れていました。小さい頃から、小さい頃はありました、親に連れられて山に行って木を切ったり何だかんだ。ところが、もう大人につれて、山菜とかキノコ取りにはいきますよ。ところが、林業に関しても実は切ったり何だかんだというのは、もう森林組合とか、そういう業者さんがやるもんだという意識でした、私も。ところが、やはりこうやって議員の立場になって、この林業行政をどう考えるかといったときに、私はこれは行政ばかりでは、民有林とかそういうことの問題もあります。そうした場合になかなかできない。そのときに私が思ったのは、兼業の林業があってもいいんじゃないか、小さい林業があっていい

んじゃないかと思ったんですよ。要は自活型の林業ですよ。

　当然、林業は危険も伴います。機械の免許も必要です。だけれども、そういうことを進めて後押しする、研修とかそういうのを木の町コミュニティ館を利用してやったらどうでしょうか。そして、全てが行政だ、森林組合だ、どこどこだと言わないで、県だと言わない。自分たちでできること、自分たちで保全できる範囲の中で、みんなでやろうよというふうに盛り上げたらどうかなと、そういうことでの木の町コミュニティ館の活用というのは、これ重要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇室井嘉吉議長　農林課長。

〇室井利和農林課長　お答え申し上げます。

　木の町コミュニティ館につきましては、今、議員おただしのとおり、今様々な情報を様々な方に共有をするというようなことでございます。さらには人材育成な機能でもございましたり、木育といった機能もございます。やはり小さいうちから木に親しんでいただいて、最終的には木材の事業関係に就いていただくというのはもう一つの目標でございます。そのためには、やはりそういった小さな方々につきましても、研修等の業務をいろんな、それだけではございませんが、様々な研修がございますので、様々な研修の中の一つとして考えていきたいと思います。

〇室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

〇２番　馬場　浩議員　その中で、南会津は木の町をアピールすると、そういった場合に、私、町の広報で６月か７月頃で、トマト農家の奥さんが木地のをやっている特集を見ました。すばらしいことだと思いました。木地ですよ。木の器とか、そういう木地師の勉強をしている。そういうことの紹介がありました。すごくいいことだと思います。そうやって常日頃から、どうしても木材というと、こういう建物とかそういうことだと感じやすいです。ところが、例えば、木のアート、オールデザインということもその広報に載っていました。そういうふうな芸術的な、アート的な木の活用法というのもあると思うんです。木の彫刻でもいいんじゃないですか。チェーンソーでやった彫刻を町中に並べてもいいじゃないですか。そういうソフト面からの木の町も、これだけ我が町は木を活用していろんなことをアピールしている。

　実は日曜日の関係人口の中で、専門的な分野だけじゃなく、それ以外のところからも検証をしてみるべきじゃないかというお話もありました。それで、意外なところから活路が見いだせるという、そういうお話でしたが、いろんな面で、例えば、只見ではバイオリンをつくっている人もいますよ。そういう人もいます。いろんな可能性があると思います。こうだからという

特定の概念じゃなく、幅広いアート的な面、芸術的な面でも、私は町産材の振興を図ったらいいんじゃないかということを提言いたしまして、質問を終わらせていただきます。どうも。

○室井嘉吉議長　以上で、２番、馬場浩君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

なお、再開は13時といたします。

休憩　午前１１時４１分

再開　午後　１時００分

○室井嘉吉議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇　五十嵐　芳　道　議員

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　議席番号１番、五十嵐芳道です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、１つ目の質問。

ひきこもりの方への支援は。

厚生労働省による定義では、ひきこもりとは、仕事や学校に行けず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに６か月以上続けて自宅に引き籠っている状態のこととされ、買物などで、時々外出することもある場合もひきこもりに含まれるとしています。また、ひきこもりは特別な現象や症例ではなく、誰でもそうなる可能性があるとされ、何らかの理由で周囲の環境に適応できなくなったときに、学校や社会との関係を拒絶し、社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態とされています。

ひきこもりは長く若者の問題とされていましたが、平成30年の内閣府の40歳から64歳の中高年層を対象にした調査では、全国で61万3,000人に上ると推定されており、これはそれ以前の調査、平成27年における15歳から39歳までの調査結果の51.1万人を超えており、ひきこもりは

若者の問題だけではないことが明らかになっています。特に50代のひきこもりの方の面倒を80代の親が見るという、いわゆる8050問題は、親が年金受給世帯になり、預金を切り崩してでも生活を維持することができなくなってきたために問題が深刻化しているとのことです。そんな中、今年３月、政府では、孤独・孤立担当大臣を任命し、その担当室を設けました。とはいえ、実際にひきこもりの当事者と向き合うのは地方自治体やＮＰＯなどです。

そこで、以下６点の質問をいたします。

まず１点目、本町におけるひきこもりの現状をどのような方法で把握、認識され、支援などの取組はどのように行われているでしょうか。また、今後の取組はどのようにお考えでしょうか。

２点目、国においては、ひきこもりの推定数が公表されています。支援策の検討に当たっては、まず、地域の実態とニーズの把握が必要と考えます。本町において、ひきこもりの方の人数などの把握はしていますか。また、ひきこもりの当事者会や家族会などの存在の把握はどうでしょうか。把握していない場合は今後どのように取り組んでいく考えでしょうか。

３点目、厚生労働省からひきこもり支援の相談窓口の明確化とその周知について取組を要請されていると承知していますが、本町の対応はいかがでしょうか。

４点目、厚生労働省から令和３年度中の市町村プラットホームの設置が要請されていると承知していますが、本町における設置状況はどうでしょうか。

５点目、ひきこもり支援を進めるに当たっては、支援者がひきこもりの当事者や家族の思いに丁寧に寄り添う必要があると考えます。また、そのためには人材の育成が重要であるとも考えます。支援者へのひきこもり対策の研修など、人材育成の取組はどのようになされているでしょうか。

６点目、ひきこもり対策では、広く住民の理解を深めることも重要であると考えます。その観点から、何か検討していることはありますか。

次に、大きな２番目。

デジタル庁が発足したが、これから町はどう変わるのか。

去る９月１日に政府においてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は一人一人の多様な幸せを実現する、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指すとし、人を助けることをこの事業の本質とし、日本の武士道になぞらえ、「デジ道」と呼んでいるとのことです。デジタル庁の重要な取組は、行政のデジタル化、医療、教育、防災、産業、社会全体にわたるデジタル化、そして、誰もが恩恵を享受できるデジタル化の３点であるとしています。

そこで、本町におけるデジタル化について質問いたします。

１つ、町としての認識と取組は。

２つ目、デジタル化で何が変わるのか。

３つ目、役場内で対応する人材の育成は。

以上で、壇上からの質問を終わります。再質問席で再質問、時間がある限りやらせていただきます。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　１番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ひきこもりの方への支援はに関する１点目、現状認識と取組は、また、今後どのように取り組んでいく考えか、２点目、ひきこもりの方の人数や支援者団体などを把握しているか、また、把握していない場合はどのように取り組んでいく考えかとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

本町におけるひきこもりの方の人数については、民生委員により支援を必要とする方の調査を行っておりますが、現在のひきこもり者数の実態を把握することは難しい状況であります。本町での取組としては、一般社団法人福島県若年者支援センターに事業委託を行いまして、ユースプレイスｉｎ南会津を開所し、ひきこもり者の社会参加のきっかけとなる居場所の提供を行っております。令和２年度の実績は116回開所いたしまして、男性１名、女性５名の合わせて６名の方の登録があります。利用回数は延べ43回となっております。ユースプレイスｉｎ南会津は、ひきこもり者やその家族の相談先としての役割も果たしていることから、継続して開所していきたいと考えております。

さらに新たな取組として、おきあがり相談会を開催し、ひきこもり者やその家族や親戚、さらには不登校などの問題を抱えた児童・生徒に関わるスクールソーシャルワーカーなどからの相談窓口を新たに設けております。また、外には出られないが、自宅へ来てもらえれば話せるという方には、精神保健担当の保健師や若年者支援センター職員が、自宅を訪問いたしまして積極的な働きかけを行い、支援者と信頼関係づくりや外へ出るきっかけ、それから、社会との接点づくりを支援しております。ひきこもりの困難ケースがあった場合には、福島県ひきこもり支援センターに所属しているひきこもり支援コーディネーターからアドバイスをいただくなど、専門的知識を持った支援者団体とのネットワーク構築も進めております。

次に、３点目であります、相談窓口の明確化はされているかとのおただしでありますが、ユースプレイスｉｎ南会津につきましてはリーフレットを作成し、民生委員児童委員協議会や町

内の飲食店などで周知を行っております。また、おきあがり相談会についても、チラシを全戸配布し、相談窓口の周知を行っているところであります。

次に、４点目、厚生労働省から、令和３年度中の市町村プラットホームの設置が要請されているが、本町における設置状況はとのおただしでありますが、内閣官房が示しております就職氷河期世代支援に関する行動計画2020において、市町村プラットホームについては、都道府県が出張相談や研修会等を開催して、市町村の取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置するなどの工夫を凝らしながらも、原則、令和３年度内の設置・運営を目指すとされております。本町においては、会津若松公共職業安定所管内の広域で設置された、就職氷河期世代活躍支援会津地域プラットホームに参画し、不安定な就労状況にある方の支援や長期にわたり職業のない人、いわゆるニートの状態にある方の支援、社会参加に向けた支援を必要とする方、ひきこもり者の支援を行うこととしております。

次に、５点目であります。支援者へのひきこもり対策の研修など、人材育成の取組はとのおただしでありますが、平成23年度から福島県の委託を受けた福島県ひきこもり支援センターの主催による、福島県青少年支援協議会南会津地域連絡会議が開催され、全国や県内におけるひきこもりの状況や先進事例の紹介、南会津郡内での状況や取組事例の情報共有が行われております。この連絡会議は、福島県・町社会福祉協議会、一般社団法人福島県若年者支援センター及び会津地域若者サポートセンターなどが構成員となり、講演会やグループワークにより、ひきこもり当事者の心境や状態、ひきこもり地域支援の体制づくりなど、ひきこもりに関する研修会を開催し、人材の育成を行っております。また、福島県で開催しているひきこもり公開講座においても、支援者の人材育成を行っておりまして、本町からも保健師などが参加し、ひきこもりに対する支援のノウハウを学んでおります。

次に、６点目であります。住民の理解を深めることも重要であると考える、その観点から何か検討していることはあるかとのおただしでありますが、ひきこもり者は何らかの精神疾患を患っているか、何らかの病気を患っていると思われることが多く、ひきこもりイコール病気というイメージを持たれている場合がございます。しかしながら、社会環境の変化により、ひきこもりに陥る要因は人様々であり、誰でもなり得る可能性があるものと思っています。ユースプレイス事業では、ひきこもりはひきこもり者の生活状態を表す言葉であり、病気ではないということを事業の周知と併せて積極的に周知しておりまして、今後もユースプレイスの開所やおきあがり相談会の開催などを継続しながら、ひきこもりに対する住民の理解を深める活動を進めてまいりたいと考えております。併せまして、ひきこもり者家族の不安や困り感を軽減し、

家族が元気に過ごせるようにする家族支援にも取り組んでまいります。支援者との途切れない関係づくりを継続し、一人でも多くの方がひきこもり状態から脱し、社会参加ができるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、デジタル庁が発足したが、これから町はどう変わるのかに関する１点目、町としての認識と取組は、２点目、デジタル化で何が関わるのかとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

デジタル庁では、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会の実現を目指し、第１にマイナンバーカードを利用し、役所に行かずともあらゆる手続がスマートフォンなどでできる行政のデジタル化、第２に医療、教育、防災などのデジタル社会基盤を整備・共有することで、新しい雇用や投資を生み出すことを目指す、産業社会全体にわたるデジタル化、第３に年齢、地域、経済状況などに寄らず、全ての国民が情報にアクセスし、誰もが恩恵を享受できるデジタル化の３つを柱に、国ではデジタル化を目指しているものと、そのように思っております。

このデジタル化により想定される変化としては、情報ネットワークを活用した生産物の販路拡大や、人工知能による観光ルートの自動作成や誘客案内、産業現場における人手不足の解消、高齢者の在宅による医療受診など、様々な分野においてデジタル化が浸透していくものと、そのように認識しております。

一方、町の現状は、デジタル機器の操作に不慣れな高齢者への支援として、今年度から、まちづくり出前講座において、スマートフォンの利活用に関する講習会をメニュー化しており、集落などに職員が出向いて支援ができる体制を整えております。さらに、町全体としてデジタル化を進めていくためには職員の専門的知識が不足していることから、外部人材の活用も視野に入れ、国・県の動向や先進自治体の事例などを参考にしながら、何より利用する住民一人一人を第一に考えたデジタル化への方針を定めるための準備を進めているところであります。

次に、３点目になります。役場内で対応する人材の育成はとのおただしでありますが、本町ではこれまで情報技術を有する職員の採用を行ってまいりました。そのほか、各課の若手職員で構成するＩＴリーダーミーティングという組織を設置いたしまして、デジタル化を推進するための調査、検討を行っております。また、デジタル化への対応では役場全体の取組が必要であると認識していることから、さきにも述べましたように、デジタル化への方針を定めていく中で、職員がデジタル化に関する知識を共有、向上させるため、研修会の開催や市町村間の広域連携、専門的知識を持つ外部人材の活用も進めながら、デジタル化に向けた人材育成を行っていきたいと思っています。

いずれにしましても、これはいずれ時間の問題でデジタル化されるものと思っていますし、先ほども申し上げましたように、職員の体制、町の体制、それから、やっぱり地域の体制、そして、何はともあれ、また、一人一人、これらに対応できない方がいらっしゃる、そういう中でどのように進めていくかということが大きな課題にもなっていると、そのようにも感じております。その辺も含めながら、この進捗状況も見ながら、その対応もしながらやっていく必要があると思いますので、そういう方向性の中で、そこから漏れる人のないような対策として行政としては考えていく必要があると思っていますので、その辺をしっかり踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、いずれこれはなっていくということはもちろん認識しておりますが、そのような課題もあるということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　それでは、ひきこもりに関してなんですけれども、手を挙げるというか、窓口に申し込む人はかなりいい、世の中に出ようという意識があったり、家族の中で出そうという意識があるので、表に出てくるわけなんですけれども、民生委員にお願いしたりしているということがあったんですけれども、なかなかそこは表に現れてこない。民生委員に対する支援というか、これからのことなんですけれども、掘り起こしというか、手を差し伸べる、差し伸べた手を取るんじゃなくて、自分から手を差し伸べていくという考えの下だと、その辺、民生委員の支援が必要なのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

今ほどのご質問は、民生委員の方が手を差し伸べていくということでよろしいでしょうか。失礼しました。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　いえ、民生委員が手を差し伸べるんではないんですが、差し伸べるのは各課、いろんな就職したい人とか、例えば、病気がある人とか、課によって担当すると思うんですけれども、まず入り口として、最初に拾い上げると言うと言葉は悪いかもしれないですけれども、認識するきっかけはやっぱり地元に住んでいる民生委員が、先ほどの話では出ましたので、民生委員という役職を挙げましたけれども、区長なり、そういうこともあるかもしれません。なので、きっかけとしてのという意味です。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

実は、平成29年に民生委員の方にお願いして、調査をしたわけなんですが、実際のところ十数名の方しか上がってこなかったという実態があります。これにつきましては、私どもではまだまだもう少しいらっしゃるんではないかというふうに考えておりまして、では、なぜ十数人しか上がってこなかったのかということについても検討しました。そうしますと、やはり民生委員の方個人としての判断で、この方がひきこもりであるというふうに、決めつけではないんですが、報告をするということが少し難しい判断であったということと、さらにひきこもりの状態にあるということは大変なプライバシーの問題でもありますので、それを報告することについて、民生委員の方々も少し足が止まってしまったのかなというふうに感じております。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　なかなかプライバシーでもあるし、ナイーブな問題ですので、民生委員の判断、個人の裁量で報告するとか、そういうことがなかなか難しい部分ではあると思うんです。やっぱりそこには後ろ盾が必要に、こういうガイドラインが必要にはなると思うんですが、個人の判断ではなくて、ガイドライン的なものはあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

先ほど、議員のほうからも定義という話が幾つかご提示されましたけれども、厚生労働省で定めている定義はありますが、そういったガイドラインについては、町としてのガイドラインは設けてございません。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　ぜひ、個々の民生委員の考えで今のところはやっている状況だと思うんですけれども、もっと報告しやすいというか、あと、民生委員に責任がかからないような仕組づくりというのも必要になってくるのかなと思います。

次の質問に移りますけれども、生活困窮者だったり、あと、担当者が生活困窮の支援、それから医療の支援、それから、例えば、子供、未成年だった場合は、学童の年齢だった場合は学校教育のほうの支援、いろんな支援が考えられると思うんです。各ひきこもりの方の年齢だったり、性別だったりする、あと、状況だったり、それを、例えば、手を挙げた人の状況、最初の、入り口を入ったらば、そこで振り分けるというか、判断するというか、そこは共有されているというか、こういう人が来たらうちの課ですとか、こういう人が来たらうちの課ですとか

という、そういうガイドラインというか、あるんでしょうか。道しるべというか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

まず、ひきこもりの状態にある方というのは、なかなか自分から進んでお一人で相談窓口に来たり、電話をしたり、そういったことはまずないのが現状だと思います。実際に相談されるのは同居されている家族、もしくはご兄弟とか親戚、そういった方が多いのが現状です。そういった方々からの相談を受けるのは、例えば、役場、健康福祉課の担当がおります。先ほども申し上げましたが、健康福祉課の社会福祉係には精神保健の担当の保健師が１名在籍しております。そして、その者がまず入り口としてお話を聞かせていただいて、現実的な支援としましては、例えば、医療につながりたいというご要望があった場合には、そういった医療機関を紹介したり、職業に就きたい、仕事をしたいという方がいらっしゃいましたら、ハローワークの専門の方に相談をしたり、そういった形でコーディネートしているような形になっております。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　コーディネートする人がいてやっていただけるということで、そこは理解しました。

あと、よく世の中、最近詐欺が多く、特殊詐欺と言われて、弱いところに付け込んで金を引き出そうとするような、このひきこもりの問題では結構そういうものがあったりすると聞きますけれども、そういう対応というのはあるでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

私としましては、ひきこもりの状態にある方がそういった詐欺に遭っているというような情報は一度も聞いたことがございません。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　ひきこもりのことを調べますと、就職口を紹介するとか、そういうことでそれなりのお金を、そのためにはということが事例としてあったりするので、ちょっと聞いてみたんです。

あと、次の第２の質問でデジタル化というのがあるんですけれども、ひきこもりの人、家でいて、職業なんですけれども、デジタル化によって家でも在宅で仕事ができるようなことも考えられると思うんですけれども、就職のほうに関わるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

そういった就職についてのご希望についても、うちの保健師のほうが聞き取りをしておりまして、中には過去にＩＴを使った仕事がしたいという女性の方がいらっしゃいまして、そういった関係の仕事に一度始められたことがございました。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　今、一度就職されたことがあったということなんですけれども、ちょっとこの質問をするのに聞いてみたところ、なかなか再就職というか、難しいということだったんですが、そこは社協とかでも聞いて分かりました。なかなか就職が難しい、やっぱり地域の住民の理解がないと外にも出にくいということで、やっぱり就職先の理解も必要だと、雇用主ですよね、雇用主が理解をしていかないと、そういう就職の窓口が広がらないということだったんですけれども、その辺、広げる努力というのはあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

今現在につきましては、町内の事業所のほうに、そういったひきこもりの状態の方の就職についてご配慮願いたいというようなお願いについてはしてございません。こちらについては、町民の方全般に対しての周知等々含めまして、併せて行っていければいいかなというふうに感じております。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　ぜひ、よく、別なところで言うと、協力雇用主とか雇用所とかいうのがあるんですけれども、前向きというか、検討していただきたいと思います。

ひきこもりは以上で終わります。

次に、デジタル庁のことなんですけれども、デジタル化のことなんですけれども、今、町で公共Ｗｉ－Ｆｉが使えるところというのはどの程度あるでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

町で公共Ｗｉ－Ｆｉが使える現状でありますが、役場本庁舎のほか、３総合支所、そのほかにつきましては、観光施設であったり、人がよく集まるような道の駅や御蔵入交流館など、22か所整備済みです。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　先ほど、デジタル化で観光ルートなんかをつくったりということがあったんで、観光客の人が来て、なかなかＷｉ－Ｆｉを使う場所というのが分かりにくいとか、あと、今考えても非常に限られているとは思うんですね、施設の内部だったりして。一般の道路上とかは、道の駅はありますけれども、じゃ、どこかの駐車場で使えるのかというとなかなか難しい面があるんですけれども、これ増やす目標とかってあるでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

　現在、予定しているものにつきましては、各観光施設等整備はしているものの、今後は避難所として指定されている施設であったり、各総合支所にあります会館、町民会館、そちらのほうに整備をしていきたいなというふうに考えているところでございます。ですので、駐車場など、屋外での利用については再度検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　ぜひ、なるべく使える場所を増やしていくと、使う人も増えていくということで、よろしくお願いいたします。

　あと、オンラインの、子供たちにタブレットが全員に配付になったんですが、その使用状況を教えていただきたいんですが。今まで配られてから、実際にそれで授業が行われたことがあったりしたのでしょうか。

○室井嘉吉議長　学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長　お答えをいたします。

　昨年、ＧＩＧＡスクール構想というようなことで、１人１台のタブレットと、あとネットワークシステム、こちらのほうの構築をさせていただいたところでございます。本年度につきましては、一応、その活用というようなことで、町で学校教育情報化推進協議会というもので、今その使用方法等について検討をしているところでございます。各学校において各々個別に使っている部分はあるんですが、統一した使い方といいますか、ある程度、共通した使い方については、そちらの協議会のほうで協議をして、使い方をある程度、方向性を決めて使っていくというようなことで今検討中だということでございます。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　ＧＩＧＡスクール構想、ぜひ、予算もかかって始めたことですので、有効に利用して、情報機器に親しみ、使い慣れるということで、デジタル化が円滑に進むよう

にしたらいいかなと思います。

あと、デジタル化と一言に言うと非常に幅が広くて、各課いろんなところでデジタル化、例えば、マイナンバーカードもありますし、やまびこオンライン、あれも今は電話ですけれども、例えば、テレビ電話で顔色も分かるというようなこともおいおいやっていくのかなと思うんですけれども、各課との連携というか、今は総合政策課がこれ担当だと思うんですけれども、各課で連携をして、うちの課ではこんなデジタル化と、情報を共有するということはあるでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

先ほど答弁にもありました、ＩＴリーダーミーティングという若手職員による組織を設置しております。その中で、デジタル化に対する調査や検討をしているところでございますが、その中では、部分的な共有はされております。今後はやはりこのデジタル化というものを推進していくためには、役場全体で共通認識の下、取り組まなければならないというふうに考えておりますので、そのＩＴリーダーミーティングを中心としまして、役場全体に波及されるような情報共有を進めていきたいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　今までなかったデジタル庁という庁ができて、それが自治体に下りてきているわけなんですけれども、今までの既存の担当課の中で、例えば兼務とかで行くと、なかなかこれ新しいアイデアとかいうのは出てこないかなと思うんですが、専門の部署というか、専門に考えるようなところの設置みたいなことはあるでしょうか。

○室井嘉吉議長　副町長。

○渡部正義副町長　組織の話になりましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今現在は、総合政策課の情報広聴係が担当しているんです。それで、メインとしてその職員が動いておりまして、例えば、ＧＩＧＡスクール構想であれば学校教育課との連携だったり、マイナンバーカードですと住民課のほうとの連携だったり、非常に業務が新たな分野に多様に広がってきているということでございます。担当課のほうからは、やはりこれからＩＴ化を進めるためにある意味、人員配置上のテコ入れが必要じゃないかというような提案をいただいておりますので、今後、町としてどういうふうに組織化していくべきか、推進するための組織をどうすべきかというのは、検討しなければならないという認識でおります。

14日の新聞にも出ているんですが、県でデジタル化の推進方針を策定したという記事がござ

いました。行政が行うもの、地域が行うものということで、県としての方針なんかも今後見極めながら、町としてのデジタル化を進めるための方策というのは早急に検討しなくてはならないと、こういう認識であります。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　さっき、町長の答弁にもありましたが、デジタル化は好むと好まざるにかかわらず進んでいくということで、もう後ろには戻れない、もう前に進んでいって遅れないような施策を取っていただければいいかと思います。

　以上で、質問を終わります。

○室井嘉吉議長　以上で、１番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◇　湯　田　　　哲　議員

○室井嘉吉議長　次に、10番、湯田哲君の登壇を許します。

　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　議席番号10番、湯田哲。通告に従いまして、一般質問をしますが、最後になりましたが、一生懸命やります。よろしくお願いいたします。

　ちょっとスクリーンを使うので、この答弁ではスクリーンは使いませんので、ぜひ話を一所懸命聞いてほしいと思います。あと、再問席で、スクリーンは使いたいと思います。

　１、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の活用を。

　９月１日の民友新聞に、会津若松市が新型コロナウイルスワクチン接種記録をスマホで確認できるシステムを９月末からスタートするという記事が載っていました。将来的には飲食店や宿泊業者がワクチン接種歴を確認して、適切なもてなしができるような仕組みづくりを目指すとの内容でした。本町の65歳以上の新型コロナワクチン接種も完了し、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証が接種完了と同時に配付されました。これまで、コロナで中止された各種イベント、各種大会等を今後、安全に開催するため、参加できる条件にその接種済証を提示するなど、その接種済証の活用を進めてはと思います。

　２番、高齢者への生活支援サービスの充実を。

　本町の高齢者への生活支援サービスが様々実施されています。その中で、配食サービス事業は平成18年度から開始され、お弁当が週に一度、自宅に届くサービスです。それを楽しみにし

ている高齢者も多くいると聞きます。その利用条件は、独り暮らしの高齢者等を対象にという表現の後に、介護保険認定を受けている独り暮らしの高齢者、世帯全員が介護認定を受けている高齢者世帯、障害者世帯等とあります。

そこで伺います。

①この事業の過去５年間、それぞれの年間利用者総数とその予算は。

②前記のこの事業の利用条件を言い換えれば、元気な独り暮らしの高齢者を除くと記載されているようなものです。年を重ね、元気でいる高齢者に感謝を込め、利用条件に90歳以上の独り暮らしの高齢者を加え、元気な高齢者でも希望すれば利用できるようにし、利用者が多過ぎるなら月に一度でも利用できるようにしてはと考えますが。

３、帯沢川河床路で農道の有効活用を。

せんだっての６月議会での桧沢川沿いの農道の質問で、金井沢地区と福米沢地区の間の帯沢川で農道が分断されているが、帯沢川と農道との高低差の少ない場所を河床路で、川の底を通っている道路なんですけれども、そこを通れるようにし、農道を有効活用してはと提案しました。町は帯沢川は県の管理の一級河川であり、町の考えのみではできないと答弁、さらにこの件は県に伝えてみるとのことでした。その後、経過は。

４、ＩＣＴ事業の進捗状況と南会津町学校教育情報化推進会議の役割は。

全国的にコロナウイルスワクチン接種が進んでいるにもかかわらず、コロナ感染症の拡大が今も止まらない。コロナ感染者が急増している自治体の教育現場では、この９月の新学期、リモート授業による始業日を迎え、登校せず授業を続けている学校もあります。

そこで伺います。

①児童・生徒のタブレットの自宅持ち帰りによるリモート授業実施に向けた進捗状況は。

②小学校３年生以下の児童用として、小・中学校でこれまで使用していたＰＣ端末を利用する計画の進捗状況は。

③南会津町過疎地域持続的発展計画書の教育の振興には、「南会津町学校教育情報化推進会議を設置し、授業でのＩＣＴ活用をより積極的に推進していきます」とあります。南会津町学校教育情報化推進会議が中心となり、各学校の児童・生徒へのＩＣＴ授業の差が生じないようにすることは、質の高いデジタル教育の重要な鍵であると考えます。その推進会議のこれまでの開催状況、議論、提案内容、現状の課題、今後の予定等を含め、この推進会議に期待することは。

以上です。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の活用を進めてはとのおただしでありますが、町といたしましては、ワクチン接種、いろいろな状況の方、いらっしゃいまして、困難な方もいらっしゃいます。その辺も配慮しながら、ワクチン接種を希望する方への着実な接種を最も優先に行うべきと、そのように考えております。その次の段階にワクチン接種済証の活用がありまして、現在、国や県でも活用の範囲や活用の仕組みを検討していると、そのように伺っております。つきまして、今後とも、国や県の動向も注視するとともに、各関係機関、団体と協議ながら、ワクチン接種済証の活用について町としても検討していきたいと考えております。

次に、高齢者への生活支援サービスの充実をに関する１点目であります。

配食サービス事業の過去５年間それぞれの年間利用者の総数とその予算はとのおただしでありますが、平成28年度から令和２年度までの過去５年間の実績について、年間利用者の実人数、支出済額の順に申し上げます。

平成28年度、人数ですが、99人。金額が157万800円。平成29年度は91人、134万4,000円。平成30年度、105人、147万9,600円。令和元年度、106人、158万3,160円。令和２年度は128人で、183万6,120円となっております。

過去５年間の実績を見てみますと、平成29年度以降、年間利用者数は年々増加傾向にありまして、これに伴い、支出額も増えている状況にございます。

次に、年を重ね元気でいる高齢者に感謝を込め、利用条件に90歳以上の独り暮らし高齢者を加え、元気な高齢者でも希望すれば利用できるようにし、利用者が多過ぎるなら月に一度でも利用できるようにしてはとのおただしでありますが、本事業の実施要綱には高齢者の自立と生活の質の確保及び高齢者の在宅福祉の増進を図ることを目的とすると、このように定めておりますが、本事業の最大の目的は、週に１回配食サービスを行うことで、独り暮らし高齢者等の見守り活動を行うことにもつながると、そのようにも考えております。

90歳を超える独り暮らしの高齢者の方については、ふだんはお元気な方でも急に体調を崩されたり、室内で転倒する可能性も高まりますので、見守りをさらに重点的に行う必要があるものと、そのようにも考えています。また、平均寿命が年々伸びている現状を考えますと、高齢者の見守り体制はなお一層強化していく必要があると、そのようにも感じておりますので、90歳以上の独り暮らしの高齢者であっても本事業を利用できるように、利用対象者の見直しを行

ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、帯沢川河床路で農道の有効活用をに関して、６月議会でも質問を受けましたけれども、考え方を受けましたけれども、町は帯沢川は県管理の一級河川であり、町の考えのみでは設置できないとの答弁をし、さらにこの件は県に伝えてみるとのことでしたが、その後の経過はとのおただしでありますが、事前に県に確認したところ、一級河川を利用または整備するなどには、具体的な計画に基づく設計案などにより協議を行い、整備内容などの可否が判断されるとのことから、具体的な案がない現時点でのこの件を県に伝えることは、現在しておりませんでした。また、町といたしましては、帯沢川を渡る道路整備をする場合には、通行の安全性への配慮や災害時などに国道の代替路線としての活用も見込んでおりまして、河床路としてではなく車両も通行できる形での整備を想定すべきと、そのようにも考えているところであります。

暫定的にそのような案もどうかと言われるかもしれませんけれども、その管理と、その辺のことを考えますと、なかなかその先に進めない課題もございますので、何とか、町としては本来、代替路線になるような方向性の中で、時間はかかるかもしれませんけれども、当面は考えていくのかなと、そのように考えております。いずれ、地域の皆さんとも相談しながら進めることではありますけれども、町として災害対策ということも踏まえた中で、県のほうにも相談を持ちかけていきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　それでは、私からはＩＣＴ授業の進捗状況と南会津町学校教育情報化推進協議会の役割についてお答えします。

初めに、１点目、児童・生徒のタブレットの自宅持ち帰りによるリモート授業実施に向けた進捗状況はとのおただしでありますが、リモートによる授業実施につきましては、町内小・中学校11校で足並みをそろえながら準備を進めているところであります。今までＧＩＧＡスクールサポーターを中心に各学校と協議を重ね、児童・生徒のタブレットで使用するテレビ会議システムの確認や教員、児童・生徒、保護者が端末の操作方法等を理解するために必要なマニュアルの作成や確認作業を行ってきました。今後は学校ごとに持ち帰り訓練を行い、家庭でのネットワークへの接続方法の確認を含め、必要なときにリモートで授業を行うことができる準備を整えてまいります。

次に、２点目、小学校３年以下の児童用として、小・中学校でこれまで使用していたＰＣ端

末を利用する計画の進捗状況はとのおただしでありますが、小学校３年生以下の児童用として使用する端末については、各学校のパソコン教室のタブレット機を使用するため、南会津町学校教育情報化推進協議会において、その使用方法について検討を行ってまいりました。その結果、当該端末は１人１台として使用できるように設定変更をする必要があるため、今後、その作業を進め、完了後に使用するようにしたいと考えております。

次に、３点目、その推進会議のこれまでの開催状況、議論、提案内容、現状の課題、今後の予定等を含め、その推進会議に期待することはとのおただしでありますが、推進会議につきましては、現在まで４回の会議を実施しております。メンバーは町立学校11校の情報教育担当教員とＧＩＧＡスクールサポーターで構成され、これまで、昨年度作成した端末使用のマニュアル等の確認、授業で使用するソフトの選定、タブレットを持ち帰る際のルール等の検討を行ってきました。

現状の課題としては、児童・生徒や教職員の端末活用力を高めるために実施する研修等の時間の確保、保護者へのＩＣＴ機器を使用した教育活動の理解の促進等であると考えております。今後の推進会議の内容としましては、持ち帰り訓練の実施結果に基づく問題点の洗い出しや、次年度に向けたタブレットの活用方法の協議を行う予定でおります。また、当会議により、各学校でのＩＣＴ教育の取組状況についての情報の共有化を図ることができ、議員おただしにありました、ＩＣＴ教育の差が生じないような状況に近づいていると考えております。今後さらに南会津町学校教育情報化推進会議を通して、ＧＩＧＡスクールサポーターや推進会議の代表者との連携により、ＩＣＴ教育活動の推進が期待できると考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　再問させていただきます。

新型コロナのワクチン接種、予防接種済証の件について再問させていただきます。

せっかくスライドを使う９月議会だったので、ちょっと紙芝居のような形にしか使いませんので、たまにスクリーンを見てもらって結構ですし、文章のほうは部局とのやり取りですので、スクリーンにも目をぜひ送ってください。

これは皆さんご存じのように65歳以上の方に送られてきた書類というか、接種のための、接種の本でしたよね。済証なんですけれども、これはというのをやめてくださいというと言われ

たので、ちょっとあれですけれども、これはある方もそれをさせていたんですけれども、コロナワクチン予防接種済証（仮）と書いてあるんですが、ちょっと質問だったのは、これが配られて、全国的にも自治体でこのシールだったり、この済証だったと思うんですけれども、これの認識は、（仮）だから正式な済証となって、いずれは接種済の効果を人々に、住民に有効に使うというような予定というか、計画があったと思うんです。先ほど町長の答弁には国・県が今これから進めていくので、それに足並みをそろえながらそれを待つような答弁だったんですけれども、これに関しての済証ですから、この部分はどうだったんでしょうか。当初からこれは有効に使われるとか、これはもう接種済、終わったら、２週間もすればこれを使って何かどうというプランはあったんでしょうか。その考えについてお願いいたします。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

　この接種済証の後ろに臨時というふうには書かれてありますが、これについては、私、把握してございません。さらにこの接種済証については、当初から厚生労働省のほうで準備は、こういった形でやるというふうなこと、そしてこの様式も全国統一の様式で行うということが決められておりました。ただ、その活用方法については、始まった段階、そして、その後についても、この接種済証でこうするということは、特に定めてはいず、始まったものと理解しております。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　二、三日のＮＨＫニュースでやっていましたけれども、ニューヨーク市では飲食店や劇場で接種済証をスマホやカードでやって、入っていくようなシーンで、ミュージカルスターがようこそみたいな感じで、1,700人の満員で、ほぼ満員の形で楽しんだなんていうニュースやっていました。そういう意味では、彼らは先行してやっているし、羨ましく思っているわけじゃないんだけれども、いずれ世界中もなっているので、フランスなんかも、イギリスなんかも、イギリスは何かいろいろ反対があってやらなかったみたいですけれども、そういう動向はもう皆さんニュースで知っているので、ただ、気になったのは、ニュースを見ると、今週とかニュースを見ると、年末までには電子、スマホか何かでやれるように国は進めたいというような動向でみんな耳にしていると思うんだけれども、例えば、いわき市などは３センチの缶バッジですね、あの缶バッジをつくって、あるいわきの有志の方がワクチン接種済なんていうキャッチフレーズで２つほど種類を1,000個つくって、今配っているなんていうニュースも新聞に出ていましたけれども、そういう意味では、国を待てば年末まで待つようにな

ってしまうので、ぜひ、ここで言いたいのは、せっかくこの仮済証でも臨時でもあっても、それに関しては少し急げということじゃなくて、これをせっかくできたなら、これを製品にすることで、じゃ、会議で使ってみようかとかという、そういう先行して、前に町独自に幾つか挑戦してもいいんではないかという提案なんですけれども、その辺はどうでしょうか。待つのでしょうか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

感染防止ということで、その対策をしっかりしていますよというような、個人の対応の証明ということではいいと思うんですが、逆にそれを使うことによって、ワクチンやっていなかった人、やれなかった人、都合でできない人、この人に対してどうするかということを一定の中で配慮していかないと、逆に今度利用制限になると、そこの部分の配慮を欠けるととんでもないことになると、私は思うんですね。ですから、積極的にやるということはいいんですが、そこの部分の精査というか、それをやらないと、やっぱり大きな問題が起こるのかなと思っています。

国も、先進自治体というか、これ先駆けてやっているところはどのように対応されるか分かりませんけれども、やはり町としてはそのような配慮をしていく必要があると、そのように考えています。だから、これをやらないとか、そういうことじゃなくて、もっと感染防止をどのようにしたらできるのか、あるいは個人がどれだけそれに対して、お互いを気遣いながらこのカードを利用できるようになるのか、缶バッジを確かに利用すれば、見ただけで分かるとなるんですけれども、でも、やっていない人がかえって外に追いやられるようなことになるのが心配なんで、その辺をしっかり対応した中で、検討した中で進めるべきじゃないかなと思っています。決してこれを拒んでいるわけではないんですが、その部分がちょっと課題だなと思っています。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　それはイギリスなんかで言っている、反対に遭って、そのことは実施しなかったそうです。そのニュースの後の部分で言っていました。フランスはこうだったああだったというニュースでしたので。確かにその差別化を図っている。ただ、私が言っているのは、ただ、一つ文化祭なんかが今どうなっているか、ちょっとそれは聞く気はありませんけれども、ああいうイベントは、秋の芸術祭だったり、いろんな大会もあったり、スポーツ大会なんかもあるんですけれども、そういう意味では、その中で参加する人たちのメンバーの顔ぶ

れは知っているんだけれども、その中で今差別化と言われましたけれども、例えば、差別してしなかったら、やっぱりその人だって、していない人だって、自分がうつる可能性があるわけですから、逆に言えば安心して、じゃ、私していませんから、今回不参加だということも可能ですから、そういう意味では、その中の半分がやって、半分がやっていないとか、差別化に関しては異論はあるかもしれませんけれども、そういうこともあるので、全てが全て差別化で、例えば、この若松がやろうとしているなんていうのを考えても、これは、会津若松市では、行政自体でも別なく進めよう、Ｔポイントと行政のポイントを合体しようというニュースも出てくるぐらい、もう前へ前へ前のめりの状態で彼らはやっているので、それをまねようとは思っていませんけれども、よくよく考えれば、せっかく仮の臨時ができているのだから、そういうのにも挑戦していいんではないかと思います。

だから、年末にはもうスマホでできて、ここのマイナンバーにアクセスして実際やれるのも分かるんだけれども、せっかく９月、10月、11月で、10月いっぱいでほかの65歳以上の以外の人たちも終わらせようというわけですから、そういう意味では90％、50％はもう先々月あたりになっている状態を考えれば、今だと僕は思っています。本当に僕はもっと早めに臨時というのがすごく初めに聞いていたので、これで２週間ぐらいにやるのかなと思いながら、今頃になって国がどうのという話が、ちょっと異様な感覚で、例えば、オリンピックなんかも決めて、済証の高齢者の方にでもやらせて見せてあげたってもなんていう、余計な考えですけれども、そんなこと思ったりして、今までいたものだから、そういう意味では、ぜひ、何か挑戦して、待たずして、紙でいいです、別にスマホ化して電子化することはないから、集まってみよう、会議にはぜひこれ持ってきてくださいぐらいな、そんな力まないで、やってこない者は来るななんて言っているわけじゃなくて、その人だって心配なんだ。同じこと繰り返していますね。そういう部分で言えば、少し早めにやってもいい、挑戦してみたいというか、そういう考えはないですかね、待ちますかね。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お応えいたします。

できるだけ、コロナがもう収まって、本当にふだんのこれまでの生活というか、そういう活動の中で動けるようになればいいんですけれども、今の現状ではなかなか厳しい状況であります。そういう中で、はっきり自分はワクチンやったから感染の可能性は低いですよとか、そういうことを証明できて利用できるといのは非常にいいことだと思いますが、ただ、私が先ほど申し上げましたように、どうしても、もう自分がやれても何でも、もうコロナはやらない、ワ

クチンはやらないよという人はいいんですが、やりたくてもやれない人、こういう人がいるということも確かなんですよ。その人が行ったときに、その証明書を持っている人が利用できますというような、極端な話に飛んじゃうと、そこのところが一番懸念されるところなんですよ。

ですから、持っていようが持っていまいが、そこのときにどういうふうな対応できるかということ、これを徹底をどのように図るかということ、ここも言われると、やはり個人的な考えの人も実際いますから。こんなん嫌だから、もううちに来るなという人も実際いますから。ですから、そういう人たちに対しても配慮した中で、行政としては対応していく必要があるのかなと思います。ですから、本当にこれがしっかり対応できるんであれば、一日も早くこういうことをやって、皆さん方のいろいろな活動を自由にというか、感染を防止しながらやっていただくような対応をやっていくことは本当にやぶさかでないです。やりたいんですが、そこの配慮をどのように皆さん方に分かってもらうかということを理解してもらう手だてというものをある程度、町として対応していかないと、これなかなか難しいのかな、差別につながるのかなと思います。

決して町が拒んでいるわけではありません。議員もこれまでもなかなか言い出すと自分の主張あれなので、考え方はよく分かります。考え方は分かりますが、ただ、そういう懸念があるもんですから、もうその辺は重々検討した中で町としては進めたいと、やらないというわけじゃないです。やりたいんですが、そこの部分をどう解決するかということが課題になっておりますので、その辺も踏まえた中で、皆さん方に理解を求めながらやっていければなと、そのように考えています。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　そうですね。是が非でもというわけじゃないです。スウェーデンは結局はもう今やらなくなった。それなぜかといったら、もう完全に国民がほぼなっているので、そんなの要らないよとなっている状態もあるので、これも、僕が思っているのは短期だと思いますので、この後は、もう来年の３月には終わっていると僕は思っているんですね。だから、そんなにスマホのアプリがどうのというのも、国も何かやっているけれども、結果的には１年後にはなくなっていて、みんな顔パスで関係なく行ける時代はすぐ目の前なので、永遠、10年も20年も接種済証をかざすのはないのは、僕はもちろん信じています。そうなるのはもう明らかだと思いますけれども。大丈夫です。待っても全然問題ないです。差別の部分に関してはちょっとやっぱりずれはあると思います。あっても済証をやってもいいかなという部分でした。

じゃ、２番へ移ります。

高齢者への支援サービスに関しては２番について検討してみると、条件について再検討というような形でした。年々増えていますので、お金も出ていくということの数字も正確に出ていましたので、本当に128人で、当時から言うと30人近く増えている、５年前より増えていますので、金額もほぼ50万近く、30万近く上がっていますので、予算がうんとかかっていくので難しいんじゃないかなんていう理由づけで、できない理由を挙げてくるのかなと思いましたけれども、せっかく元気でいられる高齢者もいらっしゃいますけれども、大体ここでもし、その条件に、90歳以上の、年ではたまたま90歳と言ったので、それが92なのか、95なのか、あまり多いなら100歳以上にしてもいいかなという、いろんな考えはあります。たまたま僕は90と言いました。これについては、90歳以上というと、これどのぐらい増える予定でしょうかねというか、それは希望するので、その中の半分だったらこのぐらいの、総数だけでも分かれば教えてほしいんです。90歳以上の独り暮らし、どのぐらいますか。世帯になりますね。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

８月１日現在の90歳以上の方の人口なんですが、650人いらっしゃいます。さらにそのうち、既に介護認定を受けている方が459人いらっしゃいまして、この制度の配食サービス事業の対象者にもう既になっている、申込みはされていないかもしれませんけれども、もう既になっている方がそれだけ、さらに自立支援ホームヘルプサービスを受けている方が５人というのが、この要項で言う対象者の（１）に該当する方になります。さらに（２）の障害者の手帳をお持ちの方ということで、これが137人いらっしゃいます。ただし、こちらについては、先ほど言いました介護認定者とかぶっている方もいらっしゃいまして、ちょっとそこは細かく調べませんでしたが、おおむねかぶっていらっしゃる、両方に入っていらっしゃる方ではないかというふうに思います。そうしますと、そういった方を差し引きますと、90歳以上の高齢者が、先ほど650人いらっしゃるということだったんですが、今現在、仮に90歳以上を対象にするとなった場合に、残りの大体150人ぐらいの方が対象に追加されるということになると思います。その中からご希望によって申込みをされるということになると思います。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　90歳以上、650人で、459人の方がもう既に対象になっていて、手を上げるばお弁当が届くということだったので、150人が元気でいられて、これから外れているという分なんでしょうけれども、希望者なので、中にはもうそういうのは要らないという方がいるから、ぜひ、今条件の見直しを、これから先ほど町長が、町局としては見守りをすること

に力を入れる部分の役割がすごく大きいというような内容だったので、本当にお弁当を配達する人に感謝したり、そのやり取りが、独り暮らしの人たちはうれしい。そのしゃべったりする１分間か30秒かしれませんけれども、そこで200円払って、自己負担も払うんでしょうけれども、そういう意味では、本当に同じ高齢者であって、片方は頂いて、隣の人は元気で畑仕事している、97歳のおばさんがいたんだけれども、もらったことねえなんていうのは、それは元気だからなんだよね。自分のことの身の回りのことができるからいいんだけれども、そうやって自分で作って自分で食べるのはいいけれども、栄養のバランスだって果たしてどうかは分からないから、こういう意味では、これ、お弁当によって、その生活の、食生活の部分も考えているような内容もちょっとどこかに書かれていたと思います。だから、そういう意味では、そういうこの制度をぜひ見直して、どこの年で入るかもしれませんけれども、これ検討するということだったんだけれども、いつ頃までだけちょっと聞いて、あれですかね、もちろん年度、５年後なんて言わないで、ちょっとその辺はどんな見当なんでしょうか。時間的なもの、考える部分は。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　これも90歳以上と言われましたけれども、どこまでの年齢がいいのかということは、これはいろいろまた話があると思うんですが、いわゆる元気な方は自分で食べるよという方が結構多くいらっしゃるということも現実なんで、その辺も踏まえた中で、やっぱりどこかで、自分がなかなか食事を一人で作るのが大変だとか、食事取るのが大変だというような人を対象に、年齢で切るのがいいのか、どうなのか、その辺も含めて、その時期もその条件を整備する中で判断していきたいと思います。これ担当部署のほうで十分検討して、関係者もいらっしゃるんで。関係者といいますか、これに対しての造詣の深い人もいるかと思うんで、その辺も踏まえた中で、町として判断していければなと思っています。できれば、できるだけ早くやりたい部分ではありますけれども、いろいろ条件のこともあるもんですから、そんなこともしっかり検討した中でやりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　次に移りたかったんですけれども、実はこれは、配る人がいて成り立つ事業なので、これ、社会福祉協議会のチラシの中で、ちょうど春に配られた中で、配食サービスボランティア募集のご案内というのを見て、僕は実はこの質問をしたかったんです。独り暮らしの高齢者とうたっているのが初めにあって、そして、その下にサービスとはで入って、この条件が入っていくという形だったので、それが何かすごく気になったものでこの質問をさ

せていただいたんですけれども、ここには必ずボランティアの方もいらっしゃるので、そう簡単にできないのも、その理由の一つだとは思いますし、負担もかかるのは、多くなるわけだから、ボランティアの方たちの人数にも限りがあるでしょうから、その辺も検討して、ぜひ前向きな形で条件のほうをまた見直したいということだったので、そういう意味では、時間的なものはなるべく早くぜひ進めてほしいなと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３番に移ります。

これ見ても皆さん、どこだか分からないと思うんですけれども、これちょっと、これ桧沢街道の、これが桧沢川ですね。これは帯沢です。焦っていますね。これが289号ですね。ちょっと見てください。ですから、これが289号で、これが昔の金井沢のガソリンスタンドがこれです。もう一つ、ここが実は、これが僕が言っている、何度も、口で言っては分からないので、写真ぜひ見てください。議事録には残らないんで、それは分かっていますので、ちょっと見てください。

この後、写真が出てきます。それは僕がスマホで撮ったものなんですが、これはグーグルを使っています。ここですね。この十字路。ここで僕が撮影しました。今はここの部分のこれが５メーター幅員ですごいスーパー道路というか、なっています。僕がこれから言おうとしているのは、ここです。帯沢川の上流から流れてきて、ここが砂利というか、河床ですね。ここに実は、この部分、この林道の横っちょ、これ田んぼの横にあるのが、これが福米沢堰なんです。つまり、もっと金井沢の上流の、先ほどの写真のこの辺りからですね、取水して、こう回って、福米沢に行っている堰なんですよ。そこの分でなっていますので、ここのところ。これが堰です。ここにこういう感じで流れて、福米沢に流れていくんですね。ここをまたいで堰があるんですよ。ということは、この後写真映しちゃいますけれども、これは針生方面です。これが今回舗装されて５メーターの幅員の針生方面の写真で、その反対向きがこれです。

これが実は先ほど言った堰の方向で、この木のここを今拡大しますけれども、ここが私が何度も言っている、今回河床路という表現で皆さん分かりやすいんじゃろうということで、川の底の道路ということでやっています。ここですね。もうちょっと一回、もう一回拡大しますけれども、ここがちょうど対面の石垣なんです。ちょっと見づらいと思うんですね。ちょうどこれが、このブルーのやつ、この後の写真に出てきますけれども、これが何かというと、水門ですね。福米沢堰の水門です。これですね。これが実は堰なんですね。これが福米沢、金井沢の真ん中辺り、福米沢からのために水門で、こっちが福米沢ですので、この水門で開いて、この水が飲み込んでいくんですね。

実はここのところを僕は指しています。農道がこのところの下のほうにあるのが５メーターの幅員でできています。ですから、ここのところがほぼほぼ高低差がないので、ここ石垣は対面で高いですけれども、理屈からいえば、こっちはもうゼロメーターで道路と高さが同じです。だから、ここの石垣どうするんだと、言われるかもしれないけれども、僕が先ほど町長というか、の中では、いずれこの道路、あの林で切れているわけですよね。だから、これは考えによっては、この後はどうなるのというのは、100年後か、来年か、もちろん農林、国・県の事業の中で、ここに橋をかけていただきたいし、代替道路という言葉で言っていますので、もちろん計画ではあるんだと思います。それはいつなのかという話が、今僕が言わんとしたいことなので、この行先はあれで終わりはないよね。あのまま行って、何か帯沢川で事故とか火事とかがあれば、ここを通って別な車が通っていくという形にするのは分かっているんだけれども、この時期がいつなのかということは聞きません。

先ほど、町の答弁は橋にしたいということだったので、全然橋でいいんですけれども、私が今回言っているのはこんなことなんです。河床道路って、永田橋の下に10年ぐらい前に飛び石みたいな石、大理石だったか、コンクリートで造ったか分からないんですけれども、水遊びできるようにとんとんとんいうちょうど橋の下ですね、真下あたりにこういう河床、飛び石で遊べるような感じの、本当に幅こんな感じで、隙間はこんな感じのやつを造って、その後の水害で埋まっちゃいましたけれども。つまり、その分で言うと、そういう形で対岸に渡れる、地形的にまるっきりゼロなので。上がるのは石垣、どうするかちょっとそれは別な課題になるんだけれども、要は建設的に橋脚で橋を架けるよりも、渡っていく、この高さで行けるならば、対岸にも、今でも、やぶのところから僕だったら行けます。ただそれは水が若干流れていたり、実はこれ、この下はどんどん下がっていきます。あれが砂防みたいになっていますので、もういきなり七、八メーター、５メーターぐらいどんどんと、桧沢川の方向にこっちが桧沢川ですけれども、下がっていくんだけれども、ここだけなっているんですね。

このことを知っていただいて、先ほど言った、町ではもちろんいずれは橋としてしっかりやりたいというのは分かったんですけれども、今歩く、散歩している姿は、前回６月の中で、町としても認識している、そういう話を聞いているという話で、今本当に散歩しています。この部分を向こうに行くと、向こうの何キロと、先ほど言ったこの方向に行って、今、皆さん歩いているのはここの、今これ平成27年11月です。これ、ちょうど水害があった年の衛星写真なんですね。皮肉にも。グーグル更新されていませんね。あのまま今もその水害があった直後です。これ11月上旬ですね。稲刈りの状況で分かるんですけれども、この状態の、ここに今、農道が

できています、こんな感じで。こう上がってここにきて、ここからこっちに行けたら、福米沢地区のほうも利用できると思っているんです。

だから、小さい話に縮小しちゃって申し訳ないんだけれども、帯沢川を渡れれば、本当に向こう、福米沢で散歩している方たちも一旦国道に、帯沢川の例の短い橋にぼっと出て、少しまた国道を歩いていくよりは、ここの低いところの帯沢川の堤防、そういうか、先ほどの僕の言った高低差の少ないところを飛び石的に渡って対岸に行ければ、普通に。水はすごい今少ないです。だから、そういう意味では、そのような予算は分からないけれども、先ほど言いました。計画がなければ、県に出しようもないと言ったんだけれども、そういう健康福祉じゃなくて、社会生涯学習的なスポーツ的な、ウオキングとか含めた部分の橋という、いきなり小さい話になっちゃったね。その部分で言うようなプランというのはどうだろうかという話なんです。まずゴールは国道で、代替道路はもちろん僕も求めることなんだけれども、歩いて渡るような形の河床的な部分。

最後の写真見せていないですね。これです。これはいわき市にある河床道路なんですけれども、これ水たまりっぽく見えますけれども、ここ水平なんです、道路で。こっちが対岸の道路、そして、これが反対側の上がっていく道路なんですね。道路に車ありますけれども、要はこういうふうに渡れる河床道路で、隠れた名所ではないんだけれども、河床の箇所、僕は川底道路と言ったんだけれども。車入れちゃったのかなと、誰か言われちゃったことがあったんだけれども、帯沢川はもう草ぼうぼうですから、行かれるはずはないんで、これはいわき市にある河床路、川底道路、川の底を通る、川です。だから、そんな意味では、こういうのを想定、風景は全く違いますけれども、水かさが少ないので渡れれば渡れるという話なんです。そういう意味では、そういう考え方のまず第一段階はできないかという考え方なんですが、その分に関しての考えだけ、ちょっと教えていただければ。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お応えいたします。

河床路の考え方なんですけれども、今この写真を見て、私もその全て状況を判断して語っているわけではないんですが、ここが周りがどうなっているか分かりません。しかし、あそこはあの下流に農地があります。農地も守らなければなりません。住宅は上流ですけれどもね。ですから、河床路は通常時はそれはそれでいいんでしょうけれども、やはり災害というか、洪水とか起こったときにどうなるのかということも、ここの農地があったり、住宅があったりする場合は考えなきゃならないと、私は思うんですね。ですから、ただ歩くだけの道路だったら、

申し訳ないけれども、今現在のところはぐるっと回ってでも回ってほしいし、そういう意味で、私は代替道路として必要だと言ったのは、やはりいざ災害が起こったときに、今国道にかかっている帯沢川が例えば通れなくなったときに、その農道、農免道路というか、そのような中で、ある程度の重量に耐え得る橋を造っておいて、そして、そこを代替道路として利用できる、これが一番、費用対効果の中で、そして現実の災害対策の中で効果があるのかなと、私は、そのように考えましたもんですから、この間の答弁もそのようにさせていただきました。

実際、本当は負担金が少ないのは、そのお金はいずれかかるんですが、区画整理とか基盤整備でやってもらうのが一番いいですよね。ただ、今、川島地区のほうが先行していますから、確かに言われるように、これから、10年後、20年後になるのかという話になるんですが、そういう意味で、代替道路としてできる場合には、町としても災害用のそういう場合の避難道路、緊急避難道路にもなるからというような要望を含めて、県のほうにもお願いしていく方法もあるのかなと、そのように考えました。ですから、今現時点で、私としては河床路による、ただ歩行用というか、車も通ると今見せられましたけれども、でもやっぱり安全性とかそういうことを考えると、果たしてそれが本当に適切なのかというか、それ考えたときには、いろいろ課題があるのかなと思っていますので、今現時点では、議員はいろいろ考え申されますけれども、町としては河床路というのは現実的ではないのかなと、そのように判断しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　ぜひ、こんな河床みたいな小さな予算でどうじゃなくて、いずれできることを、早期できることを希望して、この質問を終わります。本当に代替用道路は必要なんですね。町としても欲しいのは分かっているし、その辺は時間に任せたいと思いますし、我々の情熱に賭けたいと思います。

それでは、最後のＩＣＴ事業について、再問させていただきます。

先ほど、１番議員のほうでもちょっとタブレットの部分のＩＣＴの部分のデジタル上の関係でちょっと触れたみたいですけれども、ある意味では、ちょっとスローかなと思ったけれども、これは仕方ないですね。先ほど、教育長答弁の中でちょっと気になったのが１つありました。

推進会議の役割、効果、いろいろ問題点も聞きましたけれども、各校足並みをそろえてというのがちょっと気になったんですね。やっぱり温度差は、各学校先生方の情熱、これはあるんです。得意不得意あります。学校11校もあるんですから、たけた方、たけていない方いらっしゃいます。そういう意味では、足並みそろえると、足並みが遅いところにそろえなきゃならな

いという現実は、これは宿命なんですよ。だから、ぜひ、真っ先に進んでいけという話じゃなくて、かといって、片方が進むと片方は焦りますから、そういう交通整理は推進会議のほうで、それはいいじゃないかというようなペースでいいんじゃないかと、力まなくても、僕は思いますよ。

そういう意味では、足並みそろえる部分で言えば、もうちょっと自由度を上げて、ある学校で、例えば、僕は言えば、少数学校なんか、うんと簡単だと思うんですね。マンモスだとうんと不自由なんだけれども、８人ぐらいしかいない、クラスですよ、１クラスが、そんなところだったら、もっとすごく楽だったりする部分。マンモスならマンモスで大変な部分もあると思うんだけれども、そういう足並みのそろえ方は別の話になっちゃいますけれども、その部分に関してはどうですかね。やっぱり足並みをそろえる必要があるんでございましょうか。

〇室井嘉吉議長　教育長。

〇星　英雄教育長　それでは、お答え申し上げます。

足並みをそろえるというのは、先ほど、最低限の学校に合わせなきゃいけないんじゃないかというお話があったんですが、そういう足並みではなくて、進めるところはどんどん進んでいただいて結構ですけれども、最低限ここまではやりましょうという足並みですね。そういう部分で、そこはやっぱりしっかりとルールづくりとか、そういうマニュアルに従った方策とか、そういうものはしっかりと足並みをそろえて、あと、できる学校についてはどんどん利用を促進していっていただきたいと思います。

ただ、注意することは、やっぱりそれを使うことによってのマイナス点ですよね。必ずプラスばかりじゃなくてマイナスもあるということなので、やっぱりそういうところはきちんと足並みそろえていかないと次につながっていかないかなというふうに思っていますので、ご理解願います。

〇室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

〇１０番　湯田　哲議員　安心しました。ぜひ、その辺はそういう意味での足並みだということだと理解しました。

僕はテレビ見る人間なのかもしれないけれども、ニュース、ニュースで本当に申し訳ない。引用する分では、何か昨日だかおとといのテレビ、ＩＣＴ、リモート授業の部分の、オンライン授業だね、表現としては、オンライン授業のニュースやっていました。府中市の第一小学校とか、ちょうど二、三分ぐらい流れていました。始業式からもうリモートで始まって、授業を四、五日やって、みんな帰ってきて、子供たちにどうだったと言ったら、いろんな、よかった

点、悪い点、マイクを切っているんで、静かな授業で私は何とも発言できなかったみたいな、いろんな話が出ていましたけれども、そういう意味では、すごく問題点はあったみたいです。

　だから先駆者的にはそうやってやっているところを、この本町では、だんだん学びながら、そういう情報も得ると、ああ、こういう問題あるのか。そこでは、通信量とか、序盤の10分、ラストの10分だけにしか流さないと、情報量が間に合わないからなんていう話でいろいろ問題が起きていたみたいですけれども、そういう意味では、問題はこれから各学校で出てくると思うんで、その辺は別に本町が後れている後れていないことを僕は指摘するつもりありませんので、ただ、先ほど、推進会議の代表的という言葉がちょっと聞こえたんですね。つまり、中心になる方、これは誰を指しているんでしょうか。例えば、先生方の中でメインになってリードするというような表現で、代表なのか、先生方の中で、やはりたけた、11校の中からいた、ＩＴ担当の人たちの中なのか、ＧＩＧＡスクール構想のサポーターの中の代表なのか、その位置づけですね。つまりその中心となる方というのはどういう方がなるんでございましょうか。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　代表者という表現じゃなくて、多分、各学校の情報教育担当教員と私、申しあげたような気がするんですけれども、そういう方が各学校でおりまして、その方が代表となって会議のほうに出席していただいているということですね。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　聞き違いでした。ただ、一つ、僕はその代表という言葉の中に、すごく鍵があったと思うんです。なぜかというと、推進会議をリードする人、これはＧＩＧＡスクール構想、ＧＩＧＡサポーターの中の代表、だからたけている人ではないんです。僕が思ったのは、その中で、代表で集まっている先生方の中で、よりたけていて、理解度の高い方が代表になってリードするという、それが知りたい。教育長がそこに行って司会をやって、ああで、こうで、問題を吸い上げるのか、誰かしら司会をやられていると思うんです。この推進会議の中核になる人というのは立てているんでしょうか。委員長的な代表というか、それは、普通会議だと必ずいるんですけれども、その立場の部分はどんな人がなっているんでしょうか。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　それではお答えいたします。

　私もこの会議に全て出席しているとか、そういうのじゃないんですけれども、各学校から、情報教育担当という各学校におりまして、その方が代表としてきているので、必ず全員がたけた方ではないです。それは、大規模校もあって、小規模校もありますので、ですから、このＧ

ＩＧＡスクールサポーターという方、この方が専門家なんですね。４名ほどいらっしゃるんです。その方に中心となってもらって、進めていただいていると。あと、確かにたけた方がいらっしゃる学校につきましては、非常に有効かなと思うんですけれども、会議をその方がリードしていくということではないというふうに理解しています。

〇室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

〇１０番　湯田　哲議員　全然理解しました。その部分がなったりとか、誰かがどうとか、たけた人が、全員が全員エキスパートじゃないのも分かったです。より代表で発言ができたりする人が来ていたり、立場の人がいらっしゃっているのは理解しました。ただ、そんな意味では、すごく推進会議が重要な役割をするというように、町もうたっているぐらいだから、その中では、その中の構成員について、各学校から１人ずつ、多分11人、ＧＩＧＡサポーターが４人だとすれば15人の会議になっちゃうんですが、見ても。だから、そんな意味では、やはり例えばそこには、ここの役場関係の生涯学習全体のデジタル産業庁じゃなくて、デジタル庁じゃなくて、その方たちだって中には、今回採用していると言いましたよね。採用しているような方向も言ったので、そういう部分で言えば、そういう方も含めて参加してもいいんじゃないかなと、そういう考えありますけれども、どうですかね。要するにＧＩＧＡサポーターはもうたけているというか、それで皆さんが雇用したり、なりわいとして今存在しているんだけれども、町部局のほうの、町の行政、その人たちの中でもＩＣＴにたけている、最近、数年そういう人たちを雇用しているという、先ほどの１番議員の質問の中で、そういう方も採用し始めていますよというような答弁だったので、なおさらそういう方の知恵というか、時間もそんな延々かけないとは思うんだけれども、その辺もすごく重要だと思うんですけれども、その辺の考えはどうですかね。忙しくてできない、出られないですかね。どうでしょうか。

〇室井嘉吉議長　副町長。

〇渡部正義副町長　先ほど、五十嵐議員の質問とちょっと絡んでくるんですが、町職員として情報技術に明るい職員を採用したというふうに表現をいたしました。実は平成23年度の４月から採用しておりまして、情報処理技術者試験を合格した者という形で、今１名、総合政策課に配置しております。それ以外でも、大学でその分野を学んできている職員もおりますので、そういった職員に今情報化のほうを担当してもらっているというのが、職員の配置の状況でございます。

〇室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

〇１０番　湯田　哲議員　すごく大切なことは、14人の推進会議の中で、ここあと４分しかあ

りませんが、ちょっと言わせてください。４人の中の１人、２人では、やっぱり心もとないので、その中で言えば、せっかくその資格、多分その資格って取るには、僕はよく詳しくはないけれども、多分、かなりのそういうの、ネットハクも含めて全部できるようなタイプの人間が試験を受けて、国家試験を取っているんですから、そういう意味ではすごく有能だと思うので、そういうアドバイス。ＧＩＧＡスクールサポーターはまた、さらにその部分で言うと、また現場の人だったり、かつてＩＴに絡んでいた人たちが、どんなメンバーだか詳しく部分では、資格、有資格の話を僕はしているわけじゃなくて、そういう能力者がいればいるほど進むというか、いろんなアイデアが出てくるので、せっかく今言った１人採用しているという方が、そこに混ざってアドバイス、これアドバイスできるかと思いますよ。その部分はどうですかね。お考えを。

〇室井嘉吉議長　町長。

〇大宅宗吉町長　お答えいたします。

　このデジタル化、デジタル庁をつくってこれを推進すると、国のほうの方針はそのとおりなんで、町として、そこでどのような対応が必要なのかということは今後、大きな課題ではありますけれども、今現在の職員としてはそういう体制で臨んでいるということであります。それらの状況もしっかり踏まえた中で、もう先進的な自治体もございますので、その辺の状況も調査しながら、町としての体制づくりはいずれ必要になってくると思います。それを、じゃ、いつからＣＥＯみたいな人を採用するかとか、それらは具体的な話はまだもうちょっと先にするにしても、いずれ、そのような対応が必要になってくる時代が遅かれ早かれ、そんなに遠くないときに来るんではないかなとは、それは想像しています。

　ですけれども、今の体制の中でとりあえずやれることをしっかりやって、そして課題を見つけた中でといいますか、あるいは指導者とかそういう人を招きながら、研修を受けながら、どういう体制を取ったらいいのかということも含めて検討していく必要があると、そのように思っていますので、今の段階ですぐそういう専門家を雇用するとか、そこまでは考えておりませんけれども、どういう体制づくりがいいのかということは検討していかなければならないと、そういう中で町としての対応を今後考えるということで、ご理解願いたいと思います。

〇室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

〇１０番　湯田　哲議員　大トリというか、大分時間もぎりぎりで、またオーバーは絶対しませんから、最後に一言だけ言わせてください。

　９月７日の新聞の民友のほうに、人という欄のところに、「ＩＴ業界40年の技伝授」という

形で、ユーサイドシステムという会社を起業した方で佐久間さんという方が実はソフト開発やっていて、72歳という形で記事になって顔写真とともにありました。ちょっとアポイントを取っていろいろ話を聞かせていただきました。

参考にまで述べさせていただきますけれども、様々な人材が、県内、あるいは地元にも多分退職なされた方でいますので、そういう人たちも呼びかけて、ぜひ僕はかじったほうぐらいで、全然本当に足元にも及ばないですけれども、そういう知恵をぜひ利用して、彼は、もう一つ、事を言わせば、パイソンという言語があります。そういう言語を使うことがベストだと、専門用語を言うと白けるかもしれませんけれども、ああいうスクラッチみたいなパズル風のはまだ手ぬるいんではないかという、専門家がかなり最近増えているというのも割と課題として言われています。ぜひ、そういう意味では、もっと知恵を借りて、田島の、南会津町にそういう方はいっぱいいらっしゃいますし、ＧＩＧＡスクールのサポーター４名も含めて、ぜひ、アンテナを高くじゃなくて、ぜひそういう人に投げかけて、あるいは住田とか、様々技術系の企業が多いですから、その現場の人たちの知恵もぜひ借りて、ぜひ、これからも進めていただきたいと思います。焦ることはないです。本自治体は進んでいると思います。そういう意味では、焦らないで、ぜひ有効にＩＴを掲げる会津若松市に負けようとは思いませんけれども、負けないようになんていう考えはありませんけれども、ぜひ進んでいってほしいなと思います。

以上です。終わります。

○室井嘉吉議長　教育長、一言あるようですから。

教育長。

○星　英雄教育長　大変いろいろとご提案いただきまして、ありがとうございます。やっぱり教育委員会としても、そういう情報をたくさん持っているといろんなところで来ていただいて、ご活用できるかなというふうに思いますので、情報をよろしくお願いしたいと思います。なお、学校で扱うコンピューターは、どちらかというと、ハード面に強い方はいらっしゃるんですけれども、やっぱり指導にコンピューターを使うとなりますと、やっぱり教育分野のほうも大きく関わってきますので、その辺をバランスよく推進していく必要がありますので、ぜひ、そちらのほうのソフト面のほうもご協力いただければありがたいなと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長　以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会といたします。

明17日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時４１分

令和３年第３回南会津町議会定例会　第４日

議　事　日　程　（第４号）

令和３年９月１７日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第６６号　南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第　２　議案第６７号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第　３　議案第６８号　物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）
日程第　４　議案第６９号　南会津町過疎地域持続的発展計画について
日程第　５　議案第７０号　南会津地方土地開発公社の解散について
日程第　６　報告第　５号　令和２年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
日程第　７　議案第７１号　令和２年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８　議案第７２号　令和２年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９　議案第７３号　令和２年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０　議案第７４号　令和２年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１　議案第７５号　令和２年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２　議案第７６号　令和２年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３　議案第７７号　令和２年度南会津町水道事業会計決算の認定について
日程第１４　議案第７８号　令和３年度南会津町一般会計補正予算（第５号）
日程第１５　議案第７９号　令和３年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第８０号　令和３年度南会津町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第８１号　令和３年度南会津町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１８　令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情について（総務委員会）

追加日程第１　議員提出議案第２号　豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

追加日程第２　委員会提出議案第６号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出について

追加日程第３　議員派遣の件について

追加日程第４　閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	五十嵐　芳　道	議員	２番	馬　場　　　浩	議員
３番	川　島　　　進	議員	４番	湯　田　芳　博	議員
５番	室　井　英　雄	議員	６番	渡　部　訓　正	議員
７番	丸　山　陽　子	議員	８番	湯　田　良　一	議員
９番	大　桃　英　樹	議員	１０番	湯　田　　　哲	議員
１１番	高　野　精　一	議員	１２番	山　内　　　政	議員
１３番	菅　家　幸　弘	議員	１４番	星　　　光　久	議員
１５番	楠　　　正　次	議員	１６番	室　井　嘉　吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大　宅　宗　吉	町　　　　　長	渡　部　正　義	副　　町　　長
星　　　英　雄	教　　育　　長	小　寺　俊　和	総　務　課　長
星　　　良　栄	総合政策課長	鈴　木　秀　和	税　務　課　長
渡　部　秀　介	住民生活課長	阿久津　勝　英	健康福祉課長
室　井　利　和	農　林　課　長	星　　　博　文	商工観光課長
月　田　　　啓	建　設　課　長	遠　藤　知　樹	環境水道課長

渡　部　さつき	会　計　室　長	菅　家　康　夫	農業委員会 事　務　局　長
渡　部　浩　明	学校教育課長	廣　野　友一郎	生涯学習課長
阿久津　正　人	舘岩総合支所長	馬　場　　　誠	伊南総合支所長
酒　井　浩　哉	南郷総合支所長	渡　部　弘　明	代表監査委員

事務局職員出席者

星　　　貴　夫	事　務　局　長	星　　　　　彰	議　事　係　長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

◇

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡単明瞭に質疑されるようお願いします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

◇

◎発言の申出

○室井嘉吉議長　ここで、総務課長より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○小寺俊和総務課長　既に配付しております令和３年第３回議会定例会の議案書に誤りがありましたので、議長の許可をいただけましたら、職員により、訂正箇所へのシールを貼りつける方法での修正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

修正箇所を申し上げます。修正箇所は４か所であります。議案書及び事務報告・主要な施策

をご用意ください。

まず、議案書になります。議案書をお手元にご用意ください。

議案書一般補正12、一般補正の12になります。字句の訂正であります。上から３つ目、款の22町債、項の１町債の枠のうち、目の５土木債、そこをずっと右に行っていただきまして、節の１道路橋梁整備事業債の説明欄の最後の行、こちらに「緊急自然防止対策事業債（追加）3,500」と表記がされておりますが、この「緊急自然」の後に「災害」の２文字が抜けておりましたので、これを「緊急自然災害防止対策事業債」に訂正をお願いいたします。

２点目になります。事務報告・主要な成果をご用意ください。背表紙が黒くなっているものでございます。

６ページをお開きいただきたいと思います。６ページ上段の②技能労務職の表について、数字の訂正となります。当該表の左側、学歴区分の一番上、合計欄のうち、右側に１つ飛んで、合計の平均給与額に「3098」と表記してありますが、合計の右側、平均給料月額に「3098」と表記となっておりますが、これを「3093」に訂正をお願いいたします。１桁目の「８」を「３」に訂正をお願いいたします。

続きまして、同じく事務報告・主要な施策の成果でありますが、飛んでいただきまして、188ページをお開きください。こちらも数字の訂正であります。188ページ、上段の表５、国庫補助事業概要１の（１）の①生活排水対策の充実の表、表の左側に、事業名公共下水道事業（田島処理区）とありますが、その右側になります事業概要の欄に「下水道埋設Ｌ＝177.7ｍ」と表記をしてありますが、これを「下水管埋設Ｌ＝364.2ｍ」に訂正をお願いいたします。「177.7」を「364.2」に訂正をお願いいたします。

さらに、その下の段になります。事業名が特定環境保全公共下水道事業（南郷処理区）、その右側の事業概要の欄に「下水管埋設Ｌ＝328.5ｍ」と表記してありますが、これを「下水管埋設Ｌ＝382.7ｍ」に訂正をお願いいたします。「328.5ｍ」を「382.7ｍ」に訂正をお願いいたします。

以上、議案書及び事務報告・主要な施策の成果について修正をさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

〇室井嘉吉議長　ただいまの総務課長説明のとおり、議案及び附属資料の一部訂正についてご了承を願います。

暫時休憩いたします。着座にてお願いします。

休憩　午前１０時０８分

再開　午前１０時１３分

〇室井嘉吉議長　それでは、訂正作業も終わったようでございますので、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議案第６６号の質疑、討論、採決

〇室井嘉吉議長　日程第１、議案第66号　南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

〇室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議案第６７号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第２、議案第67号　南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第６８号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第３、議案第68号　物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第６９号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第４、議案第69号　南会津町過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　本計画については、過日の全員協議会について説明があり、そこで概要の質疑もさせていただきましたが、このような計画をつくるには、多分、ここに表記してある事項等についてのイメージをお持ちだったんだろうと思うので、幾つか質問していきたいと思います。

まず初めに、総合政策課長から説明がありましたが、いわゆる町の総合振興計画、それに続く人口ビジョンとしてのまち・ひと・しごとづくり創生総合戦略、これらに連結をしていくわけでありますが、これらをさらに実行していくための国のもろもろの政策をどう取り込んで、しかも財政負担を少なくして実行していくかと、こういう目的がある。これは十分に認識できたものと思っておりますが、一方で、国や県は、この計画をつくる意味、あるいは意義、これらをもう少し深く捉えていると私は考えています。

それは、国の政策あるいは県の政策よりも、よりきめ細やかに地方の実態を知っているのは市町村であると、基礎自治体である市町村が自ら様々な課題を取り上げて、それに対する対処

方法として計画を立案する、こういうことだと思うんですが、私からは幾つか内容について質問させていただきますが、まず最初に、質問しようとするページを申し上げますので、それぞれ関係する課については、メモをいただきたい。

まず１点は、10ページの町民所得の向上についてです。11ページも関連していますね、町民所得の向上。それから、12ページの財政力に関する目標の中の令和７年度目標の53.4％について、それから、17ページの林業活性化の促進について、そして、18ページの体験型観光の項目、それと39ページの障害者福祉の現況と問題点、最後になりますが、42ページの教育振興、この件についてご質問させていただきます。それほど難しい問題ではないので、お答えをいただければと思います。

まず初めに、町民所得の向上ということで、産業振興が挙げられています。町民所得の向上というのを、具体的にどの産業で、あるいはどういう形で向上させるかというイメージがありましたら教えてください。

〇室井嘉吉議長　商工観光課長。

〇星　博文商工観光課長　お答えいたします。

今、４番議員からご質問がありました町民所得の向上につきましては、新しく業を起こそうと、創業しようとする方、そういったものを応援したり、既存の会社を営んでいる事業者の方が設備投資をしたりとか、そういった場合に、機械の導入費用であったり、修理する費用について補助をしたりとか、あとは人材育成面で、そういった講習会とか資格を取る費用の助成といったことで、生産効率を上げたり、そういった企業の新しいビジネスモデルの構築とか、そういったものにハード、ソフト両面で支援して、そういった所得向上を目指していくというような全体構想といいますか、そういったもので、具体的にこういった業種というような特定はしてございません。

以上です。

〇室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

〇４番　湯田芳博議員　具体的なイメージというのは、なかなか難しいですね。この計画の後で恐らく出てくる問題かと思いますが、ただ検証はしていますか。恐らく、今、答弁された内容については、これまでもやってきた事業であると思います。これがどのくらいの所得向上につながったか、検証はしていますか。

〇室井嘉吉議長　商工観光課長。

〇星　博文商工観光課長　お答えいたします。

事業によっても異なりますが、追跡調査等を行いまして、実態については会社の売上げですとか、そういった部分について増えたか減ったか、あまり変わらないかとか、そういった大まかな検証で、特に１人当たりの所得が幾ら向上したとかという細かい面までにつきましては、検証については行ってございません。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　この計画は、過疎地域が持続して発展していくという目的、狙いがあるんですね。つまり最終的な目的は、過疎からの脱却なんですよ。過疎からの脱却を目標としているプロセスの中で、今言ったようなことでは、所得格差は縮められない。格差があるから、格差のあった分だけ、実は悩みになり、不平不満につながっていくんです。町民からその政策をやったことによってよかったという事例と、それをやっても実際に所得向上にはなっていないと、これらの意見が寄せられたかどうか教えてください。

○室井嘉吉議長　商工観光課長。

○星　博文商工観光課長　お答えいたします。

私も去年課長に就任して２年分しか見ていない部分はあるんですが、追跡調査等を行いまして、設備等が老朽化してきて、更新するにもなかなか自己資金が大変で更新できなくていたんですけれども、こういう補助金があることが分かって、機械を新しく買い替えることができたりして非常に助かったと、ありがとうございますと、さらに、大体国とか県の補助金ですと、新しい機械を導入するときの補助なんですが、町の補助金については、修繕とかそういった補助もしてございますので、そういった部分で非常に助かりますと、できればこういった補助金のもっと種類を増やしていただいたりとか、そういった今後もいろんな支援をお願いしますというようなことで、追跡調査の中で、経営者の方から書いていただいた事例等はございます。

あと、町のほうでも、そういった事業者の方に追跡調査で書いていただいた内容を基に、随時見直しを行いまして、対象業種の追加ですとか、上限額の見直しとか、そういうのを適宜行っておりますので、全ての方に満足いただける内容ではないかもしれませんが、少しずつ見直しを行って、いい方向に改善しているというふうに把握してございます。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　この議論は、続けても、ここから先のいわゆる本質に関わる考え方、あるいは実態が見えてこないと思いますので、ここでやめますが、私は全員によくなってほしいとは言っていません。つまり、公務の人たちとその人たちの所得格差が大きいんだと。でも、その人たちがいないと社会構成上、社会構造として成り立ちません。ある方は、公務員の給与

を下げてくれるように働きかけてくださいというふうに言ってきます。でも、私は公務員の給与を下げて、あなた方が何か得することありますか、公務員の人たちは公務員の人たちでコロナ対策をはじめ、様々な災害に即座に対応しながら頑張っている、しかも今回若干の訂正はありましたけれども、これだけの資料を作るわけですよ。

ですから、そこはしっかりと公務を担う人たちのことを認めてあげながら、公務の人たちは違う企業、環境にある人たちに、できるだけ所得の向上をしてあげる。なかなか難しいですよ。でも、それを姿勢として見せることが、町民といわゆる自治体の共同歩調というのが出来上がる、私はそう感じます。今後の課題にしていただきたい。

次に、12ページの財政力の問題ですが、目標、令和７年度53.4％という数字が挙がっていますが、これの根拠をちょっと教えてください。

〇室井嘉吉議長　総務課長。

〇小寺俊和総務課長　お答えいたします。

将来負担比率については、若干複雑な説明が必要になるかと思いますが、参考までに、決算概要の35ページに将来負担比率についての記載がございます。一つ一つご説明申し上げますと大変複雑ですので、単純にご説明しますが、標準財政規模というものを分母にします。

標準財政規模というのは、これも財政用語なんですけれども、その公共団体、南会津町で標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模をいいます。すなわち標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示すものという表記になっておりますが、分かりやすく言えば、南会津町で通常、特に借金もしないとか新たなことに取り組まないとか、普通の活動をするのに必要な財政の規模ということになっております。こちらについては、普通交付税のほうの算定で行っておりまして、令和２年度で約82億というものが分母になってきます。

さらに分子となる将来負担額でございますが、将来負担額につきましては、現在の起債の残高、借金の残りです、こちらが幾らあるか、さらに債務負担行為に基づく支出予定額、約束をして、将来払わなくちゃいけないと約束をしている額は幾らか、それから、公営企業債、普通会計よりも水道だとか下水等あります、そちらにそこからそこに償還額として一般会計から出す分、出す約束をしている分、これらを、そのほかにも細かいのがたくさんありますが、将来の負担としているものを分子としております。

したがいまして、標準的な南会津町の財政規模で、どのぐらいの将来の負担を抱えているかを率で表しているものでございます。

これの基準が、これまでもお話ししていますように、350ということで、国に示されております。この基準はもう十数年前につくられたもので、なぜ350かというのを調べたんですが、ちょっと出てきておりません。しかしながら、うちの町は32.5ということで、かなり基準には達しないということなので、その辺にはあまり私どもこだわっていないということであります。しかしながら、32.5といいましても、将来の負担はあるということなので、この数字の推移をやはりこちらは見ていかなくちゃいけないと思っております。

議員おただしの12ページ、現在、令和元年は33.1で、令和２年は32.5ということなんですが、目標が53.4となっておりますが、かなり上がっております。これなぜ上がるかといいますと、これまでもお話ししていますように、交付税、こちら大分これから、今、一本算定ということで下がってきておりますが、分母となる標準財政規模が下がっていきます。当然、分子の将来の起債の残高等についても下げていきますが、分子のほうを一気に下げるということは難しいです。借金の返済ですので、一気に返すということはなかなか難しいし、新たな投資も必要として増加分も多少あります。そういう意味で、分子よりも分母のほうが減る見込みが大変大きいということもありまして、数字的には30％台から50％台に上がってしまうということになってしまいます。

しかしながら、国で示すような350台の大きな数字にはほど遠いということもありますし、そこは許容範囲ということで、目標として53として計上しておりますが、その辺のコントロールをしながら、議員おただしのように、過疎からの脱却のために財政の健全化を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

〇室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

〇４番　湯田芳博議員　この方程式については分かっているんですね、理解しているんです。方程式があって、その方程式の最後のほうの部分が答えとして聞きたかった。方程式は要らなかった、説明は。時間を稼いだのかもしれませんが。

それはそれとして、時間が押してきたので、先ほど申し上げたページ全部について質問できるかどうか分かりませんが、次に、17ページ、林業活性化の促進についてですが、これまでも何度もいわゆる森林の民有林の所有地界、境界の話を申し上げてきたと思うんですが、この所有界を確定する、あるいは促進するというか、そういう事業はないのでしょうか。お聞きします。

〇室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

　森林の境界を確定する事業はございます。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　そうすると、この過疎計画のいわゆる事業として該当しないということで、ここに挙げていないということでよろしいんですか。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

　まず、国土調査事業につきましては、平地といいますか、そちらを優先的に今現在進めているような状況でございます。ただ南郷地域で一部地域については国調も終わっているような事業もございます。そのほかに林業関係ということで、境界明確化等の事業もございますが、入会林野等もございますが、そちらについては、今現在のところは、過疎計の中には入っていないというような状況でございます。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　過疎計画の中では取扱いがないという理解でいいですね。

　次に、18ページの体験型観光についてでありますが、ここでその対策ということで、②の中のちょうど真ん中頃に、自然資源を活用した体験型観光の仕組みづくりを進め、新たな雇用の場とあるんですが、新たな雇用の場というのを、ここに文言として入れたそのときのイメージというのか、あるいは、こういう言葉を入れるに至った何か資料とか情報とか、あったら教えてください。

○室井嘉吉議長　商工観光課長。

○星　博文商工観光課長　お答えいたします。

　現在、体験等につきましては、教育旅行等についての窓口といいますか、そういった部分については構築されているんですが、コロナ禍の中、今後、個人旅行、こういったものにも力を入れていきたいというようなことで、そういった体験の問合せする共通した窓口を一本化して、ワンストップサービスできるようなそういった窓口をつくりたいということで、今現在、話を進めております。

　なお、株式会社みなみあいづを中心に、そういった予約をして、各地域のこういう体験をしたいといった場合に、各地域の窓口になるようなところに話をして、インストラクター的な方を調整して、確保して、待ち合わせの時間・場所、料金等を案内して、体験につなげていくというようなことをイメージしております。

なお、それらにつきまして、問合せ窓口の事務員といいますか担当者、そういったものですとか、あとは体験料を頂いて、手数料を頂いて、そこで雇用、各地域のそういったコーディネート役的な方を雇用していくという意味で、こういった表現を取らさせていただきました。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　30分という時間の中で、お互いに議論を深めようと思えば、枝葉の話はなるべくしないでほしい。どうするかこうするかという手法はいいんです。ただ、この雇用の場をどういう分野で、どのタイミングでやっていくのか。これも今後、しっかり詰めていってほしい。私が一般質問でちょっとお話をさせていただきましたが、つまり独自の実態の把握ができていないんですよ。だから抽象的な話を並べるだけになっちゃうんです。組織の中ではそれでいいかもしれません。しかし、組織の外に出た場合には、全く説得力ないですよ。

今朝も私のところに電話がありました。どんな電話か。長谷川医院が空いているんでしょう。空いているかどうか分からないですけど、先生が亡くなってという話をしました。あそこ眼科にならないですかねって。いや、私にはその力がないのでちょっとお答えできませんが、眼科になるといいですねという話をしてきました。

皆さんのところに届く情報、恐らく地元から届く情報よりも、国や県の情報のほうがはるかに多いんじゃないですか。だけど、これはいずれ国から実行度を問われるんですよ。数字がないからどうやって実行度を問うのか私にも分かりませんが、そこまで社会は、あるいは国民は、住民はシビアになってきているんですよ。

ぜひこういうことも自分たちがやろうとせずに、先ほど言ったようにこれだけの資料を作るわけですから、そして、ここにいる間は通常業務はできないわけです。そういうことを考えたら、できるだけほかの能力や力を借りながら、活用しながら、より実態に合う計画をつくって、しかも、それが職員の中で共有されて、やりがい感を持てるようなものにしていってほしい、こういうことを意見として申し上げておきます。

次に、33ページの除雪の関係ですが、たしか２番議員も言ったのかもしれませんが、除雪車が国道沿いに行進曲のように並べられている。この中で、いわゆる除雪車の収納庫の建設とかそういったものをのせられないんですか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長　建設課長。

○月田　啓建設課長　お答えいたします。

確かに、今、所有台数を全て保管できるような車庫は今ございません。確かにそういった必要かと思いますが、今回の中では除排雪の部分はのせておりますが、収納庫まではのせており

ません。適時適切な時期に、もし可能であれば、この変更も含めて検討させていただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　議会の開始前に、ちょっと議員とお話ししましたが、東日本大震災から10年以上たって、今、コロナで私たちは目に見えない、いわゆる私たちの阻害因子と戦っていますよ。そういうときに、今まで敷かれたレール上を走るだけでは、物事は解決しない。私は皆さんと考え方が違うと思いますが、柔軟な思考のほうがこれからはより望まれる能力だと、私は考えています。もちろん非日常的なものに対処する場合と、恒久的な普遍的なものを執行する、つまり電車が決められた時間に決められたホームに到着するということは、私たちの生活の中でとても安心感があって、大切なことなんです。ですから、いろいろと大変だと思います。限られた時間の中で、ぜひそういうことも含めて、横の連絡を十分に取りながら、町民がありがとうと言ってくれるような計画にしていただきたい。

次に、39ページ、障害者の福祉の現況の中で、ユニバーサルデザイン、こういうふうに表記されますが、ユニバーサルデザインを簡潔に説明してくれませんか。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　お答えいたします。

まず、全ての方々が同じように使える世界、それがユニバーサルデザインの目指す世界だと感じております。誰にでも使えるもの、そして、いろいろな環境についても、障害のある方も健常者も同じように使える世界のことだと感じております。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　今聞いていてもお分かりになるように、せめて担当課長はいろいろとか全ての人とかじゃなくて、こういう障害のある方、こういう立場に置かれた方、こういう方と具体的に幾つか例を出しながら話してほしかったですね。それがいわゆる実態調査からしか出てこないんですよ。ぜひそういうふうに、なるべくこういう計画をつくるときには、具体的なイメージをつくりながら進めてほしいというのが私の意見です。

残り時間が少ないので、次、42ページの教育振興についてお伺いしますけれども、一番下に、地元県立高等学校と地域との連携強化とありますが、南会津高等学校の問題は、今どのような状態に置かれているのかを教えてください。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

福島県の県立高等学校の改革ということで、ある一定の基準の中で統合を進めるというようなことを、基準的なものは説明を受けました。そういう中で、私たちはその基準から大きく統合の条件から離れていると思っている南会津高校と田島高校の統合、これについて発表されました。それについての一切の説明はありません。

私たちはこれまで地域の皆さん、そして後援会、同窓会、そして全地域ですけれども、南会津町内の皆さん方から署名もいただきまして、それらのことについて、県のほうに要望いたしました。町村会といたしましても、県のほうに要望いたしましたし、南会津の町村会ばかりでなくて、県の町村会としても南会津高校の件は要望いたしました。

そういう中で、私も副会長でありますから、直接、県の教育長にも、これまでの経緯と今の実情等、話をして要望したんでありますが、県の回答は計画どおり実施すると、そのような回答にずっと続いているのが今の現状であります。

そういうことで、先日も、１か月ぐらい前になりますけれども、県の町村会の要望ということで、８月31日にそのようなことがありましたんで行ってきたんですが、ちょっと日にち間違ったらごめんなさい。それ以前、そういう中で、結果として、県は私たちのこの地域、この実情を分からなくて、公共交通の会津バスの通学で通学ができるという判断の中で進めてきた、これが間違っていた、それで計画を見直さなければならないということは分かってきた。

それから、いろいろな説明の行き違いというのか、私たちは全然説明を受けていないと思っているんですが、そういう中で、私たちの進め方には誤りがありまして申し訳ありませんでしたと、これは担当者からそういう話がありました。ですけれども、県の教育長からは一切そういう話はなくて、計画どおり進めますと、それだけの答弁に今まで至っています。

現状としてはそういうことなんで、それ以上の進み方は私としては感じていないと。ですから、私たちの要望が一切向こうの県の教育委員会のほうには通じていないと、そのように感じております。どう受け止められているかは分かりませんけれども、県の一方的な考え方の中で、今現在進んでいるというのが現在であります。

〔「委員長、30分」と言う者あり〕

○４番　湯田芳博議員　おおむね30分だから、いいね。

○室井嘉吉議長　特別に。

○４番　湯田芳博議員　答弁で超えてしまったんだもの。

○室井嘉吉議長　いやいや、答弁も含めてだから。

○４番　湯田芳博議員　ああそう。じゃ超したんだから。了解いただけますか。

○室井嘉吉議長　いや、制限超えましたので、また別の機会に。

○４番　湯田芳博議員　じゃ、分かりました。ただ一言だけ言っておきますが、統合の問題は南郷の、南郷地域のこれからの生活の問題なんです。

以上です。

○室井嘉吉議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎議案第７０号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第５、議案第70号　南会津地方土地開発公社の解散についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎報告第５号について

○室井嘉吉議長　日程第６、報告第５号　令和２年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります令和２年度一般会計、特別会計及び水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第５号は、次の議案第71号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、報告第５号は、議案第71号から議案第77号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにいたします。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎議案第７１号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第７、議案第71号　令和２年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　それでは、決算概要の７ページと11ページ、そして事務報告の76ページ、ここから質問させていただきます。

７ページは町税についてでありますが、予算額と調定額に１億7,000万円の差があります。所信のところで、見積り、低く見積もり、コロナ禍の中でということでありましたが、そこのところを具体的にこの原因、要因をお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長　税務課長。

○鈴木秀和税務課長　お答えいたします。

今ほどのご質問ですが、確認させていただきますが、決算概要の７ページの町税の部分でよろしいでしょうか。その部分の調定額と未収額の関係のご質問ということでよろしかったでしょうか。

○室井嘉吉議長　すみません、もう一回、15番、楠正次君、再度、はっきりと質問してください。

○１５番　楠　正次議員　いや、さっきはっきり言いましたけれども、予算と調定額の部分で差額が１億7,000万円、ここの部分を聞きたいということであります。

○室井嘉吉議長　税務課長。

○鈴木秀和税務課長　お答えいたします。

今ほど予算現額と調定額の差額をどのような理由なのかというご質問かと思います。

予算額につきましては、当初予算編成、大体おおむね前の年の10月から12月頃に予算編成をするわけなので、その時点では前年度決算のあくまで見込みということで予算額のほうは計上しております。

決算上の調定額につきましては、当然のことながら、所得が確定するのは６月頃になりますし、それに応じて実際の課税の額、そういったものも確定しますので、そういった理由から、予算現額と調定額には毎年このように多少の差が生じることになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長　副町長。

○渡部正義副町長　私のほうから少し答弁させていただきます。

税の考え方は、やはり当初の段階である程度想定をして、実際のところは確定額で調定を行

うというシステムでございます。これ、今、税務課長答弁したとおりでございます。本来であれば、補正予算の段階で、なるべく差を縮めるということでございますが、税そのものが転入転出、それから事業の変更等々で動いておりますので、中身的に予算額を下回らないような設定をしておかないと、歳入欠陥が起きてしまいますので、そういった形での調整でございます。税目、その下の項目ですと、ぴったり同じ金額になっておりますが、それは確定によって補正で合わせたという経過もございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　２年度中は特別定額給付金、これは非課税と、当初は課税されるというような話もありましたが、非課税ということで収入に見込まない。けれども、個人事業主等々の雇用調整金や休業や時短等の協力金は収入に含んで計算するということなので、これらのことで、想定よりもマイナスにならない個人事業主等々があったのかなというふうに考えたんですけれども、それらによって黒字になれば税が発生します、赤字になればそれは税は発生しませんけれども、そういうことも理由の一因かなと思ってお聞きしたいと思いました。

○室井嘉吉議長　税務課長。

○鈴木秀和税務課長　お答えいたします。

　今ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。特別定額給付金につきましては非課税扱いということなんですけれども、実際、特別定額給付金につきましては、それが入ったことによって、例えば、税金がまだ未納になっている方のそういった滞納対策のほうに効果があったという面もあります。そういったこともありまして、定額給付金、あとそういった企業等への補助金等も、こういった税の決算のほうに反映されている結果となっております。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　７ページについては分かりました。

　11ページの性質別決算区分１、義務的経費の人件費が２億増加している、これは会計年度任用制度によるものという説明がありました。11％と大きな伸びでありますが、下段に物件費、この部分では１億7,000万円減額となっております。これは合うのかなというふうに思ったわけですけれども、3,500万円ほどの差が出るというのは、会計年度任用職員は非正規職員とは違って、賞与であったり退職金積立て、そういうことで増額、増加したという、物件費の減少と人件費の差額が出るのは、そこで私の今の考え方でよろしいんでしょうか。

○室井嘉吉議長　総務課長。

○小寺俊和総務課長　お答えいたします。

会計年度職員の移行が令和２年度から行われたという、制度が始まったということで、予算のほうにも決算のほうにも移動が出てきたということであります。議員おただしのように、これまでの臨時職員の方々には、いわゆる期末手当の支給ありませんでした。さらには、共済費もなく、社会保険でありました。そのほか退職金の掛金もありません。そういう面で待遇がかなり改善されたということで、大きく物件費が減った分、人件費にかかってきたということであります。

ただし、これが全て会計年度職員の異動ということではなくて、ほかにも様々な要因があっての数字となっていることはご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　様々理由があるけれども、大きなところは非正規職員が会計年度任用になったために、今、おっしゃられたようなことで、増額となったということでよろいしんですね。改めて確認させていただきます。

○室井嘉吉議長　総務課長。

○小寺俊和総務課長　そのとおりでございます。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　事務報告だと76ページ、これは所管の中で調査をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、一般質問の中でも若干触れましたけれども、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に対して１万円を給付した。この事業でここに記載されている件数、金額、それは対象者全体ではなかったということが分かりました。というのは、申請をしない人、できなかった人が49件あったということが分かりました。

そこで、こういう事業をした場合、町民の考え、僅か２％との話でありますけれども、その方々がなぜ申請をしなかった、私、所得に影響のない、だから申請不要だという方もいらっしゃった。ほかには申請できなかったんじゃないかというような声も聞こえたので、この49件に対して担当課では二度、一度やっても来なかったために、再度通知を差し上げて申請してくださいよということを、事務を行ったそうであります。

だけど、結果としては49件の未申請になったということなので、これらは、これから先のこういう事業をやる際にも、町民の中でどういう考えを持った人が申請をしないのか、申請できなかったのかということを知る必要があると思うんですけれども、そこに対する考えは、町長の考えだと思うので、お聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長　健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長　それでは、担当課のほうから、まずご答弁させていただきます。

交付世帯数がこちらに書いてある件数でありますが、実態からすると、先ほど議員のおただしの人数が申請をされなかったということでございます。

こちらについては、自ら頂きませんというようなご連絡をいただいた方も、中には数名いらっしゃいます。さらにご通知を出したり電話をしたり、そういった中で結果として、その後も申請をされなかった方が大半を占めております。こちらについては、詳しい、何で、どうして申請をしないのかというところまでは把握はしてございませんが、結果として50名近くの方が申請をされなかったということでございます。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

町のやっている事業でありますけれども、基本的には、やはり町民の方といいますか、その対象となられる方、この人たちに対して、町としてできる限りの理解をしていただいて、申請といいますか権利を行使していただくと。そして受益もいただくというような、基本的には思っています。ですから、そういうことでは、町として、そういう漏れがないように繰り返ししっかり皆さん方に理解していただけるような説明をして、それらの執行をしていきたいというのが町の考えであります。

しかしながら、その辺は個人の考え方とか、そういう方もいろいろございますので、そういうものもまた、逆の意味で尊重しなければならない部分もあるかもしれませんが、町としてはできるだけ皆さん方にしっかりそれを理解していただいて、執行できるように努めているのが町の対応であります。

結果として、その方々が全てどのような理由で受けられなかったのかということまでは、よく分からない部分もございますけれども、これからもその辺はしっかり説明した中で、この事務の執行、町の事業の遂行に当たっていきたいとそのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　私は丁寧に事務をされていると思いました。ただ、この49人の中で、結果的に電話をかけても分からない、そしてはっきりと、私はこういう理由で申請はしません、辞退しますという方が、だけど、そこの詳細がつかめていない、やっぱりそこが調べるべき。当時、忙しかった部分もあるかもしれませんけれども、そういうことを調べることによって、特別定額給付金だって希望しなければ10万円も受給しない人もあります、ということなので、

これらは選択権があるべきものだというふうに思いますが、その町民の考え、これはこういうときにしっかりと聞いておくと、後々に生かせるんではないかなと思うので、そういうことも二度の通知で済ますのではなくて、詳細に、答えたくないというものは別ですけれども、情報として、町で今後のために生かせるんではないかと思いますので、その点についてどうでしょうか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　町としても、できるだけそういう努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長　ほかにありませんか。

２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　一般会計歳入歳出の決算の中でちょっと質問いたします。

事務報告の35ページを見ていただきたいです。

去年、第三セクターに町は合計２億3,000万円の金を出しております。これは議会でも承認した次第です。町民の中では、よく質問されるんです。今、株式会社みなみあいづの状況どうなっているんだと、町は２億3,000万円もの金を出して、今、状況どうなっているのかと、そういうことをよく聞かれます。

この決算において、株式会社みなみあいづの２億3,000万円の金の使われ方、出資ですから、１つは支援金として１億円出しています。このお金の使われ方、今の株式会社みなみあいづの経営状況の説明、これを町民に説明する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

説明につきましては、今回、議会のほうに決算報告ということで報告させていただいております。第三セクター、株式会社みなみあいづのほかに、たていわ農産、あと南会津の振興公社ということで提出させていただいておりますが、それらにつきましては、町のホームページで掲載しておりまして、そこで町民のほうにお知らせしているということで、対応させていただいているところでございます。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　この議員必携の481ページにも書いてあるんですね。その中で、221条第３項の法人に対してということが書いてあるんです。これ読んでみますと、自治体の長は報

告に対し、調査をするということになっているんですよ。そして、経営状況を説明する書類を提出というふうになっているんです。実際、調査しましたか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

調査というのは、ヒアリングは行っております。会社のほうから聞き取りを行って、なぜこうなっているのかというようなヒアリングは行っているところでございます。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　そうしますと、その調査した書類のことを、また施行令がありまして、それを調べてみると、事業の決算と計画というのが載っています。この株式会社みなみあいづの先ほど課長が言われたやつを見てみますと、具体的な計画がないんです。一番最後の、ただ羅列しているだけ。どういうことをしたいかという計画がない。これからどういう改善をしていくのかという。私にはこれが計画とは思えないんですね。これを町民にホームページで見せて、実際に町民の理解得られますか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

この計画書に載っている具体的取組、目標達成に向けた具体的取組ということで、昨年度、新会社が設立した際に、社内で若手の社員から、役員からで相談して、この取組内容になったものと認識しております。その中で、今、若手社員の方の、ほんの一部の方からですが、こういうことやりたいんだということで相談を受けております。その中身については、まだ具体的になっていないことから、今後、話合いを進めていって、町としてアドバイスなり意見なりさせていただければなというふうに考えているところでございます。

なので、そういった事業が具体的になりましたら、何らかの形でお知らせはしたいなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　私も町民に聞かれたときに、ちゃんと説明しなければならないですから、ちょっと中身について質問させていただきます。

決算書の中身の16ページ、負債の部で長期借入金ってありますよね。これについての説明をお願いします。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えします。

私のヒアリングの中で聞いた話でございますが、昨年度、コロナの状況で運営が厳しくなっているという状況から、会社において4,000万円の借入れをしたと。その返済を除いた額がこの3,766万2,000円ということと認識しております。

〇室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

〇２番　馬場　浩議員　そうすると、支援として１億円出しても、間に合わなかったということですね。そう理解していいでしょうか。

〇室井嘉吉議長　総務課長。

〇小寺俊和総務課長　お答えいたします。

17ページに損益計算書が載っております。こちらを見ていただきますと大体分かるかと思うんですが、先ほど議員がおっしゃられました出資金の１億3,000万円と補助金の１億円、これを足さないと、ここが赤字になってくるということで、それがなければ、会社は当然存在しないということになることが、この表を見ていただくと分かるということで、それなりに会社の存続のために、町からの財政出動があったということが、この表から見て取れるというふうに感じております。

〇室井嘉吉議長　副町長。

〇渡部正義副町長　私のほうから少しお答えさせていただきたいと思います。

昨年、大きな金額、議決いただきまして、みなみあいづの支援に入ったわけでございますが、その経過の中で、会社としてできることをまずやっていただきたいというふうにお願いをして、市中金融機関と交渉して、会社のほうで資金調達ができた部分があった。それを除いて、町としては支援に動いたということでございます。よろしくお願いします。

〇室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

〇２番　馬場　浩議員　分かりました。状況は分かりました。

ずっと見ていきますと、監査報告書が載っているんですね、21ページ。適正に表示しているものと認めますと書いてあります。監査って会計監査だけなんでしょうか。業務に関する監査って必要ない、普通はこれ載せますよね。監査って会計監査と業務監査って、私はそんなに知識ないですよ、けれども、そういうような認識を持っているんですけれども、実際、監査って会計監査だけでいいんですか。

〇室井嘉吉議長　総務課長。

〇小寺俊和総務課長　お答えいたします。

今、一般会計の決算の認定についての議題となっておりますので、その中で一法人、会社の

決算のやり方について、私のほうで答弁するものはございません。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　総務課長の言われることも一理あります。だけども、町が一般会計の中から出資しているんですよ。当然、その業務とかそういうことに対しても、ちゃんと調査すべきじゃないですか。適正だったのかどうか、私はそれを聞いているんです。お金を出しているんですよ。ただ、会計の数字が、処理が合っていれば、それでいいということなんでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　この決算を受けまして、町から町担当としての意見などは申し上げますが、この一つ一つに対して、こうしろああしろというようなことまでは申し上げておりません。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　実はこの事務報告の括弧書きに、地方自治法233条の第５項というのも読んでみました。議員必携に書いてありますから、読んでみました。そうすると、会計決算に関わる関係書類の提出というふうになっていますよね、なっているんです。だけども、ちゃんと皆さん、ここで説明しているじゃないですか。ただ提出だけじゃなくて、説明して、政策・事務報告に対して質問していますよね。そして、同じような文言で、第三セクター、町が２分の１以上出資している会社の経営状況に対しても、議会に提出となっているんですよ。だけども、これでは提出だから、あんまり質疑していませんよね、実際。私の知る限りでは、議長宛てに出しましたから、それでそうですって言われている。実際、どうなんですかね。同じ提出でも全然、そして第三セクターの経営も町の財政、決算にすごく関わりのあることだと、私は思うんですよ。これを議会で説明とかそういうのしないというふうに、議会で決めているみたいですから、私はこれ以上言いませんが、やはりお金を今回出している以上は、説明責任というのはあると思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　総務課長。

○小寺俊和総務課長　手元に地方自治法ないので分かりませんが、地方自治法233条の第５項は、提出ではなくて議会の認定に付すると記載があるというふうにちょっと認識をしております。議員おただしの243条の２については、議会に提出するということになっております。当然、認定をするということは、議会の中で議論をして審議をするということが認定でありまして、提出についてはそこまでのものは求めていないというふうに、私は認識しております。

○室井嘉吉議長　ちょっと待ってください、２番議員。

私のほうから申し上げますが、議会にある書類の中で、出資法人決算関係書類に対する質疑ということの、いわゆる議会側からの問題提起と、このことに精通をしているところの回答文がございますので、以下紹介します。

問題、地方公共団体が出資した法人が地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、決算に関する書類を議会に提出したが、当該書類に対し決算内容に関する質疑を行うことは可能か。決定、問題に対する決定、長が口頭で行った決算書類に関する説明に関し、長の説明の内容を明確化する程度の簡単な質疑をすることは許されるが、決算の細部にわたっての質疑は行うことはできないものと解する。こういうようなことで明確になっておりますので、一つ、細部にわたった質問ということは避けていただきたい。そういうことで申し添えます。

２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　すみません、議長の今言われた細部とかということの基準ってどういうことですか。私は一般会計の中から出資、お金が出ている、そうすれば説明責任があるでしょうと。町民が納得しなくちゃ駄目でしょうって、それを聞いているんですよ。

○室井嘉吉議長　いやいや、それなら……

○２番　馬場　浩議員　すみません、これ議長と私の議論になっちゃうもので……

○室井嘉吉議長　いやいや、私も議論するつもりはございませんが、ここに書いてあるとおりだと思います。決算の細部にわたっての質疑を行うことはできないということでございますので、そこは判断していただいて、質疑をお願いします。

○２番　馬場　浩議員　すみません、それは自治法のやつですか、何ですか。どこの政令ですか。

○室井嘉吉議長　後からコピーして渡します。

○２番　馬場　浩議員　いや、言ってくださいよ、今。それによって、まだ質疑あるんだから。

○室井嘉吉議長　議会第２編、第５章、第１節、議事運営規則という中にございますので。

○２番　馬場　浩議員　分かりました。

いろいろもっと質問しようと思ったんですけれども、取りあえず、私としては、株式会社みなみあいづに対してどうのこうの言うつもりはないです。彼らも一生懸命頑張っていると思います。ただ、私は町民に説明するのに、やはりこういう理由だから、こういうお金を出して、株式会社みなみあいづも頑張ってやっているんだよと、だけどコロナの中で頑張っているんだけれども、これだけの損失が出ていますよって、ちゃんと説明したいんですよ。いい加減に説

明したら誤解を受けます。そうすれば、何やっているんだとまた変に誤解されるから、こういうふうに聞いていますので。

以上で質問終わります。

○室井嘉吉議長　ほかにございませんか。

町長。

○大宅宗吉町長　私からちょっと話しさせていただきたいと思いますが、これまでもこの予算、予算というか事業を組む中で、皆さん方にはこの目的を説明して、そして承認いただいているんですよ。そういう中で、コロナ禍の中でこれだけの厳しい状況になっている。ですから、出資と増資と、それから支援をするというようなことでやっているんですよ。実際に今度流れが、今度そのお金を使って事業をやってきたわけですけれども、またまたいろいろな思わぬ方向のほうに、想像はしていても、それ以上のコロナの影響というものが大きいし、そして度々に緊急事態宣言とかなされる中で、非常に厳しい状況なんですよ。

ですから、本来の事業の推進に当たっても、それがなかなか営業に何も出れない、お客さんも来ない、そういう中で、会社の体制として、現時点を守りながら、そして住民の人たちにサービスをどのようにするかということを、常日頃から、100％動けない、100％といいますか、かなりのウエート占めた中で動けない中で、皆頑張っていると私も思います。これは株式会社みなみあいづばかりでなくて、町内全部がそうですよ。

でも、株式会社みなみあいづが動けないということは、物すごく町内にも大きな影響を与えています。ですから、これ以上の実際の金額はもっともっと大きな打撃です。ですから、これからも、まだ緊急事態宣言が解除になりませんが、ワクチンが効いてきて、今後どうなるか分かりませんけれども、そのような収束の見えない中でのこの事業、特に観光事業は大きな影響を受けていますので、これからまた、いろいろな町としても対策を当然考えなきゃならないし、そして、株式会社みなみあいづとしても、これからまた、そのような状況が変わったときにどうするかということも、今からしっかり計画をした中で、やっていかなきゃならないと思っています。

そういう意味で、それらに対しては、町民の皆さんにも、議員の皆さんにも説明する、それは当然のことでありますので、その辺も含めた中で、今までのことも、これからのことも、皆さん方に説明する機会いただきたいと思います。聞かれれば当然、聞かれればということではないんですが、情報発信しますけれども、そういう中で皆さん方には丁寧に説明していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長　２番、馬場浩君。

○２番　馬場　浩議員　今、町長がお答えいただいたので、私も全く同じ思いです。だからこそ、町民に変に憶測やそういう変な懸念というか風評で、第三セクターのことを悪く言ってもらいたくないんですよ。だから、ちゃんと我々も説明を受けて、町民にしっかりした説明をしたいんです。その中で、町はちゃんとケアしていきますから大丈夫ですよと、そこに働いている家族だっているんですよ、そういうことを思うと、この決算書１枚提出したから大丈夫ですよという、私は納得いかなかったもので聞いた次第ですので、今後とも機会があれば、その説明をよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長　そうすると、いいですね、移って。

　ほかにございませんか。

　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　幾つか質問しようと思っていたんですが、一括で質問しろということなので、またまた時間が不足するかもしれませんけれども、ただいま２番議員からいろいろと質問、あるいはそれに対する回答を聞いていて感じたので、私も一般報告、事務報告、主要な施策の成果の中の35ページのいわゆる第三セクターに関する質問をさせていただきます。

　まず、担当課ですが、町長でもいいんですけれども、地方公共団体の第三セクター等に対する関与に関わる論点という、こういうものは見たことありますか。ちょっとお聞きしたい。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えします。

　見たことはございません。

○４番　湯田芳博議員　ちょっといろいろ誤解もあるのかもしれませんし、また解釈の違いもあるのかもしれませんが、まず、私が調べさせていただいたところによると、この前に、今言った論点の前に、公表ということで、地方自治法の243条の３というのがあります。

　ここでは、いわゆる第221条の３項の公示、つまり株式会社みなみあいづ等になるんですが、これらについて、普通地方公共団体の長は、第221条第３項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。この前に、いわゆる町長が、先ほど２番議員も言いましたけれども、出資をしている、しかも２分の１以上の出資をしている場合は、調査をしなければならないという義務がある。その義務に基づいて議会に報告をしなければいけない。

　先ほど議長から議会運営上のご説明もありましたが、私は上位法律はしっかりと押さえてお

かなきゃならない、そういうふうに思うんですね。まして、これは私の解釈ですから、どう皆さんが解釈するか分かりませんが、議会に報告するということは、議長名ではないです。議会は議長を選出しているんです。議会の代表者ではあるんですが、議会そのものの機関をいっているわけじゃないですね。ここは議会にしっかりと提出しなければならないということになっているんですね。

それで、その中には、決算報告だけじゃなくて、地方自治法第243条の３項の中に、いわゆる経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類、この事業計画がじゃどういった内容ものかというと、これは定めはないです。しかし、１億からの補助金なり出資をする場合には、事業計画の中で、なるほど１億円必要だねというようないわゆる貸借対照表、あるいは損益計算書、損益分岐点等も含めて出さなければいけない。そのための計画をつくる、策定する協議はしたかということなんです。ここで１点伺っておきます。そういう協議はしましたか。

○室井嘉吉議長　総務課長。

○小寺俊和総務課長　当時、私、総合政策課の課長でしたので、お答えさせていただきます。

この１億円の関係につきましては、出資金の１億3,000万円と合わせまして、議会の全員協議会の中で十分時間をいただいて説明をしたものと思っております。それに当たりまして、会社のほうに出向き、また会社のほうから来ていただきまして、その必要性については今までの経過、さらには今後の見込み等含めて十分に話を聞いて、その中で我々も数字を納得した上で、議会のほうにお示しをしたという経過を踏んでいるというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　先ほど２番議員言ったように、まず、町側がいわゆる出資しています。出資者が１人といっていいのか１社といっていいのか分かりませんが、１つ。当然株主総会があります。その株主総会の中で、将来の株式会社みなみあいづのあるべき姿、あるいは目指す方向、これを内部の置かれた状況、あるいは外部要因、コロナにしてもいいですが、これらを合わせながら、社内で議論をし、計画を策定したという経過があれば教えてください。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　株主ということで、私が代表株主でありますので、株主総会には私が当然出ます。そういう中で、合併に当たってもそうですけれども、これからの第三セクター、特にみなみあいづの方向性ということは、やはり前にも申し上げましたけれども、この地域で支えられない、支え切れない、そのようなことが発生する場合があると。そういうようなことを想定

した中で、今後、そのような事業も行っていく必要があると。今の現状を踏まえ、それから、これから来るだろうと思われる時代に、どのような第三セクター、みなみあいづの事業をやるかということ、その負託に応えるのがみなみあいづの大きな使命だと。定款にもありますから、定款の見直しも当然必要になってくる部分も今後あるかもしれませんけれども、そのようなことで申し上げてきました。

そういう意味で、合併前からでありますけれども、特老なんかの配食といいますか、そのようなことも非常に我々の地域としては、なかなか新しい事業者の参入がない、そういう中で、特養のこの事業を進めるには、配食事業は欠かせない。そういう中で、急遽任務を今果たしてももらっているというようなこともございます。

ですから、今後また、どのようなことになるかもしれませんけれども、いずれにしましても、これだけ町が出資したり何だりしているわけです。そして、従業員もいっぱいいます。ノウハウもかなり、私は持っていると思います。そして、これだけの予想のつかないコロナ禍の中で、どのようなまた、社会情勢が変わるか分からない、そのようなことも含めて、株式会社みなみあいづとしての使命をしっかり果たすにはどのようにしたらいいのかというようなことを、株主として議論といいますか、提案もさせていただいたし、実際にそれも実行していただいているところと思います。

実際の進捗とその現状が合っているかと言えば、まだまだ疑問点はございますけれども、そういう中で、しっかり与えられた使命を果たす、その責任、責務を負っていますので、もちろん株主としても出資する以上は、そういうことをしっかり対応できるような会社の組織、これを運営していく責任といいますか、その辺もしっかりと町も説明しながら、そしてお互い話合いをして、しっかりその役割を果たしていっていただきたいと、そのように思っていますし、それらを受け止めてやっていただいているものと、そのようには今現在認識しております。

ただ、何回も申し上げますように、非常に厳しい状況になっていることは変わりございませんので、ほぼほぼ主たる事業が進んでいません。ですから、そういうことも含めまして、しっかり今後の方針というものも、また練り直したり何だりしなければならない状況にはあると、そのようにも認識しておりますけれども、町としての意見もしっかり株主総会の中で役員の人たちにもしっかり意見を申し上げて、そして責任を果たしていくように、町としても協力も当然していきたいとそのように思います。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　抽象的な言葉だけで結果を出せないのが民間事業です。

それで、私の手元にありますが、これは総務省の自治財政局公営企業課長名の文書です。これが平成26年８月に１回、健全化の推進についての文書が来ています。平成30年２月に２回目、方針策定についての文書が来ています。さらに、令和元年７月に第三セクターの経営健全化方針の策定ということで、これも公営企業課長から出ています。それで、最終的にこうあるべきでしょうというのが、先ほど私が言った地方公共団体の第三セクター等に対する関与に係る文典です。この中に、改正された内容、これ抜粋をさせて、後で見ていただければ。

これはなぜかという違う論点、違う視点から意見を出すことによって、先ほど２番議員も言いましたけれども、せっかくある会社が、効率よく仕事をし、そこで働く社員がしっかりと安定して、家庭を守れるくらいの仕事をしていくということが願いなんです。これは共通の願いだと思います。そういうことを立場の違う視点から考えながら、しっかりとサポートしていきましょうと、こういうことが目的ですから、違うことが敵でも何でもないです。まして、この中で若干触れていますが、様々な阻害要因がありますよ。しかし、それは掛け合わせて自分の強みと、持っている強みと、社会状況の脅威や機会をしっかりと組み合わせていけば、チャンスに変わると、そういう経営をしてほしい。

そこで、町長は、議会等に対しては単に決算書類を報告するのではなく、地方公共団体が行っている財政的支援、財政的リスク、決算状況（赤字・黒字）に至った理由、地域での役割等について、公共性や法人、形態の特性にも留意しつつ、分かりやすく説明し理解を得るべきであること、こういうふうになっているんですね。令和元年の先ほど言った通知以降。住民に対しては、第三セクター等の必要性や行う事業、現在の経営状況、これは再三、町長から説明されているので分かります。将来の経営見通し、ここなんですよ、町民が知りたいのは。将来の経営見通し。地方公共団体の財政的リスクや地方公共団体からの財政的支援について、分かりやすく公表、住民に対してということですよ、情報提供を行い、理解を得ることを要請すると、こういうことが書いてあるんですね。

つまり、結果も大事なんです。やっぱり黒字を出して、胸を張って、支援をしたことを誇りたい。しかし、何をしてきたかという方向、プロセスを住民の前にしっかり示すことによって、先ほど２番議員も言ったけれども、町民を味方につけることができるわけですよ。

そういうことを考えながら、もう一行、別な指針を読ませていただきます。経営が悪化している第三セクターはもとより、経営が悪化していない第三セクター等についても、なぜ第三セクター等の形式で、この形式で事業を行う必要があるのか、適正な経営手法は何なのかということを不断の検討があるんだとこういうふうに書いてあります。後でゆっくり見ていただきた

い。

何を聞きたいかといいますと、これまで皆さんがしてきたこと、それはそれで私は意味があると思う。しかし、これから、もし気がついたならば、そういう民間が経営する、あるいは民間が企画をする、あるいは行動をする、そういうことについてより深く学んで、ある意味では、第三セクターの役員等に指導していくことだと思いますが、そういうお考えはありますか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

今、議員の申されることはもっともなことだと思いますし、私もそのように努めてきたつもりです。不足があれば不足等もあったかもしれません。しかし、私、今、昔のこと、この間、前の話はやめましょうよと言われましたけれども、湯田議員が町長のときに、南会津観光公社つくられました。町が3,800万円、それから各４つの第三セクターの会社から300万円ずつ、合計5,000万円の出資で始まりました。

しかし、4,000万円以上資本金を使っちゃった中で、ＩＮＡもそうですけれども、一切そういう報告がなくて、いきなり合併しましょうと、統合しましょうと。それだけおっしゃるんだったら、自分のときはどうなされたんですか。今でも私はその辺が、私は倒産させられないと思ったから、それは反対はしませんでした。しかし、もともと考えれば、たった３年ぐらいの間に、その計画を述べられて反対した議員もいました。そういう中で発足した、それだけの思い入れのある会社、それに対して報告を全く聞いたことがない。いきなり合併の話しされた。

私は、そういう意味で、議員のおっしゃられることはもっともだと思いますし、そのことは自分としてもしっかり説明していく責任あると、それは感じていますよ。ですから、情報もできるだけ出すし、出さないって言われていますけれども。逆に私は皆さんに情報できるだけ出してくださいって、職員に言っていますよ。しかし、私が町長になったとき、前の町長は議会には資料を出すなとそう言われていましたと、出していいんですかと、本当に言われましたよ。

ですから、言うこと、やること、ちゃんと整合性を取ってくださいよ。これは誰もそれを知っている人というのは、そういう直面した人しか分からないかもしれませんけれども、これは本当の話ですから。私は議会でうそは言いませんから。ですから、そこのところは、発言されるんであれば、自分の考えていること、やってこられたこと、しっかり説明をして、そしていろいろ意見を頂戴したいと私は思います。

私は精いっぱい町民の皆さんにも説明しますし、皆さん方にも資料も出しますし説明もします。それだけの責任はしっかり果たしていきたいと思います。ただ、結果はいろいろなるかと

思いますが、その結果の場合は、当然責任もあるわけですから、それは自分としてはしっかり対応していきたいとそのように考えています。

〇室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

〇４番　湯田芳博議員　私はその挑発には乗りません。資料がない、証明する人がいない、しかも私の記憶では全くそういうことはない。言ってみれば、それは水かけ論になるので、そういう議論をしませんが、この前も言いましたが、気づいたときがスタートラインなんですよ。私は、自分のときどうだこうだじゃないんですよ。今ある町の財政や今ある町の実態を、町が関与する第三セクターをどうするかということを議論している。

　私たちの議論は、この議場で終わりませんから。多分ですが、ＳＮＳというのかユーチューブというのか分かりませんが、それで広く不特定多数が私たちを注目してくれている。誰だか分かりません。そういう中で、私たちは今置かれている町の実態、職員が今果たさなければならない役割、あるいは町民が職員に期待していること、これを実現するために、こういう方法で結果だけを求めるんではなくて、プロセスを、過程を大事にしましょうというふうに申し上げた。そのことは町長には分かってもらえなかった。非常に残念ですが、次の質問に入ります。

　まだ時間があるので、11ページ、会計年度任用職員に関する事項なんですが、主要な政策の成果ですか、その中でよろしいですか。

　ここで、会計年度任用職員数が非常に多いんですね。特に教育委員会、あるいは保育所等があるんですが、これはどうしてなのか教えてください。

〇室井嘉吉議長　学校教育課長。

〇渡部浩明学校教育課長　お答えいたします。

　今、教育委員会が多いというようなお話がございましたので、教育委員会での会計年度任用職員の内訳についてご説明させていただきたいと思います。

　まず、職種としましては、５つの職種がございます。まず、一般調理ということで、これは２年度の決算でございますので、舘岩給食センターも入ってございますけれども、田島小学校と舘岩給食センターに会計年度任用職員ということで雇用をしているという部分がございます。あと、一般の用務員ということで小・中学校、人数でいいますと６人、先ほどの調理員でいいますと８人であります。あと、特別支援教育支援員ということで、支援が必要な子供たちを見る支援員というような役職の方がいらっしゃるんですが、これが16名おります。

　あと、学習支援員というようなことで、複式学級の関係で、県のほうで、今、補正ということで、追加で手当てしていただいている先生がいるんですが、その方について、県のほうでは

一応６時間というような時間制限がございますので、一応学校側として、１日雇用するために不足の１時間45分ですか、その分のみを雇用しているというようなことで、３名の方がいらっしゃいます。

　学校関係でいいますと、一応36名の方がいらっしゃるというようなことでの人数になっているということでございます。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　決算概要の３ページに、一般会計決算についてということで、総括が述べられています。この中で、出だしから、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえてと書いてあります。実は、文言の使い方、いろいろあると思いますが、私が広域議会で一般質問したときにもそうでしたが、あるいは議案審議の、それを財政が逼迫しているというふうに書いてあるんですね。広域圏組合事務局で。逼迫するというのと厳しいのとはどう違うんだか分かりませんが、もしかして、今、学校教育課長が答弁されたことは、財政が厳しいからそういうふうにしているんでしょうか。

○室井嘉吉議長　学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長　あくまでも、学校の場合でいいますと、そういった職種での雇用ということでございますので、それでご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　私たちが暮らす社会は、法の下に規律を守っている。あわせて、必要な社会状況の変化に応じて制度設計をしていく。その制度設計の中で、予算措置をしながら物事を進めていく。そういう形態になっていると思う。

　もし、先ほど説明があった職種が常態化しているようでしたら、これは改めるべきだと思いますよ。公務員法第22条で定めていた臨時職員が、会計年度任用職員になったじゃないですか。これ、社会的な動きですよ。財政が初めにありきじゃない。さっきの株式会社みなみあいづで働く人たちも家族がいるという話がありましたが、私たちは家族あるいは地域、友人、様々な方と関係性を持って生きている。人を中心に物事を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　それでは、私のほうからちょっとお答え申し上げたいと思います。

　先ほど常態化というちょっとお言葉があったんですけれども、今、課長のほうから説明がありました用務員等、調理員等は、これはもう必須の方ですので、これは理解していただければ

と思います。

あと、支援員につきましては、毎年、各学校の子供たちの実態とか状況に応じて、各学校とヒアリングを十分に重ねながら行っておって、毎年同じ数ではございません。増えたり減ったりしているはずですので、常態化ということではなくて、その実情に合わせて雇用しているというふうにご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　現状の説明はそうなるんでしょうけれども、常態化と私が申し上げたのは、必要性が高いかということですね。もし必要性が高いとすれば、自分が働く側の立場になって一度考えてみてください。自分が今、予算担当でいるから、こういう話しかできない、あるいはこういうことを守らなきゃならない。当然です。しかし、一度、自分の身を別な人の立場に置いて物事を考えて、できる、できないではないです。そこで、いろいろな方法を見いだしていただきたい。

ついでに、今、教育の話になりましたので、255ページの補助金の関係、南会津高等学校のことで少し触れさせていただきますが、先ほど中途半端になってしまったので、私はこれだけの補助金を南会津高等学校に出しているのには、それだけの意味があり、それだけの効果があると思う。とすれば、もし万が一、南会津高等学校の存続が県の言うとおりに押し切られるとすれば、南郷地域の人たちは大きな大きな核を失うことに、私はなると。

私はある人から相談を受けて、これは場所はどこだか分かりません、南会津に短期大学をつくりませんかと。そんなことできるんですか、できるかできないかじゃないんだ、この地域を活性化し、しかも未来に希望をつなぐためには教育というものはとても大事だ。だから、私は南郷の地域の人たちと、これまでも話し合ってきたと思います、頑張ってきたと思いますが、まだまだ諦め切れないという人たちがいます。どうぞそこに、もしあれだったら後でその方の名前を教えますから、向き合っていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長　教育長。

○星　英雄教育長　では、私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうからも、これについてちょっとお話があったと思うんですけれども、やはり教育というのはその地域地域によってしっかりとしていくものかなと、私も同感であります。ですから、南郷地区からもし高校がなくなった場合のことを考えますと、非常に私も不安ですので、ぜひそういう方のご意見を聞きながら、町としても頑張っていきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　以上で私の質疑は終わります。

○室井嘉吉議長　ちょっと確認したいんですが、この項で質問をされる方、ちょっと挙手していただけますか。質問を予定されている方。

〔挙手する者なし〕

○室井嘉吉議長　ないですか。

分かりました。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、昼食休憩とします。

午後１時から会議を再開いたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分

○室井嘉吉議長　それでは、休憩前に引き続きまして会議を開き、議案審議を行います。

◇

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第８、議案第72号　令和２年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第７３号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第９、議案第73号　令和２年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

　これで討論を終わります。

　これから採決します。

　本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

　よって、本案については認定することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第７４号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第10、議案第74号　令和２年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

　これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

　これで討論を終わります。

　これから採決します。

　本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。

◎議案第７５号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第11、議案第75号　令和２年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◎議案第７６号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第12、議案第76号　令和２年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎議案第７７号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第13、議案第77号　令和２年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第７８号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第14、議案第78号　令和３年度南会津町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　一般補正17ページの森林水産業費のことについて、治山林道の部分、18の負担金補助の中の県営事業負担金という形で、多分、町の負担分が875万円なんでしょうけれども、僕、勉強不足で申し訳ないんですが、七ヶ岳線という形なので、林道費の１つなんでしょうけれども、この詳細について、事業の中身をちょっと説明いただければ幸いです。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

治山林道費、18節の負担金、補助及び交付金、この中の県営事業負担金でございますが、こちらにつきましては、先ほど議員おただしのとおり、林道七ヶ岳線に伴います改良工事の部分でございまして、今年度につきましては、当初、5,000万円ということで事業計画をしてございましたが、そちらについては約延長15.8キロ、そちらの測量設計という形で進めるところでございましたが、今回、追加でさらに5,000万円の事業費がついたということで、それに伴います市町村負担17.5%分の増額ということで、875万円の増額となっております。

なお、追加の内容につきましては、先ほど測量設計の業務のほかに、のり面の復旧工事、こちらを予定していると聞いております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　5,000万円、15.8キロの部分ですけれども、これ、詳細というと、

前、災害でかなり直した経緯もあったと思うんですけれども、15.8キロ、結構長いですよね。ほぼ下岳あたりの、手前のようなイメージなんですけれども、そこちょっと正確な場所あたり、あたりで結構ですし、あと今設計費というのを言ったので、5,000万円、工事としてはのり面の工事とか言っていたんですが、もうちょっと詳しく説明できませんか。どの付近とか、その辺どうでしょうか。

○室井嘉吉議長　農林課長。

○室井利和農林課長　お答え申し上げます。

まず、15.8キロの測量設計でございますが、こちらにつきましては、国道289号線の針生の入り口から羽塩地区の喜三郎小屋の、今現在、砂利道になっている部分、この全線の測量設計でございます。

今回、プラスでのり面復旧工事ということで、今現在、そちらのほうで計画をしておるんですが、今現在、手元にちょっと細かい資料がございませんので、場所は今のところお答えできません。失礼します。

○室井嘉吉議長　10番、湯田哲君。

○１０番　湯田　哲議員　詳しい説明、ありがとうございます。要は入り口からもう藤生まで行ってしまう、15キロですから、かなり距離いくかなと思ったんですが。了解しました。大丈夫です。ありがとうございます。

○室井嘉吉議長　ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　一般補正18ページの商工費、12節の委託料について、一番上のやつですけれども、この商品券を配る、これは配達、通信料というか１件当たり460円、これはどのような形で、誰が支払って、この460円という金額の根拠というか、その説明をまずお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長　商工観光課長。

○星　博文商工観光課長　お答えいたします。

5,000円分の商品券をお送りしますので、普通郵便で送ってしまいますと、届かなかったとかそういった確認ができませんので、簡易書留郵便、こちらで世帯主宛てにお送りする予定ということで、簡易書留の郵送料掛ける6,500世帯というような想定しての計上になってございます。

○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。

○１５番　楠　正次議員　分かりました。
私こだわっているのは、辞退者が出ないかどうか。460円の郵送料をかけて、事前に、まだ先に話ですから、これは全世帯には送付をするということで、申請とか何かが必要がないものだと思うんですけれども、辞退者がいた場合は、460円かけたものを、私は困っていませんからなんていう人はいないかもしれませんけれども、そういうことは想定できますか。
○室井嘉吉議長　商工観光課長。
○星　博文商工観光課長　お答えいたします。
郵便配達員の方が家に持っていって、不在であったりとかそういう場合は、何回か訪問して、一定期間内に受け取れなかった方とかそういう場合については、役場のほうに戻ってくるようになるかと思います。あとは、今、議員おっしゃったように、持っていった際に、要らない、受け取らないというような場合についても、同様に、町のほうに戻ってくることが想定されます。
受け取らないということで戻ってきた場合については、どういう表示のされ方するのか、ちょっとまだそこまでは把握してございませんが、不在であった場合等については、宛て所不明とかそういう形で判こ押されて戻ってきますので、その場合については、関係課等で情報共有しながら、例えば娘さんとか息子さんのところに行っているとか、そういう場合については、そちらのほうに再度普通郵便等でご連絡をして、いついつまでに受け取ってくださいというような形のご案内を差し上げたり、電話をして確認をしたりということでしたいというふうに考えております。
○室井嘉吉議長　15番、楠正次君。
○１５番　楠　正次議員　必要とされる方に適切に届くように、細かな周知等々はお願いしたいと思いますけれども、配達して、私は結構ですといった場合は、やはり460円というのはかかるんでしょうか。
○室井嘉吉議長　商工観光課長。
○星　博文商工観光課長　お答えいたします。
発送して届けている行為については変わりございませんので、かかるという認識でおります。
○１５番　楠　正次議員　はい、以上でした。
○室井嘉吉議長　ほかにございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
○室井嘉吉議長　それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第７９号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第15、議案第79号　令和３年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第８０号の質疑、討論、採決

〇室井嘉吉議長　日程第16、議案第80号　令和３年度南会津町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

〇室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第８１号の質疑、討論、採決

〇室井嘉吉議長　日程第17、議案第81号　令和３年度南会津町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎令和３年陳情第４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　日程第18、令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

９番、総務委員長、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　総務委員長の大桃英樹です。私のほうから、令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についての総務委員会の審査結果を報告します。

この陳情は、南会津地区平和フォーラム代表、黒沢富夫氏から出されたもので、その要旨は、昨年４月13日に政府が決定した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の決定に対し、トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出は風評被害の再発を招くとして、地域住民の声に真摯に向き合うとともに、決定の再検討を求めるものでございます。

総務委員会では、９月14日に審議を行いました。委員からは、世界各国でも、トリチウムを

含む原発処理水は液体廃棄物として海洋放出されているという意見や、原発由来のトリチウムは自然界にあるものとは性質の違うものという見解もあり、影響は分からないなど、海洋放出が決定された処理水に含まれるトリチウムに対する意見が出されました。また、委員の中には、現在の科学では完全に処理できないトリチウムを海洋放出することは、日本の歴史上、人類の歴史上、正しい選択はないとして、独自の保管方法を提示した上で、今解決できない課題は、未来の科学技術に託すべきとした提案書を政府に送られた委員の方もいらっしゃいました。

海洋放出の影響については、風評被害を呼び起こすことは間違いがない、私たちは10年前の原子力発電所事故で多大な被害を受けた、そのことを思い出すべき、また、あの風評被害を受けた私たちだからこそ、この決定には反対すべきという風評被害に対する意見も多く出されました。

今回、政府が決定したトリチウムを含むＡＬＰＳ処理水の安全性については、国際原子力機関ＩＡＥＡ、グロッシー事務局長が、ＡＬＰＳ処理水の処分方法の２つの選択肢は技術的に実現可能であり国際慣行に沿っている、実施に当たってＩＡＥＡがモニタリング等で支援することで、どのような形の放出であっても国際的な基準を満たしていることにつき、公衆の安全につなげることが可能というような声明を発表しています。また、基本方針の中には、風評被害対策として、風評影響を最大限抑制するための放出方法や、風評影響への対応として、様々な視点から風評被害を抑制するための策が記載されております。

この陳情に係る論点は２つと考えます。１つは、ＡＬＰＳで処理できないトリチウムの安全性、そしてもう一つは、海洋放出することで風評被害が再び発生するのではないか、この２点でございます。

風評被害というものは、分からないものに対する不安から生じるものではないでしょうか。大丈夫と言われたことが、福島という名称だけで判断され、観光客が訪れず、生産したものが買ってもらえない状況を、私たちは経験してまいりました。現代の科学技術をもってしても解明できないことは存在します。科学の視点から見解が分かれる事象に対して、一方の定義だけを支持して、それを容認することは、未来に対しての責任の点で大きな疑問が残ります。

また、敷地内のタンクがいっぱいになる状況を待ったなしの状況としておりますが、当施設の敷地内に空いているスペースにタンクを増設する方法や、さらに大きくて頑強なタンクを建設することなど、検討に値する案が多く存在しております。

このようなことからも、この陳情に対する総務委員会の審査結果は、採択すべきものでございます。委員の皆様には十分にご審議いただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○室井嘉吉議長　これから総務委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　委員会において、このことを、いわゆる放出について再検討しなさいというんですが、時期的にどうなのか、このことがより効果を生むことがやっぱり目的としてあるわけですね。そこのところの議論があったのかどうか。それから、もう一点は風評被害について、私もそこのところは、解決策は自分なりに見いだしていませんが、海洋放出以外に例えばどういう方法があるのか、それらの議論があったかどうか教えてください。

○室井嘉吉議長　総務委員長。

○９番　大桃英樹議員　まず、１点目、その時期的なもの、一方的に延長すれば、じゃどうなるかという危険性、これもありますし、また、ただ単に延長したからといって何があるのか、解決策が生まれるのかということかと思います。時期的なものについては、分からないということしか申し上げられないと思っております。

残念ながら、どれぐらい延ばしたら新しい技術が発生したり生まれたり、そして、例えば海洋放出が延長されて開始されたとしても、風評被害が出なくなる時期というのは一体いつになるのか、これについては分かりません。ただ、地元漁業者、様々な関係者の話を総合すると、やはり理解するに及ばない感情があります。あのときの思いを再びするのではないかという不安、また、これまで一つ一つ積み重ねてきた努力が、また無になってしなうのではないかという声については、耳を傾けました。そのような記事を拝見いたしました。そのようなことから、時期は分からないものの、ただ、今はその時期ではない。そのような判断を総務委員会でいたしました。

２点目、ほかの方法に関しましては、実は私どもの委員の一人であります10番議員が、こんな提案をしております。もう使えなくなる、またはなりそうな大型タンカーがあります。これは厚さ30センチの鉄鋼というんですか、非常に厚い鉄です、それで覆われた50万トンという大きなタンカーというものが使われないであるというものがありました。例えば、それに海洋放出するんではなくて、そちらに貯めておいたらどうだ、タンクの代わりに使うということです。そういった方法もあります。

また、それ以外の機関で提案していること、例えば、野党でも敷地内に違うスペースがあるだろうと、空いているスペースがある、そこに建設することも可能、または、今のタンクというのは、大きさが一定です。しかしながら、高さを高くしていくと、さらに大量の水を入れる

ことが可能になります。そういったことから、容量が大きくて、さらに頑強なタンクを造ることによって、設置することによって、この時間というのは、また延ばすことができる、その間にしっかり地元の合意形成を進めたり、新たな方法、海洋放出に対する不安を払拭する時間をつくるべきではないかというようなことを、総務委員会では検討いたしました。

○室井嘉吉議長　４番、湯田芳博君。

○４番　湯田芳博議員　足元のぬかるみに、しっかりと気を配りながらも、自分たちの手の届かない、あるいは目に留まらないところの問題に、しっかりと意識を向けて議論をするということは、私はとても大事だというふうに思います。特に昨今、個人主義だ、こういう見方がされる時代になってきつつありますが、そんな中で、この陳情について、委員会でしっかりと議論されたことを高く敬意を表します。

それで、この陳情書を上げるタイミングなんですが、今、総選挙が行われようとしています。つまり、それは行政ですから継続されるんではあろうと思うんですが、もしかして、分からないですよ、分からないんですが、政権が変わる可能性だってなきにしもあらず。だから、せっかくこれだけ議論して、これだけの思いを陳情として提出するわけですから、そこのところは提出時期について、陳情者を、陳情書をもって検討を進めてください。そんなことを思って、私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長　総務委員長。

○９番　大桃英樹議員　ありがとうございます。

確かに福島は広く、非常に弱き、例えば双葉地方、思いをはせてもなかなか想像し得ない風景が今も広がっています。また、震災前の風景についても、私たち十分に知っているわけではありません。しかしながら、共感できるのは、今もなお、やはり地方ということで、どうやって所得を上げていくのかとか、暮らしをよくしていくのか、そして持続可能な地域をつくっていくのかということで話し合った結果、原発を誘致し、生き残る策として、皆さんが合意形成を行い、一生懸命育んでこられたなりわいがあったということです。それをもう一度取り戻すために努力されていることを、私たちは常々意識するべきではないでしょうか。

このような事象からも、我々に課せられた地方創生の大事さ、そして、住民に託された負託の重さを改めて感じたところです。ぜひ議員の皆様にはご理解いただきまして、ご議決くださいますようお願いします。改めてお願いいたします。

○室井嘉吉議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、令和３年陳情第４号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出の再検討を求める意見書提出の陳情については採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は庁内放送でお知らせをいたします。

議会運営委員の方にお知らせをいたします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は中会議室２にお集まりをお願いいたします。

休憩　午後　１時２８分

再開　午後　１時４７分

○室井嘉吉議長　それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎日程の追加

○室井嘉吉議長　先ほど、議員提出議案１件、委員会提出議案１件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出をされており

ます。

お諮りをします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議案日程のとおり日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◎議員提出議案第２号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　追加日程第１、議員提出議案第２号　豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、12番、山内政君から趣旨説明を求めます。

12番、山内政君。

○１２番　山内　政議員　提出者、12番、山内政より説明を申し上げたいと思います。

議員提出議案第２号、令和３年９月17日。

南会津町議会議長、室井嘉吉様。

提出者、南会津町議会議員、山内政。賛成者、高野精一、大桃英樹、丸山陽子、渡部訓正、馬場浩。

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について。

これについて提案理由を申し述べます。朗読をいたします。

本町は、豪雪地帯対策特別措置法（以下「豪雪法」という。）に基づき町全域が豪雪地帯に指定されるとともに、面積の約60％が特別豪雪地帯の指定を受けている全国有数の豪雪地帯です。これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等に基づき、国において様々な支援がなされてきたところでありますが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、短期集中的な豪雪など気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しております。

特に、令和２年度の豪雪は、こうした豪雪地帯の厳しい状況を浮き彫りにしたものであり、

短期集中的な豪雪による高速道路上での大規模な立ち往生の発生や、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊、さらには雪下ろし除雪作業に伴う高齢者の死傷事故が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。

このように豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要であります。

現行の豪雪法の特例措置の期限が令和４年３月末に迎えることから、特例措置の延長と豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く意見を求める意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣であります。

意見書の中身については、お手元の別紙のとおりであります。

以上、ご決定をいただくようにお願いを申し上げます。

○室井嘉吉議長　それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○１２番　山内　政議員　ありがとうございました。

◇

◎委員会提出議案第６号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長　追加日程第２、委員会提出議案第６号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

９番、総務委員長、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　総務委員長の大桃英樹であります。ただいま議題となりました委員会提出議案第６号　トリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

先ほど、採択すべきものとして判断した際の説明と重複する部分ございますが、読み上げて再度提案理由の説明としたいと思います。

政府は令和３年４月13日、東京電力福島第一原子力発電所敷地内に保管されているトリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水について、海洋放出の方針を正式に決定しました。この海洋放出については、多くの地域住民が様々な懸念と大きな不安を抱いており、県内の市町村議会からも反対、慎重の意見書が上がっております。

本町は、東京電力福島第一原子力発電所事故の直接的影響は、県内の中では極めて少なかったにもかかわらず、大きな風評被害に見舞われ、地域経済に多大な影響が及びました。この間、町を挙げて風評被害の克服に全力で取り組んできたところです。そうした努力が今も継続される中での海洋放出決定は、風評被害払拭の取組を後退させ、再発を招くものにほかなりません。

また、ＡＬＰＳ処理水は事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原発から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違うと言われています。

海洋放出による地域への影響、住民の声に真摯に向き合い、海洋放出方針を再検討するよう強く求める意見書を提出するものでございます。

提出先は記載のとおりでございます。また、意見書につきましても次のページに記載されておりますので、ご覧いただきますようお願いします。

慎重審議いただき、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長　追加日程第３、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長　追加日程第４、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各

常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣を願います。

◇

◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長　本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第３回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　２時０１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　　　長　　室　　井　　嘉　　吉

署　名　議　員　　湯　　田　　芳　　博

署　名　議　員　　菅　　家　　幸　　弘

９番　大　桃　英　樹　　議員

資　　料

無償化等の状況

平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果について

選択肢		該当自治体数	割合
1	小中学校とも無償化を実施	７６	４.４％
2	小学校のみ無償化を実施	４	０.２％
3	中学校のみ無償化を実施	２	０.１％
	小計	８２	４.７％
4	１～３以外で一部無償化・一部補助を実施	４２４	２４.４％
5	無償化等を実施していない	１，２３４	７０.９％
	合計	１，７４０	１００.０％

１０番　湯　田　　　哲　　議員

資　　料

【一般質問】湯田　哲　資料１

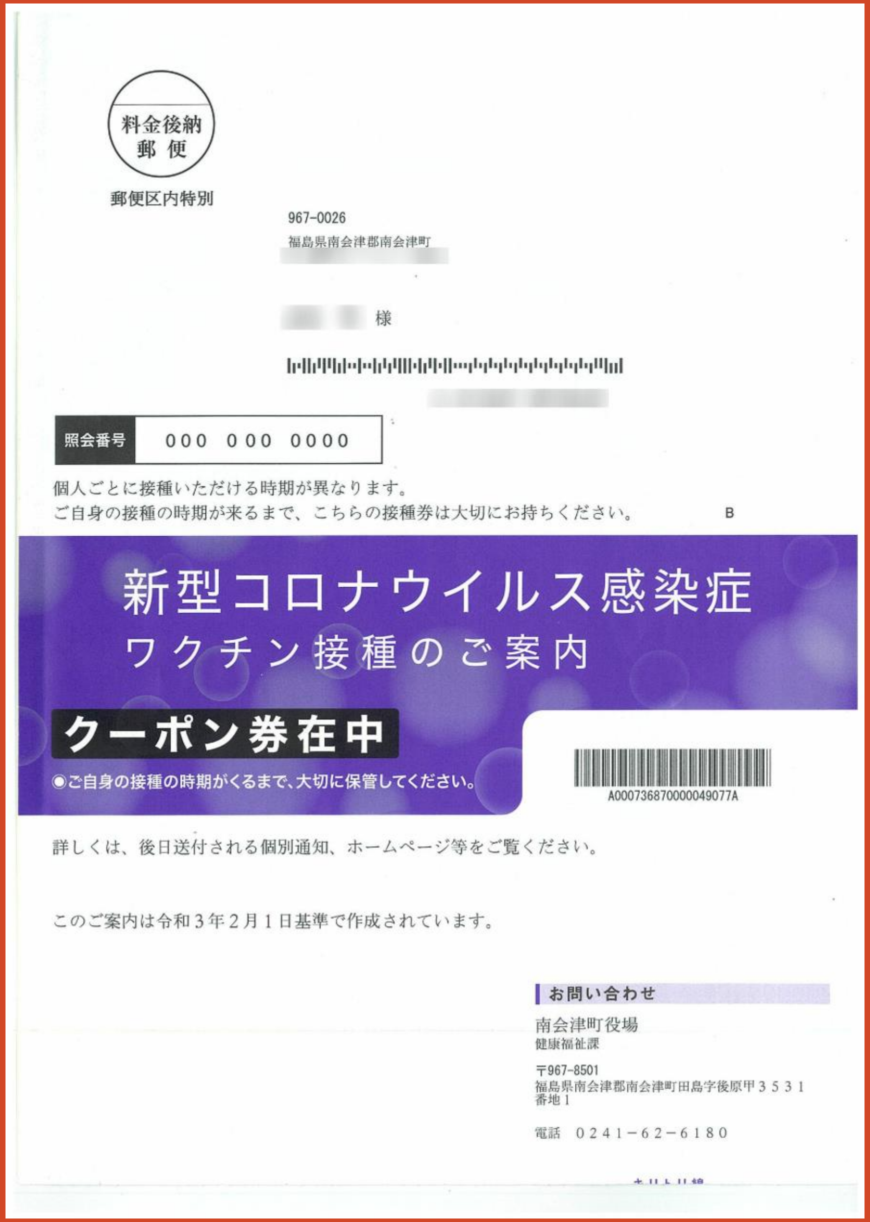

料金後納
郵便

郵便区内特別

967-0026
福島県南会津郡南会津町

様

照会番号	000 000 0000

個人ごとに接種いただける時期が異なります。
ご自身の接種の時期が来るまで、こちらの接種券は大切にお持ちください。　B

新型コロナウイルス感染症
ワクチン接種のご案内

クーポン券在中

◉ご自身の接種の時期がくるまで、大切に保管してください。

A000736870000049077A

詳しくは、後日送付される個別通知、ホームページ等をご覧ください。

このご案内は令和３年２月１日基準で作成されています。

お問い合わせ

南会津町役場
健康福祉課

〒967-8501
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲３５３１番地１

電話　０２４１－６２－６１８０

【一般質問】湯田　哲　資料２

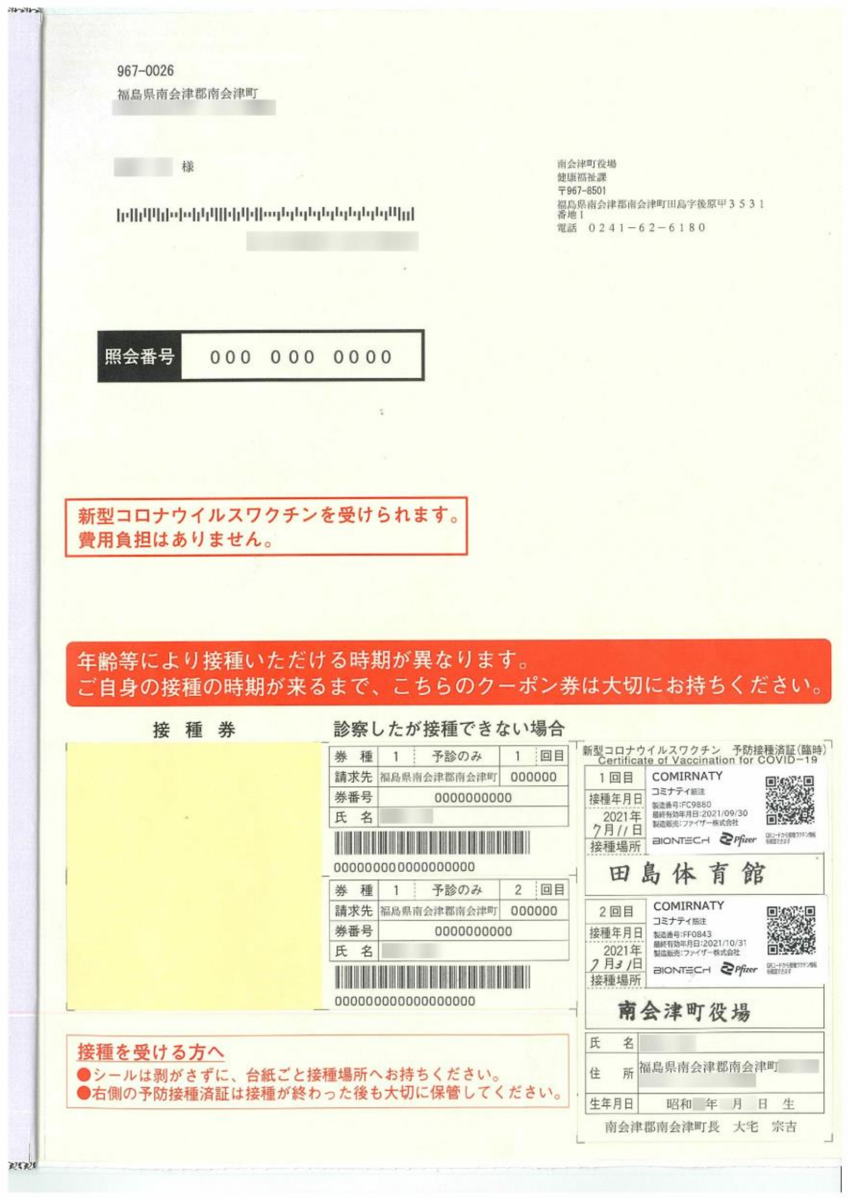

967-0026
福島県南会津郡南会津町

様

南会津町役場
健康福祉課
〒967-8501
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲３５３１番地１
電話　０２４１－６２－６１８０

照会番号	000 000 0000

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

年齢等により接種いただける時期が異なります。
ご自身の接種の時期が来るまで、こちらのクーポン券は大切にお持ちください。

接　種　券

診察したが接種できない場合

券　種	1	予診のみ	1 回目
請求先	福島県南会津郡南会津町		000000
券番号	0000000000		
氏　名			

0000000000000000000

券　種	1	予診のみ	2 回目
請求先	福島県南会津郡南会津町		000000
券番号	0000000000		
氏　名			

0000000000000000000

新型コロナウイルスワクチン　予防接種済証（臨時）
Certificate of Vaccination for COVID-19

1 回目	COMIRNATY コミナティ筋注 製造番号:FC9880 最終有効年月日:2021/09/30 製造販売:ファイザー株式会社 BIONTECH Pfizer
接種年月日	2021年 7月11日
接種場所	田島体育館
2 回目	COMIRNATY コミナティ筋注 製造番号:FF0843 最終有効年月日:2021/10/31 製造販売:ファイザー株式会社 BIONTECH Pfizer
接種年月日	2021年 7月31日
接種場所	南会津町役場
氏　名	
住　所	福島県南会津郡南会津町
生年月日	昭和　年　月　日　生

南会津郡南会津町長　大宅　宗吉

接種を受ける方へ
●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

【一般質問】湯田　哲　資料３

新型コロナウイルスワクチン　予防接種済証（臨時）
Certificate of Vaccination for COVID−19

1回目	COMIRNATY コミナティ筋注 製造番号:FC9880 最終有効年月日:2021/09/30 製造販売:ファイザー株式会社 BIONTECH Pfizer QRコードから接種ワクチン情報を確認できます	
接種年月日	2021年 7月11日	
接種場所	田島体育館	
2回目	COMIRNATY コミナティ筋注 製造番号:FF0843 最終有効年月日:2021/10/31 製造販売:ファイザー株式会社 BIONTECH Pfizer QRコードから接種ワクチン情報を確認できます	
接種年月日	2021年 7月31日	
接種場所	南会津町役場	
氏　　名	[redacted]	
住　　所	福島県南会津郡南会津町[redacted]	
生年月日	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日　生	

南会津郡南会津町長　大宅　宗吉

【一般質問】湯田　哲　資料４

【一般質問】湯田　哲　資料５

【一般質問】湯田　哲　資料６

【一般質問】湯田　哲　資料７

【一般質問】湯田　哲　資料８

【一般質問】湯田　哲　資料９

【一般質問】湯田　哲　資料１０

【一般質問】湯田　哲　資料１１

福島県いわき市にある川の道路